

支給する。

第五十一條 前條の手当の額は、作業一日につき五円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(押印作業手当)

第五十二條 押印作業手当は、簡易保険支局に勤務する郵政及び電氣通信職員が保険料徴收原簿、貸付監査票、保険申入書、保険証書、保険料領收帳、保険金還附金支拂通知書又は保険契約原簿(以下原簿という。)の記号及び番号の押印作業に従事したときに、支給する。

第五十三條 前條の手当の額は、原簿等の用紙百枚につき十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(山上勤務手当)

第五十四條 山上勤務手当は、郵政及び電氣通信職員が左に掲げる超短波無線中継所で勤務したときに、支給する。

- 一 双子超短波無線中継所
- 二 那須超短波無線中継所
- 三 八丈超短波無線中継所
- 四 横手超短波無線中継所
- 五 女神超短波無線中継所
- 六 雲山超短波無線中継所
- 七 東嶺超短波無線中継所

- 八 新山超短波無線中継所
- 九 折爪超短波無線中継所
- 十 釜臥超短波無線中継所
- 十一 笹山超短波無線中継所
- 十二 藻岩超短波無線中継所
- 十三 國見超短波無線中継所
- 十四 大山超短波無線中継所
- 十五 青山超短波無線中継所
- 十六 六甲超短波無線中継所
- 十七 常山超短波無線中継所
- 十八 志和超短波無線中継所
- 十九 祖生超短波無線中継所
- 二十 竜岡超短波無線中継所
- 二十一 大根地超短波無線中継所
- 二十二 老嶽超短波無線中継所
- 二十三 湯出超短波無線中継所
- 二十四 牟礼超短波無線中継所
- 二十五 殿原超短波無線中継所
- 二十六 野北超短波無線中継所
- 二十七 灰ヶ峰超短波無線中継所
- 二十八 風師超短波無線中継所

第五十五條 前條の手当の額は、勤務一日につき四十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(連合國軍派遣要員手当)

第五十六條 連合國軍派遣要員手当は、郵政及び電氣通信職員が連合國軍の命令により派遣されて、連合國軍専用の電信及び電話の現業事務並びに電氣通信施設の建設及び保守の作業に従事したときに、支給する。

第五十七條 前條の手当の額は、作業一日につき六十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(特殊有技者手当)

第五十八條 特殊有技者手当は、郵政及び電氣通信職員が左に掲げる作業に関し特に優秀な技術を有し、且つ、現にその作業に従事したときに、支給する。

- 一 郵便物のあて所別区分作業
- 二 外國郵便、外國郵便為替又は外國郵便振替の取扱作業
- 三 郵便物の配達道順組立作業
- 四 速達郵便物の配達作業
- 五 無線電信機通信作業
- 六 自動機通信宰領作業
- 七 きねさん孔作業
- 八 和文けん盤さん孔作業

第三編 第六類 政府職員の特種勤務手当に関する政令

- 九 欧文けん盤さん孔作業
- 十 印刷機通信宰領作業
- 十一 和文印刷機送信作業
- 十二 欧文印刷機送信作業
- 十三 和文音響機通信作業
- 十四 欧文音響機通信作業
- 十五 現波受信作業
- 十六 ちようふ現字紙受信作業
- 十七 写真又は模写電信機通信作業
- 十八 電話機通信作業
- 十九 欧文電報の検査及び受付作業
- 二十 電報送信原書のあて所別区分作業
- 二十一 電報の配達作業
- 二十二 市外電話交換作業
- 二十三 市内電話交換作業
- 二十四 電信回線試験作業
- 二十五 電話回線試験作業
- 二十六 無線電信回線試験作業
- 二十七 無線電話回線試験作業
- 二十八 特殊宅内装置試験作業
- 二十九 通信用ケーブル接続作業

- 三十 空中線接続作業
 - 三十一 地下ケーブル線路特殊建設作業
 - 三十二 珠算による計算作業
 - 三十三 統計票せん孔作業
 - 三十四 その他大蔵大臣の定める作業
- 2 前項に定める技術の程度は、大蔵大臣が定める。
- 第五十九條** 前條の手当の額は、作業一日につき二十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(貯蓄奨励手当)

- 第六十條** 貯蓄奨励手当は、郵便局に勤務する郵政及び電氣通信職員が第一号及び第二号に該当するとき又は郵政及び電氣通信職員が第三号に該当するときに、支給する。
- 一 定額郵便貯金、積立郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金(以下定額郵便貯金等という)の新規契約を成立せしめたとき
 - 二 定額郵便貯金等の募集成績が抜群であつたと大蔵大臣が認めるとき
 - 三 定額郵便貯金等の募集成績の向上に貢献したと大蔵大臣が認めるとき
- 第六十一條** 前條第一号に該当する者に対して支給すべき手当の額は、その者の成立せしめた定額郵便貯金等の契約一

- 件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算して得た金額の合計額とする。
- 一 定額郵便貯金契約 額面金額の百分の〇・六に相当する額
 - 二 積立郵便貯金契約 第一回掛金の百分の十に相当する額
 - 三 簡易生命保険契約 月掛保険料のものは、普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回保険料の百分の六十に相当する額
 - 四 郵便年金契約 一時拂又は随時拂掛金のものは、普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回保険料の百分の七に相当する額

分割掛掛金のもの

普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回掛金額の百分の五(月掛掛金のものに限り百分の十七)に相当する額

こえる定額郵便貯金契約を成立させた郵便局又は大蔵大臣の定めた簡易生命保険募集目標額の八割をこえる簡易生命保険契約を成立させた郵便局に勤務する者については、その者の成立せしめた契約一件につき、左の各号に掲げる金額を、それぞれ前條第一号及び第三号に定める額に加算することができる。

- 一 定額郵便貯金契約 額面金額の百分の〇・四に相当する額
- 二 簡易生命保険契約 月掛保険料のものは、第一回保険料の百分の五十に相当する額
- 三 年掛保険料のものは、第一回保険料の百分の四に相当する額

第六十二條

割増金付定額郵便貯金契約であつて抽せんの結果最高額又はこれに次ぐ額の割増金が支拂われたものを成立させた者については、その割増金の百分の一に相当する額を、前條第一号に定める額に加算することができる。

第六十三條 第六十條第二号に該当する者に対して支給すべき手当の額は、大蔵大臣の定める貯蓄奨励期間につき五千円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

2 簡易生命保険契約であつて保険金額が一万五千円をこえるものを成立させた者については、保険金額の千分の二に相当する額を、簡易生命保険契約であつて十年以上の保険料を前納するものを成立させた者については、二十円の範囲内で大蔵大臣の定める額を、それぞれ前條第三号に定める額に加算することができる。

2 大蔵大臣の定める郵便局にあつては、大蔵大臣の定める額を、前項の額に加算することができる。但し、その加算額は、当該郵便局を通じて五万円をこえることはできない。

3 大蔵大臣の定める貯蓄奨励期間において、その郵便局につき、大蔵大臣の定めた定額郵便貯金募集目標額の七割を

第六十四條 第六十條第三号に該当する者に対して支給すべ

き手当の額は、大蔵大臣の定める貯蓄奨励期間において、すべての郵便局において成立せしめられた定期郵便貯金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算して得た金額の合計額の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

- 一 定期郵便貯金契約又は積立郵便貯金契約 額面金額の百分の〇・二に相当する額
- 二 簡易生命保険契約 第一回保険料の百分の二十に相当する額
- 三 郵便年金契約 第一回掛金額の百分の一に相当する額

(非常災害復旧作業手当)

第六十五條 非常災害復旧作業手当は、郵政及び電気通信職員が火、風、水、雪その他による非常事故により破壊された郵政省又は電気通信省所管の諸施設の復旧作業で大蔵大臣の定めるものに従事したときに、支給する。

第六十六條 前條の手当の額は、作業一日につき六十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第十三章 へき地所在官公署在勤職員の特殊勤務手当 (へき地所在官公署在勤職員の特殊勤務手当)

第九十四條 へき地所在官公署在勤職員の特殊勤務手当は、職員が交通至難の島その他の地(以下へき地という。)に在

る官公署に在勤したときに、支給する。

2 前項のへき地の指定は、大蔵大臣が行う。
第九十五條 前條の手当の額は、在勤一月につき七百五十円の範囲内で、大蔵大臣が定める。

第十四章 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 (傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

第九十六條 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、傳染病防疫に従事する職員が傳染病が発生し、又は発生する虞のある場合において傳染病患者若しくは傳染病の疑のある患者の救護又は傳染病菌の附着した、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したときに、支給する。

第九十七條 前條の手当の額は、作業一日につき四十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第十五章 雜則

(特殊勤務手当の支給定日)

第九十八條 特殊勤務手当は、その月分を翌月の支給定日に支給する。

2 前項の支給定日は、それぞれの特殊勤務手当につき大蔵大臣が定める。但し、可能な限り早く支拂われるように定めなければならない。

(大蔵大臣の権限)

第九十九條 この政令に定めるものの外、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

附則

第一百條 この政令は、公布の日から、施行し、昭和二十三年四月一日から、適用する。

第一百一條 昭和二十三年一月一日から同年三月三十一日まで間は、昭和二十二年十二月三十一日現在において、職員に対してその勤務の特殊性に基いて支給されていた手当、加俸その他の給與を、同日現在の例により、政府職員の新給與実施に関する法律第二十條の規定による特殊勤務手当として支給する。

第一百八條 左に掲げる勅令等は、廃止する。各勅令等日給の者休暇日にも給與支給の件(明治八年太政官達第百十四号) 傳染病予防救治に従事する官吏、準官吏及び傭員に手当支給の件(明治二十八年勅令第七十一号)

戦時又は事変に際し之に起因する電線工事に従事する者に手当給與の件(明治三十七年勅令第九十六号)

月俸七十五円未満の判任官待遇者の俸給に関する件(明治四十年勅令第二百四十四号)

船舶内に設置したる郵便、電信及び電話官署に在勤する職員に手当給與の件(明治四十二年勅令第二百十五号)

第三編 第六類 政府職員の特殊勤務手当に関する政令

教官及び技術官の俸給に関する件(大正九年勅令第二百六十二号)

交通至難の場所に在勤する職員に手当支給の件(大正九年勅令第四百五号)

特定郵便局長等の給與に関する件(大正九年勅令第四百八十三号)

勤勉手当給與令(大正九年勅令第五百四十五号) 外國在勤者等に支給する給與の臨時増給に関する件(昭和七年勅令第九十号)

戦時又は事変に際し外國又は南洋群島在勤者等に臨時手当給與の件(昭和十五年勅令第四百一号)

特殊試験手当給與令(昭和二十年勅令第二百六十四号) 行政整理に際し退官退職したる者等に支給する特別の賜金又は手当に関する件(昭和二十年勅令第六百七十号)

行政整理に際し退官し又は休職を命ぜらるる者に関する俸給の特例の件(昭和二十年勅令第六百九十八号)

附則(昭和二十四年五月三十一日)

政令第百七十九号) この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

●特殊勤務手当

(昭和二十四年三月十九日
人事院規則九一〇(昭和
二十三年十二月一日適用))

特殊勤務手当

- 1 政府職員の特種勤務手当は、左に掲げるものを除く外、俸給の一部とする。
 - 一 鉄道職員の特種勤務手当のうち、出札勤務手当及び教務手当
 - 二 通信職員の特種勤務手当のうち、現金出納手当、教務手当及び貯蓄奨励手当
 - 三 専賣職員の特種勤務手当のうち、現金取扱手当及び教務手当
 - 四 税務講習所職員の特種勤務手当

●郵政部門職員の特種勤務手当支給規程

(昭和二十四年七月十四日
公達 第十十七号)

郵政部門一般

- 第一條 郵政部門職員(以下職員という)の特種勤務手当については、別に定めるものの外、この規程の定めるところ

による。

第二條 この規程中所轄長とは、別表第一の上欄に掲げる者をいい、それぞれ下欄に掲げる郵政官署を管轄するものとする。

(重労働手当)

- 第三條 重労働手当は、郵政官署に勤務する者が、左に掲げる作業に従事したときに、支給する。
 - 一 継越局又は分配局における郵便袋及び小包郵便物の処理及び運送作業
 - 二 鉄道郵便局、鉄道郵便局駅派出所及び鉄道郵便局駅駐在所における郵便袋及び小包郵便物の処理及び運送作業
 - 三 郵便局における小包郵便物の単独配達作業
 - 四 別に定める雪害期間及び雪害地域における夜間(午後六時から翌日午前六時まで)の至急電報及び医療品速達郵便物の配達作業
- 第四條 前條第一号に定める「継越局又は分配局における郵便袋及び小包郵便物の処理及び運送作業」とは、一年を通じて一日の平均の郵便の取扱数が二百個以上の継越局又は分配局のうち別に指定する局における郵便袋及び小包郵便物の処理及び運送作業をいう。
- 2 前條第三号に定める「郵便局における小包郵便物の単独

配達作業」とは、一年を通じて一日平均の小包郵便物の取扱数が千五百箇以上の郵便局のうち別に指定する局における小包郵便物の単独配達作業をいう。

第五條 第三條の額の額は、作業に従事した日一日につき、左の額以内とする。

- 一 第三條第一号の作業 二十四円
- 二 第三條第二号の作業 二十円(但し、郵便乗務職である職員については十五円)
- 三 第三條第三号の作業 十五円
- 四 第三條第四号の作業 二十円

(現金出納手当)

第六條 現金出納手当は、郵政官署に勤務する者が、左に掲げる現金の出納事務に従事したときに、支給する。

- 一 連合國軍の発行に係る軍票類の出納
- 二 郵便局の窓口で行う郵便為替及び郵便貯金に係る現金の受入及び拂出
- 三 郵便局の局外で取り扱う積立郵便貯金の預入金の集金
- 四 郵便局の窓口で行う簡易生命保険及び郵便年金に係る現金の受入及び拂出
- 五 郵便局の局外で取り扱う簡易生命保険の保険料及び郵便年金の掛金の集金

六 郵便局の窓口における郵便切手類及び収入印紙の賣さばきに係る現金の出納

七 資金及び過剰金の出納

第七條 前條第一号に定める「連合國軍の発行に係る軍票類の出納」とは、別に指定する軍票類取扱局所で行う連合國軍の発行に係る軍票類の受入及び拂出をいう。

第八條 第六條の額の額は、作業に従事した日一日につき、左の額以内とする。

- 一 第六條第一号の作業 十七円
- 二 第六條第二号の作業 二十円
- 三 第六條第三号の作業 五円
- 四 第六條第四号の作業 十円
- 五 第六條第五号の作業 五円
- 六 第六條第六号の作業 十五円
- 七 第六條第七号の作業 十七円

2 職員が、第六條各号に掲げる作業の二以上に従事した場合における前項の額の額は、その従事した作業のうち最高の額の手当を支給される作業の額の額とする。

(教務手当)

第九條 教務手当は、職員が本務の外、左に掲げる作業に従事したときに、支給する。

- 一 職員訓練所の講師としての授業
- 二 職員訓練所附属寄宿舎における訓練生の指導及び監督並びに寄宿舎の管理

第十條 休日又は訓練を行わない期間にあつては、職員訓練所長の命により、現に第九條第二号に定める勤務に従事した日に限り、教務手当を支給することができる。

第十一條 第九條第一号に定める手当の額は、授業一時間につき、五十円とする。

第十二條 第九條第二号に定める手当の額は、勤務一日につき、十五円とする。

2 職員が、第九條第二号に定める勤務に従事している間に、職員訓練所長の命により本務に従事した場合における前項の手当の額は、十五円からその本務に従事した時間数に二円五十銭を乗じて得た額（十五円をこえるときは十五円）を控除して得た額とする。

（郵便貯金原簿等索出格納手当）

第十三條 郵便貯金原簿等索出格納手当は、地方貯金局に勤務する者が、貯金原簿、証券原簿、恩給原簿又は貯金預入申込書の索出及び格納に従事したときに、支給する。

第十四條 前條に定める手当の額は、作業に従事した日一日につき、五円以内とする。

- 五 保険料領収帳 二円
- 六 保険金還附金支拂 一円五十銭

通知書

- 七 保険契約原簿 一円五十銭

2 前項の取扱件数の計算において、百件に満たない端数があるときは、五十件以上は百件とし、五十件未満は切り捨てる。但し、貸付監査票について十件に満たない端数があるときは五件以上は十件とし、五件未満は切り捨てる。

（特殊有技者手当）

第十七條 特殊有技者手当は、左に掲げる作業に關し特に優秀な技術を有し且職務に勤勉なる職員が、その作業に従事したときに、支給する。

- 一 郵便物のあて所別区分作業
- 二 外國郵便、外國郵便為替又は外國郵便振替の取扱作業
- 三 郵便物の配達道順組立作業
- 四 速達郵便物の配達作業
- 五 和文音響機通信作業
- 六 欧文音響機通信作業
- 七 欧文電報の検査及び受付作業
- 八 市外電話交換作業

第三編 第六類 郵政内職員の特殊勤務手当支給規程

（押印作業手当）

第十五條 押印作業手当は、地方簡易保険局に勤務する者が、所定勤務時間内に、左に掲げる最低取扱件数をこえて、保険料徴收原簿、貸付監査票、保険申込書、保険証書、保険料領収帳、保険金還付金支拂通知書又は保険契約原簿の記号及び番号の押印作業に従事したときに、支給する。

- 一 保険料徴收原簿 五千五百件
- 二 貸付監査票 四百件
- 三 保険申込書 五千三百件
- 四 保険証書 六千九百件
- 五 保険料領収帳 五千百件
- 六 保険金還附金支拂 六千四百件
- 七 通知書 六千四百件
- 七 保険契約原簿 六千四百件

第十六條 前條に定める手当の額は、前條に定める最低取扱件数をこえる取扱件数百件（貸付監査票にあつては十件）毎に、左の額とする。

- 一 保険料徴收原簿 二円
- 二 貸付監査票 一円
- 三 保険申込書 二円
- 四 保険証書 一円五十銭

九 市内電話交換作業

十 珠算による計算作業

十一 統計票せん孔作業

十二 統計機械、度量衡器及び自動押印機の保守作業（特殊機械保守作業という。）

十三 特殊旋盤、特殊鍍金、特殊塗装、特殊銲接、特殊木工及び特殊銀鑄作業（特殊修繕工作々業という。）

十四 現金査算作業

第十八條 前條に定める技術の程度は、別に定める試験の成績により一級から六級までの間で定める。

第十九條 前條に定める試験は、毎年一回別に定める期日に行う。

2 前條の試験で定められた技術に基く特殊有技者手当の受給資格は、前項に定める期日の属する月の翌月から一年（所轄長が技術及び実務の成績が特に優秀で試験を行う必要がないと認められた者については三年）を限り有効とする。

第二十條 第十七條に定める手当の額は、現に作業に従事した日一日につき、第十八條の規定による技術の級別に應じて定めた左の額とする。

- 一 第十七條第一号の作業 一級八円 二級五円
- 二 同 第二号の作業 一級十五円 二級十円

三 同	第三号の作業	一級八円	二級五円
四 同	第四号の作業	一級八円	二級五円
五 同	第五号の作業	一級八円	二級五円
六 同	第六号の作業	一級八円	二級五円
七 同	第七号の作業	一級十五円	二級十円
八 同	第八号の作業	一級八円	二級五円
九 同	第九号の作業	五円	
十 同	第十号の作業	一級二十円	二級十五円
		三級十三円	四級十円
		五級八円	六級五円
十一 同	第十一号の作業	一級二十円	二級十二円
		三級五円	
十二 同	第十二号の作業	一級十一円	二級八円
十三 同	第十三号の作業	一級十一円	二級八円
十四 同	第十四号の作業	一級十一円	二級八円

2 特殊有技者手当の支給は同一人について各作業を通じて三事項までとする。二事項以上の手当を支給する場合は、その者の従事する主たる作業を基本事項、その他のものを累加事項とし、累加事項に対しては、一日につき三円以内を支給する。

第二十一條 特殊有技者手当は、部長、局長、所長、課長、

主幹及び係長の職にある者に対しては支給しない。

(貯蓄奨励手当)

第二十二條 貯蓄奨励手当は、職員が左の各号の一に該当するときに支給する。

- 一 定額郵便貯金、積立郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金(以下定額郵便貯金等という。)の新規契約を成立させたとき
- 二 定額郵便貯金等の募集成績が抜群であつたとき
- 三 定額郵便貯金等の募集成績の向上に貢献したとき

第二十三條 前條第一号に該当する者に対して支給すべき手当の額は、その者の成立させた定額郵便貯金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算して得た金額の合計額の範囲内の額とする。

- 一 定額郵便貯金契約 額面金額の百分の〇・六に相当する額
- 二 積立郵便貯金契約 第一回掛金の百分の十に相当する額
- 三 簡易生命保険契約 月掛保険料のもの 普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回保険料の百分の六十に相当する額

年掛保険料のもの 特定郵便局に勤務する者にあつては、第一回保険料の百分の百十に相当する額

普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回保険料の百分の七に相当する額

四 郵便年金契約 一時拂又は随時拂 掛金額の百分の二に相当する額

分割拂掛金のもの 普通郵便局に勤務する者にあつては、第一回掛金額の百分の五(月掛々金のものに限り百分の十七)に相当する額

第三編 第六類 郵政内職員の特殊勤務手当支給規程

第二十四條 割増金付定額郵便貯金契約であつて抽せんの結果最高又はこれに次ぐ額の割増金が支拂われたものを成立させた者については、その割増金の百分の一に相当する額を、前條第一号に定める額に加算するものとする。

- 2 簡易生命保険契約であつて保険金額が一万五千円をこえるものを成立させた者については、保険金額の百分の二に相当する額を、簡易生命保険契約であつて十年以上の保険料を前納させた者については、一件につき五円をそれぞれ前條第三号に定める額に加算するものとする。
- 3 定額郵便貯金募集目標額の七割をこえる定額郵便貯金契約を成立させた郵便局又は簡易生命保険募集目標額の八割をこえる簡易生命保険契約を成立させた郵便局に勤務する者については、そのこえる部分の契約一件につき、左の各号に掲げる金額の範囲内の額をそれぞれ前條第一号及び第三号に定める額に加算するものとする。

- 一 定額郵便貯金契約 額面金額の百分の〇・四に相当する額
- 二 簡易生命保険契約 月掛保険料のもの 第一回保険料の百分の五十に相当する額
- 年掛保険料のもの 第一回保険料の百分の四に相当する額

る額

但し、五箇年拂込養老保険契約に限り左に掲げる額とする

月掛保険料のもの 第一回保険料の百分の二十に相当する額

年掛保険料のもの 第一回保険料の百分の二に相当する額

第二十五条 第二十二條第二号及び第三号に該当する者に対して支給すべき手当については、その都度別に定める。

第二十六条 定額郵便貯金及び積立郵便貯金を既に預入の郵便貯金から組替して成立させた場合において、第二十三條第一号及び第二号並びに第二十四條第三項第一号の規定による貯蓄奨励手当は支給しない。

2 積立郵便貯金契約、簡易生命保険契約又は郵便年金契約がその成立後において、左の事由に該当するに至つた場合においては、既に支給を受けた貯蓄奨励手当は、その後において支給される貯蓄奨励手当から差し引くか又は返還しなければならぬ。

一 積立郵便貯金契約について、成立の日から起算して一年以内に集金取扱停止を受ける事実が発生したとき、又は預入停止の申出があつたとき

第三十条 特殊勤務手当は、その月分を翌月三日（事務の都合ある場合は二十一日）に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給することができる。

第三十一条 所轄長は、特殊勤務手当の支給実績について、昭和二十三年第一、四半期分以降毎四半期毎に別表第二に掲げる様式により、それぞれ七月末日、十月末日、一月末日及び四月末日までに官房人事部長あて報告しなければならない。

第三十二条 本省局部課長、地方貯金局長、地方簡易保険局長、職員訓練所長、地方郵政局長、地方郵政監察局長及び郵便局長は特殊勤務実績簿及び手当整理簿を作成し、前條の規定による特殊勤務手当の支給実績報告に必要な事項を記入し、且つ、これを保管しなければならない。

附則

第三十三条 この公達は、昭和二十四年四月一日から適用する。

第三十四条 この規程中昭和二十四年四月一日から同年五月三十一日までの間は、「郵政内部」は「通信部内」、「郵政省」は「通信省」、「地方貯金局」は「貯金支局」、「地方簡易保険局」は「簡易保険支局」、「地方郵政局」は「通信局」、「地

第三編 第六類 郵政内部職員の特殊勤務手当支給規程

二 簡易生命保険契約が無効、取消及び第一回保険料を拂込のまゝ契約の失効、解約、被保険者の死亡（災害又は傳染病予防法第一條第一項に規定する傳染病による死亡を除く。）等の事由により消滅したとき、及び郵便年金契約が無効取消となつたとき

3 積立郵便貯金契約において成立の日から起算して一年以内に預入額の減額をした場合は、減額した部分に対する既に支給を受けた貯蓄奨励手当は、その後において支給される貯蓄奨励手当から差し引くか又は返還しなければならない。

（非常災害復旧作業手当）

第二十七条 非常災害復旧作業手当は、職員が火、風、水、雪、その他による非常事故により破壊された郵政省所管の諸施設の應急的な修理又は回復の作業に従事したときに支給する。

第二十八条 前條の手当を支給すべき場合並びに手当の額は、その都度別に定める。

第二十九条 特殊勤務手当のうち、その支給額が日額で定められているものについては、一日の作業時間数が四時間に満たない場合においては、この規程の規定により受くべき額の四割に相当する額を減額して支給するものとする。

方監察局」は「通信局」、「郵政官署」は「通信官署」、「官房人事部長」は「労務局長」、「地方貯金局長」は「貯金支局長」、「地方簡易保険局長」は「簡易保険支局長」、「地方郵政局長」は「通信局長」、「地方郵政監察局長」は「通信局長」と読み替えて適用するものとする。

別表第一

所轄長	郵政官署
官房人事部長	本省各局部課、通信博物館、職員訓練所、東京通信病院
監察局長	地方郵政監察局
貯金局長	地方貯金局
簡易保険局長	地方簡易保険局
地方郵政局長	地方郵政局、郵便局、東京通信病院を除く通信病院、通信療養所、通信診療所

3. 教務手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

手当の種類	期末人員 支給実	当該四半期における					備考
		延人員 支給数	延時又 勤間は 務数日	手給 当総 支額	一り手 給 人平 均支	一り勤 間 は 人平 均時	
1. 講師 手当							
2. 寮務 手当							
合計							

4. 原簿索出格納手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

手当の種類	期末人員 支給実	当該四半期における					備考
		延人員 支給数	延日 作数	手給 当総 支額	一平当 額 人平 均支	一り作 数 人平 均日	

別表第二

1. 重労働手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

作業の種類	期末人員 支給実	当該四半期における					備考
		延人員 支給数	延自 作 業 数	手給 当総 支額	一り手 給 人平 均支	一平業 人平 均日	
1.							
2.							
3.							
合計							

2. 現金出納手当実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

作業の種類	期末人員 支給実	当該四半期における			前々 年取 扱に お金	備考
		延人員 支給数	手給 当総 支額	一平当 額 人平 均支		
1.						
2.						
3.						
合計						

5. 押印作業手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

手当の名称	在人員 期末支給実	当該四半期における			備 考
		延人員 支給数	手当 給支額	一人 平均	

6. 特殊有技者手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

作業の種類	在人員 期末支給実	当該四半期における				備 考
		延人員 支給数	業務 日数	手当 給支額	一人 平均	
1.						1. 各級の特別 受給人員 2. 最近の試験 行日
2.						
3.						
合計						

7. 貯蓄奨励手当支給実績報告

昭和 年度第 四半期(自 月至 月)分

貯蓄の種類	在人員 期末支給実	当該四半期における						備 考
		支給 人員数	手当 給支額	一人 平均	立件 数	立件 均高	総 立件 均高	
1. 定額貯蓄								
2.								
3.								

第三編 第六類 郵政内職員の特殊勤務手当支給規程制定について

● 郵政内職員の特殊勤務手当支給規程制定について (昭和二十四年七月十四日 郵給第四十一号)

部内一般長

ついで 郵政内職員の特殊勤務手当支給規程制定に

今般公達第十七号により、政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)に基く郵政内職員の特殊勤務手当支給規程が制定せられたが、なお左記各項了知の上、取扱上遺憾のないよう取り計らわれたい。

一 規程第三條第四号に定める「雪害期間及び雪害地域」は、
 当分の間左のとおりとする。

地 域
 北見國及び天塩國
 北海道の内前記の地域を除く
 地域及び青森、秋田、山形の各縣
 新 潟 縣

期 間
 毎年十一月一日から翌年四月三十日まで
 毎年十一月一日から翌年三月三十一日まで
 毎年十一月十六日から翌年三月三十一日まで

岩手、宮城、福島、石川、富山、福井の各縣及び長野縣の内北安曇、上水内、下水内、下高井の各郡並びに岐阜縣の内高山市及び吉城、大野の兩郡	毎年十二月十六日から翌年三月三十一日まで
長野縣の内前記の地域を除く地域及び岐阜縣の内益田、郡上、本巢、揖斐の各郡	毎年十二月十六日から翌年三月三十一日まで
栃木縣の内那須、塩谷の兩郡及び群馬縣の内利根、吾妻の兩郡並びに山梨縣の内北巨摩郡	毎年一月一日から三月十五日まで
滋賀縣の内伊香、高島の兩郡、京都府の内舞鶴、東舞鶴の兩市及び與謝、加佐、熊野の各郡、兵庫縣の内出石、養父、朝來、城崎、美方の各郡、岡山縣の内苫田、眞庭の兩郡及び島根縣の内仁多、飯石の兩郡並びに鳥取縣	毎年一月一日から二月末日まで
滋賀縣の内彦根、長浜の兩市及び東浅井坂田の兩郡、京都府の内福知山市及び天田、何鹿の兩郡、岡山縣の内阿哲郡及び島根縣の内前記の地域を除く地域並びに廣島縣の内山縣、双三、比婆の各郡	毎年一月一日から二月末日まで

- 二 規程第四條第一項及び第二項に定める「別に指定する局」とは、追つて通達あるまでは、同條の規定による基準により地方郵政局長において実情に應じ適切に定めること。
- 三 規程第七條に對する「別に指定する軍票類取扱局所」は追つて通達あるまでは、従前の例による。
- 四 規程第十七條に掲げる作業のうち、外國語の知識を必要とする作業においては、各國語毎に各別の作業とみなし、特殊機械保守及び特殊修繕工作々業においては、各項目毎に各別の作業とみなすこととする。
- 五 規程第十八條の規定による特殊有技者手当の試験は、同一人について規程第十七條に掲げる各作業の同一系統（郵便事務、郵便配達、電信通信、電話交換、珠算、統計票せん孔、特殊機械保守、特殊修繕工作及び現金査算の区分による系統。但し、貯金及び保險事業においては珠算、統計票せん孔及び現金査算を同一系統とみなす。）の作業のうちにおいて三作業に限るものとする。
- 六 規程第二十條の規定による特殊有技者手当の支給は、基本事項又は累加事項又は累加事項の作業又は基本事項と同一系統の作業に従事した日に限り支給されるもので、これら以外の作業に従事した日には、手当は支給されないものである。

- 七 郵便貯金、簡易保險及び郵便年金の募集について、別に通達する募集対外工作費（需品費）の支出をした場合における規程第二十三條に定める手当の額は、工作費相当額を控除した額を支給すること。
- 八 貯蓄奨励手当は、規程第二十三條及び同第二十四條に定める手当の額のうち、内務募集事務取扱者に左に掲げる金額を基準として計算して得た金額の合計額を支給する。
 - (一) 規程第二十三條第一号及び第二号並びに規程第二十四條第三項第一号に定める手当の額の百分の二十に相当する額以内
 - (二) 規程第二十三條第三号及び第四号に定める手当の額の百分の十五に相当する額
- 九 規程第二十四條第二項の保險金額が一万五千円をこえるものを成立させた者については郵外第一〇号通達による。
- 十 積立郵便貯金契約において、新規預入後一年以内に預入額の増額をした場合は、増額した金額の百分の十に相当する金額を支給するものとする。
- 十一 規程第二十七條の規定による非常災害復旧作業手当の支給を必要とするときは、災害の範囲、災害の程度、復旧作業見込従事員数、復旧作業見込日数その他必要な事項を記載の上、人事部長宛上申して大臣の承認を受けなければならない。

- 十二 規程第三十一條に定める特殊勤務手当の支給実績報告は、昭和二十四年第二、四半期分から実施して差し支えないこと。なお、本報告を將來給與現況報告に統合することは考案中であるが、第二、四半期分だけは、かならず所定期日までに提出するよう取り計らわれない。
- 十三 規程第三十二條に定める特殊勤務実績簿及び手当整理簿の作成は、七月一日から実施すること。
- なお右の帳簿類の保存期間は三年とする。
- 十四 この規程は、昭和二十三年四月一日から実施するものである。なお、政令第三二三号は、昭和二十三年四月一日から実施されているのであるが、これによる昭和二十三年度分については、通給第二六三三号（三、二二三）政令による特殊勤務手当の支給についてにより措置済とする。但し、前記第七項及び第八項の規定による計算方法に限り、第七項の分は五月一日、第八項の分は七月一日からそれぞれ適用すること。
- 十五 この通達により特殊勤務手当に関する従来の各種通達は、自然消滅とする。但し、通業庶第二二七八号「特殊有技者勤勉手当給與内規」のうち試験に関する條文は、この規程に基く試験の方法の定められるまでは、有効とする。
- 十六 特殊勤務手当支給に際し、支給額に一円未満の端数を

生じた場合は、規程の区分する手当毎に四十九銭以下は切り捨て、五十銭以上一円未満は一円に切り上げ計算するものとする。

但し、貯蓄奨励手当については、郵便貯金、簡易保険及び郵便年金の区別によつて行うものとする。

十七 この規程に基く重労働手当、現金出納手当及び郵便貯金原簿等索出格納手当の実際の支給額については、別途通達する予算の範囲内において、所轄長が定めるものとする。

●郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当支給規程

(昭和二十四年七月十四日
公達第十八号)

郵政内一般

郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務

手当支給規程

第一條 郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当については、この規程の定めるところによる。

第二條 この規定中傳染病とは、傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一條第一項に定める傳染病及び同法同條第二項による日本腦炎(通信病院長、通信診療所長又は

通信療養所長が特に必要があると認められた場合は、黄熱、イタリヤ風、結核及び癩を含む。)をいう。

第三條 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が傳染病予防法の施行に伴う防疫作業に従事したときに支給する。

第四條 前條に定める手当の額は、作業に従事した日一日につき左の区分による額とする。

- 一 コレラ、ペスト(ペスト菌保有せずみを含む)痘瘡、流行性腦脊髄膜炎、発疹チフス及び日本腦炎の防疫作業 四十円
- 二 腸チフス、パラチフス及び赤痢(疫痢を含む)の防疫作業 三十円
- 三 左に掲げる作業 二十円
- イ 猩紅熱及びチフテリアの防疫作業
- ロ 特に傳染病発生の虞のある場合の防疫作業

第五條 通信病院長、通信診療所長、通信療養所長及び衛生管理主任の配置ある官署の長は特殊勤務実績簿及び手当整理簿を作成し、作業月日、作業状況、支給額その他必要事項を記入し、且つ、これを保管しなければならない。

第六條 この規程は、昭和二十四年四月一日から適用する。

附 則

●郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当支給規程制定について

(昭和二十四年七月十四日
郵給第四一号の二)

部内一般長

郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務

手当支給規程制定について

今般公達第十八号により政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)に基き、郵政内傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当支給規程が制定せられたが、なお左記各項了知の上、取扱上遺憾のないよう取り計らわれない。

記

一 規程第二條に定める傳染病のうち黄熱、イタリヤ風、結核及び癩について手当の支給を必要とする場合は、その理由を官房人事部長あて上申して大臣の承認を受けなければならぬ。

二 規程第三條に定める傳染病防疫作業とは一傳染病予防法施行規則第十七條の規定による鼠族及び昆虫の駆除並び

に同第二十五條の規定による消毒を行う作業をいう。

三 特殊勤務手当の支給実績について、昭和二十四年第二、四半期分以降毎四半期毎に別表の様式により、それぞれ七、十月末日、一月末日及び四月末日までに官房人事部長あて報告すること。

四 規程第五條に定める特殊勤務実績簿及び手当整理簿の作成は、七月一日から実施すること。

なお、右の帳簿類の保存期間は三年とする。

別表
(昭和 年第 四半期分)
傳染病防疫作業従事職員特殊勤務手当支給状況調書
郵政局名

作業内容	作業日数	作業の状況	
規程第四條第一号の場合	延 日		
同 第二号の場合	"		
同 第三号の場合	"		
計	"		

手 当 支 給 状 況			
区 別	員 数	単 價	支 給 額
医 師	延 人	40円	円
	"	30	
	"	20	
看 護 婦	"	40	
	"	30	
	"	20	
保 健 婦	"	40	
	"	30	
	"	20	
衛生管理主任	"	40	
	"	30	
そ の 他	"	40	
	"	30	
計			

予 算 令 達 額	円	
支 給 額	今期支給額	円
	前期迄支給額	円
計	円	
差引令達予算残額	円	

記入心得 作業状況欄には、傳染病名、作業延件数、罹病者数(職員、家族別)及び
其他参考となる事項を記入のこと。通信病院、通信診療所、通信療養所
及び衛生管理主任の配置しある官署毎に別葉とすること。

● 郵政内部扶養手当給與規程

(昭和二十四年四月二十三日)
公達 第百三十五号

郵政内部一般

郵政内部扶養手当給與規程

第一條 郵政内部職員に対する扶養手当の支給については、
政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第
四十六号以下法という。)に定めるものの外、この規程の定
めるところによる。

第二條 職員は、左の各号の一に該当する事実がある場合に
おいては、ただちに、その旨別紙扶養手当親族認定申請書
により、その所属局所長に申請しなければならない。

- 一 あらたに職員となつた者に扶養親族がある場合
- 二 あらたに扶養親族たる要件を具備する者があるに至つた場合
- 三 扶養親族のうち、扶養親族たる要件を欠く者があるに至つた場合

第三條 所属局所長は、前條の申請があつたときは、扶養親
族であるかどうかの認定を行わなければならない。

2 所属局所長が、前項の認定を行うに当つては、左に掲げ

第三編 第六類 郵政内部扶養手当給與規程

る條件を充たす者をもつて扶養親族とするようにしなければならぬ。

- 一 その者につき民間その他から扶養手当に相当する手当が支給されていないこと。
- 二 その者の勤勞所得、資産所得、事業所得等の合計額が、
月一、六八〇円程度以下であること。

第四條 二人以上の者が、同一の扶養親族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者の順序は、民法第八百七十八條に定める扶養義務者の順序により、なお同順位者がある場合には、その扶養親族と同居する者を先順位とし、その扶養親族と別居する者を後順位とし、さらに同順位者がある場合には、それらの者の資力、その他一切の事情を考慮して、所属局所長が定める。

2 前項の受給者の順序は、当事者間の協議によつて定められた場合には、その当事者の連署をもつて、家事審判所の定めるところによつた場合には、家事審判所の証明を添えて、扶養親族認定の申請に当り、これを(同順位なるときはその旨)を所属局所長に届け出でなければならない。

第五條 扶養手当の額は、前二條の規定により扶養親族と定められた員数に、法第十六條に規定する扶養親族一人当りの金額を乗じて得た額とする。

第六條 扶養手当は、

(イ) 第二條第一項及び第二号に該当する場合には、申請書を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又は支給額を改訂する。

(ロ) 第二條第三号に該当する場合には、その事実の発生した日の属する月の翌月から支給額を改訂し、又はその支給をやめる。

第七條

職員が左に掲げる場合に該当し、俸給を減額される

ときにも、扶養手当は減額しないものとする。

一 特に承認なくして勤務しなかつたため、法第二十條の規定により給與を減ぜられた場合

二 病氣のため執務しないこと九十日、私事故障のため執務しないこと三十日をこえ、官吏俸給令第七條の規定により俸給の半額を減ぜられた場合

三 国家公務員法第八十二條の規定に基く人事院規則一二〇（昭和二十四年一月四日施行）の規定による減給の処分として俸給を減ぜられた場合

註 月の中途において左の各号に掲げる事由に該当するに至つた者に対するその月分の扶養手当は、それぞれ各号括弧内の規定に基き、発令の前日までの分を日割計算によつて支給する。この場合の日割計算は、その月の現日

数から日曜日（日曜日に代え勤務を要しない日と定められた日を含む。）を差引いた日数を基礎とし、発令の前日までの日数によりこれを行うものとし、支給額について生じたは、数は、法第六條の規定により処理すること。

一 国家公務員法第八十二條の規定に基く懲戒処分により停職の処分を受けた者（同法第八十三條第二項後段）

二 国家公務員法第七十九條の規定に基き、休職の処分を受けた者（同法第八十條第四項後段）

三 人事院規則一五―三の規定に基き、職員の団体の業務にもつばら従事するための休暇を與えられた者（同規則第四項）

2 月の中途において前項各号に掲げる事由のやんだ者に対するその月分の扶養手当の計算についても、前項の規定を準用すること。

第八條 扶養手当の支給を受ける者が轉勤によつて、その所属局長を異にするに至つた場合には、必要があるときは、扶養手当の支給は左の各号による。

一 郵政内相互間に轉勤したときは、俸給支給日現在の在勤局所において、発令当月分全額を支給する。

二 郵政外の官署との間に轉勤したときは、相手官署と協議の上、その月分の扶養手当に前所属局所において、その

翌月分からの扶養手当は新所属局所において支給することができる。

第九條 前各條に定めるものの外、扶養手当の支給については、俸給支給の例による。

附 則

第十條 この公達は、昭和二十三年十二月一日から適用する。

第十一條 昭和二十三年十二月一日において、従前の規定により、扶養手当を受けていた職員が、その扶養親族に關し、その所属局長に申請していた場合には、当該申請をもつて第二條の規定による申請があつたものとみなす。

附 則

附 則（昭和二十四年八月二十二日）

この公達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

附 則

附 則（昭和二十四年八月二十二日）

この公達は、昭和二十四年六月二日から適用する。

別紙

扶養親族認定申請書

年 月 日

所屬局所長の名	認印	官職名	職務の 番号	申請者氏名	認印
親族氏名	職員との 続柄	生年月日	職員と同 居、別居 の別	職 業	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていることその職員の扶養を受けていることの証明
			月 額	月 額	
			種 類	金 額	

- 備考 1. この申請書には、親族全員を記載し、内扶養親族については、「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていることの証明」の欄に、その親族が他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事情を具体的に、且つ、詳細に記入すること。(特に孫又は弟妹を扶養している場合、長男でない者が父母又は祖父母を扶養している場合等)のときは、その特別事由を詳細に記載すること。)
- この申請書には、扶養親族であるかどうかを証明する資料(たとえば戸籍抄本、米穀通帳、第四條に該当する場合は同條第二項に定める関係書類等)を添付して提出すること。
 - 職業の欄には、勤務先のあるものは、その名称等を具体的に記入すること。
 - 月収額欄には、勤勞所得ばかりでなく資産所得、事業所得等もあればこれを見積り、所得の種類毎にその金額を記入すること。
 - 不具養疾の者については、その親族氏名に○印を附すること。
 - 所属局所長が、この申請書を受理したときは、各欄記載事項を検討し、且つ、その他の状況について調査を遂げた上で、申請書を正当と認めたときに限り、該書類に認印すること。

●扶養手当の給與について

(昭和二十四年四月二十三日)
通給 第四二二八号)

部内一般長

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号。以下法という)実施に伴い、今回公達第三百三十五号をもつて、通信部内扶養手当給與規程が改正になつたが、なお左記事項了知の上、しかるべく処理せられたい。命による。

記

- 扶養手当支給の範囲は、法第一條並びに國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員に限定せられるものにつき、行違のないよう留意せられたい。
- 法第二十八條に規定する非常勤職員は、扶養手当支給の対象とならない。
- 組合専従職員に対する扶養手当は法第二條により、近く人事院規則が制定せらるる筈であるが、差向きの措置として従来どおり支給して差支えない。
- 休職者に対しては、従来どおり支給しない。

第三編 第六類 扶養手当の給與について 扶養手当の支給について

●扶養手当の支給について

(昭和二十四年八月二十二日)
郵給 第五三三三号)

部内一般長

今般、公達第三十四号(八月二十二日)により部内扶養手当給與規程の一部が改正せられたが、今般の改正は、懲戒処分による停職者及び組合専従者に対する支給方法であつて、六月分以降は、通給第四二八号(四、二三)「扶養手当の給與について」の通達に拘わらず組合専従者については、郵給第一二二号(六、二二)及び郵給第四三三号(七、四)「組合専従者の給與減額について」の通達により、又懲戒処分による停職者及び休職者についても右に準じ取扱われたい。

●扶養手当の支給について

(昭和二十四年九月九日)
郵給 第一五三三号)

部内一般長

扶養手当の支給については、郵政部内扶養手当給與規程(公達第三百三十五号昭和二四、四、二三)一部改正昭二四、

三九一

八、(二二)によることとなつてゐるが、扶養親族等の解釈については、なお左記の点に留意の上、取扱われたい。命による。

記

一、「子」、「孫」、「父母」、「祖父母」及び「弟妹」は、すべて民法の規定(子又は父母は一親等の直系血族関係、孫又は祖父母は二親等の直系血族関係、弟妹は二親等の傍系血族関係にあるもの)によるものである。

従つて

- 1 職員が、その実子を他へ養子にやつて現実に職員がその実子たる養子を扶養しているときは、扶養親族とすることができる。
- 2 職員が、連れ子のある者と婚姻した場合、職員はその連れ子を扶養親族とすることはできない。但し、養子縁組した場合は、この限りでない。
- 3 従前の継親子及び継母庶子の関係にあるものは、親子でない。たとへば、職員が家付きの子のある者と婚姻したときは、職員は、その家付きの子を扶養親族とすることができない。但し、養子縁組をした場合は、この限りでない。
- 4 職員が、養子であつて現実に職員がその実父母を扶養

してゐるときは、職員は、その実父母を扶養親族とすることができる。

- 5 父母の中には、配偶者の父母は入らない。たとえ、職員が婚姻後配偶者の姓を称しても、法律上の養子縁組がない限り、父母ではない。
- 二、「不具瘻疾者」は、民法上の親族の範囲に限らず、他に生計の途がなく、その職員の扶養を受けている者をいうこと。
- 三、扶養親族認定申請書(郵政部内扶養手当給與規程別紙)の備考欄第一項中の「親族全員」は、民法上の親族全員をいうものでなく、子、孫、父母、祖父母、弟妹及び他に生計の途がなく、その職員の扶養を受けている不具瘻疾者の全員をいうものであること。

●逓信部内臨時勤務地手当給與規程

(昭和二十一年十二月三日) 公達 第四百四十六号

逓信部内一般

第一條 逓信部内臨時勤務地手当給與規程 逓信部内一般 逓信部内臨時勤務地手当給與規程 逓信部内一般 逓信部内臨時勤務地手当給與規程 逓信部内一般 逓信部内臨時勤務地手当給與規程 逓信部内一般

員には、この規程により臨時勤務地手当を支給する。但し、左の各号の一に該当する者には支給しない。

- 一 親任官。
- 二 俸給又は給料(特定郵便局長の月手当、嘱託手当及び見習手当を含む。)の支給を受けない者。
- 三 休職(これに準ずるものを含む。)中の者。
- 四 常時官廳勤務時間又はこれに準ずる時間の勤務をしな
- 五 臨時に使役する者であつて、嘱託又は雇傭の日から引
- 六 内地(樺太を除く。)外に在る者。

第二條 臨時勤務地手当の支給額は、俸給又は給料、暫定加給及び臨時家族手当の合計額に、左の割合を乗じて得た金額とする。

- 一 特別地域所在官署在勤にあつては三割である。
- 二 東京都の区に存する区域、京都市、大阪市、横浜市、神戸市(別に指定する地域を除く。)名古屋市及びこれに準ずる地域(前号にあてはまる地域を除く。)所在官署在勤者にあつては二割である。
- 三 前各号以外の市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者にあつては一割である。

第三編 第六類 臨時勤務地手当給與について

前項第一号の特別地域及び同第二号、第三号のこれに準ずる地域は、別に定めるところによる。

第三條 臨時勤務地手当の支給方法は、俸給支給の例による。

附 則

この公達は、昭和二十一年七月一日から、これを適用す

附 則 (昭和二十二年六月十日) 公達 第五百一十一号

この公達は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

●臨時勤務地手当給與について(抄)

(昭和二十一年十二月三日) 勞 第八六号

逓信部内一般長

今回公達第百十六号を以て逓信部内臨時勤務地手当給與規程が定められたが、なお左記事項を了知の上然るべく処理せられたい。命による。

二、臨時勤務地手当支給官署と、さうでない官署との間を轉勤又は轉職した者については、臨時勤務地手当支給官署在

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務手当支給に関する地域指定の件

三、その他 の市に 準ず る地 域 (乙地)	東京 都	山口 縣	廣島 縣	福岡 縣
保田調府谷國小三武 谷無布中保分金鷹野 町町町村町町町				
町田浅町平泊村生青五 多摩川昭東村拜町梅日 摩日町和村神鳥調町 村野町山代小布福				
多西元由増摩久川村留瑞山西 西府八井戸村平井村留米村和 村南王子山村七生多村西 稻城南村七生多村西			市戸市福 畑市小市 若松市八門 市橋入橋司	
川内分の内木成内木の津小 川小内下木村平戸小宮 町丹古沢三野北の會村 小河内氷村の下の會上				
	除及吉村長月下 く見村府町関 川安山清未市 中安山王村 村岡村司小	及東東廣 び村村島市 原山(旧 村木村長		住吉村、本 山
			市直 田方市、飯 川川市、磯 市市	

大 阪 市、名 古 屋 市、神 戸 市、及 び 横 浜 市 (六 大 都 市) に 準 ず る 地 域 (甲 地)

兵庫縣	大阪府	神奈川縣	大 阪 市、名 古 屋 市、神 戸 市、及 び 横 浜 市 (六 大 都 市)
		川崎市(東 横以西を 除く)	
尼崎市	堺市、吹 田市		
西宮市、 蘆 屋 市			
		浦 須 賀 市 須 賀 市 浦 賀 町 に 限 び	
	守口市、 三 郷 町		
伊丹市(旧 津村を除く) 明石市、鳴 尾市、(武庫 郡)御影町、 魚 住 町	中 豊 田 池 田 市 市 (旧 池 田 市 限 池 中 市 限 豊 中 市 限 豊 田 市 限 池)		
石宮岡町寺八磯高和地阪和城和塚泉 町田村尾市機地阪和城和塚泉 庄内町林加美意久華實(旧)西(但)のし岸地飯 町高村、矢田村、華實、(旧)西(但)のし岸地飯	石宮岡町寺八磯高和地阪和城和塚泉 町田村尾市機地阪和城和塚泉 庄内町林加美意久華實(旧)西(但)のし岸地飯	高津地区に 限る	録川市内會 子(旧)須 原町(但)限 和江村(但)限 和江村(但)限 谷(但)限

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務手当支給に関する地域指定の件

岐阜県 那加町	長野県 下諏訪町	新潟県 直江津町	茨城県 多賀町	埼玉縣 蕨町	神奈川県 大船町
		新発田町			茅大碓町
	軽井沢町				酒國津町
				清鶴野本の町葉 兵間部辺内山 衛新矢上相 田森野山橋 上淵橋町宮	以日大内青印○村田會加村忠 内市久に梅の氷川村木住生 に分野限線五川村吉川口 限線村一町町○吉川口 る(一)(五)軒村(○)野三小 軒五以は○野三小
					恩恩小郷原の 方方沢村内河 村上の南都内 恩内郷郷上 方下元
				大和町	箱根町 崎元村城仙町 町箱湯野石根 根湯河村原湯 泰野原村温湯 町三野河原温泉宮本

大阪府	滋賀縣 米原町	愛知縣
久加翼龍高八枚茨庄三守 賢美華石尾方本内郷口 村村村町町町町町町	町高鳴町西 町海守山把 稻沢大町島	
		新川町
村明藤村黒村狹市三川深町樽町田町忠村福根豊中村春日富 美井村高山野山日町日町并町尻村岡村泉村島島村小村曾南島 寺寺高登村塩村置大草古奈崎達信坂太會南舌本 天美村志紀道生數草古奈崎達信坂太會南舌本		
下條村河内村山川西村新家郷長村田松北村陶上村味村玉福福領三 村河内村東中石鳥取信達村鳴瀧村大土村南中之根野熊南池北村東陶器村久世西村美木多村島村田川島 北八下		
	孝下東田白 子莊鳥原木 村村村野 村	

北海道	徳島縣	廣島縣	靜岡縣
龜田村			
琴似町			
猪之馬場町			
中河原			
東河原町			
西屋敷町			
吉祥院			
三ノ宮町			
中島町			
清水町			
定成町			
船戸町			
井ノ口町			
車道町			
黒之内町			
落合町			
西ノ内町			
高畑町			
八反田町			
東浦町			
下京区鳥羽			
勸進橋町			
唐戸町			
城ヶ前町			
村山町			
鍋ヶ淵町			
長北町			
本辻北町			
巽南町			
本辻南町			
押南町			
寺ノ前町			
伊町			
寺ノ内町			
肩野町			
内畑町			
馬代町			
段ノ岡町			
宮ノ上町			
大藪町			
寺ノ中町			
妙心寺町			
一條田町			
雲司町			
御室			
芝橋町			
小松野町			
堅町			
大内町			
宇多野			
伊東町			
五日市町			
海田市町			
大竹町			
小松島町			

●扶養手当及び臨時勤務地手当支給
に関する地域指定の件の一部改正

(昭和二十二年十一月十八日
公達第二百八十三号)

通信部内一殿

扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部を次のように改正し、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。但し、第九次指定の追加規定は、昭和二十二年五月一日から、これを適用する。
「別表」一、特別地域の項第八次指定の欄に次のように加える。

京都市		
旧京都市	下京区吉祥院	東屋敷町
上京区松ヶ崎町	西庄	門口町

瀨戸畑町	山ノ下町	西裏町	瀨戸畑町	西京	五島町	七丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	大門町	伏見区竹田	六丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	宮ノ東町	久保町	五丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	東町	桶ノ井町	四丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	佃田町	内畑町	三丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	中町	七瀬川町	二丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	南方町	狩賀町	北一丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	芝ノ下町	深草	南一丁目
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	伏見区竹田	稲荷榎木橋	片町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	久保町	稲荷中之町	十九軒町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	桶ノ井町	直達橋十一丁	藤森玄蕃町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	内畑町	直達橋十一丁	鳥居前町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	七瀬川町	直達橋十一丁	北新町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	狩賀町	直達橋十一丁	極楽町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	深草	直達橋十一丁	飯食町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	稲荷榎木橋	直達橋十一丁	寺内町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	稲荷中之町	直達橋十一丁	七瀬川町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	北蓮池町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	南蓮池町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	山村町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	下高松町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	上横瀬町
山ノ下町	西裏町	西京	五島町	直達橋十一丁	直達橋十一丁	森吉町

柴橋町	松本町	春日町	瀨戸畑町	五島町	七丁目
竜安寺	組石町	辻内町	山ノ下町	大門町	六丁目
衣笠下町	桂ヶ原町	今田町	西裏町	宮ノ東町	五丁目
齋宮町	奥殿町	西院	瀨戸畑町	東町	四丁目
五反田町	御所ノ内町	西院	山ノ下町	佃田町	三丁目
西ノ川町	多敷町	淳和院町	山ノ下町	中町	二丁目
塔ノ下町	堀ノ内町	三蔵町	山ノ下町	南方町	北一丁目
谷口	椎子ヶ辻町	平町	山ノ下町	芝ノ下町	南一丁目
唐田ノ内町	青木元町	西高田町	山ノ下町	伏見区竹田	片町
梅津間町	西峰岡町	中壽町	山ノ下町	久保町	十九軒町
園町	蜂岡町	花田町	山ノ下町	桶ノ井町	藤森玄蕃町
田成寺町	桂木町	長町	山ノ下町	内畑町	鳥居前町
垣ノ内町	鎌磯町	翼町	山ノ下町	七瀬川町	北新町
太秦	有栖川町	矢掛町	山ノ下町	狩賀町	極楽町
森ヶ東町	神ノ木町	五條町	山ノ下町	深草	飯食町
森ヶ西町	開町	乾町	山ノ下町	稲荷榎木橋	寺内町
垣内町	宮ノ元町	坤町	山ノ下町	稲荷中之町	七瀬川町
辻ヶ本町	秋街道町	馬場町	山ノ下町	直達橋十一丁	北蓮池町
井戸ヶ尻町	太秦	西大丸町	山ノ下町	直達橋十一丁	南蓮池町
森ヶ前町	安井小山町	山ノ内	山ノ下町	直達橋十一丁	山村町
上刑部町	車道町	苗町	山ノ下町	直達橋十一丁	下高松町
下刑部町	北御所町	御堂殿町	山ノ下町	直達橋十一丁	上横瀬町
海正寺町	東裏町	宮前町	山ノ下町	直達橋十一丁	森吉町
		中畑町	山ノ下町	直達橋十一丁	
		柳田町	山ノ下町	直達橋十一丁	

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

四〇四

相澤町	相澤町	相澤町
中川原町	向畑町	向ヶ原町
六反田町	藤森町	深草大亀谷
西川原町	石橋町	西久宝寺町
下川原町	中ノ島町	西寺町
下横瀬町	佐野屋敷町	八島町
一ノ坪町	出羽屋敷町	内膳町
鈴塚町	柴田屋敷町	金森出雲町
根高島居前町	善道寺町	桃山町金森
抜川町	加賀屋敷町	出雲町
フカノ内町	越後屋敷町	羽柴長吉町
平田町	大島屋敷町	筒井伊賀町
正党町	関屋敷町	伊井掃部町
關成町	仙台屋敷町	木野右近町
關土町	堀田町	最上町
敷之内町	キトロ町	丹下町
大門町	野田町	福島大夫町
野手町	町通町	長岡越中町
極楽寺町	綿森町	毛利長門町
西出町	ケナサ町	松平筑前町
田谷町	ヲカヤ町	鍋島町
西伊達町	川久保町	松平武蔵町
	ススハキ町	立賣町
		旧伏見市

「別表」第八次指定の欄の下に次の一欄を加える。

区別	府都道府縣名	第九次指定(昭和二十二年五月一日から適用)
一、特別地域	大阪府	市島市、守口市、吹田市(旧吹田町に限る)、堺市(旧粟舌島村、深井村及び八田莊村を除く)
二、甲地	奈良県	藤原市(旧藤原町に限る)
	奈良県	奈良市(但し佐保川東南の地域、奈良坂町、磐若寺町、東坂町、多門町、法連町に限る)
	兵庫縣	姫路市(但し旧姫路市の内広峰、奥平野、大野、御立、四軒屋、北山、横関、山吹、山田及び上手野を除く地域。旧飾磨市。旧白浜町。旧広畑町の内東蒲田及び西蒲田「下野を除く」を除く地域。旧網干町。旧大津村。旧余部村。旧赤原村の内下太田、大谷及び朝日谷を除く地域。に限る)、良元村(但し京阪電鉄以東の地域「小林の内菜切、北畑を含む」及び宝塚に限る)
	大阪府	茨木町、枚方町(但し旧枚方町。旧殿

和歌山縣	和歌山市(但し旧和歌山市、松江、野崎、湊各地区に限る)
広島縣	呉市(但し吉浦の旧落走及び情島を除く)
福岡縣	磯井町、山田町、大隈町、稻葉町、庄内村、願田村、二瀬町、幸袋町、鎌西村、穂波村、上穂波村、桂川町、大分村、小竹町、宮田町、木屋瀬町、楠木町、畑村、古月村、西川村、香春町、勾金村、採銅所村、笠松村、中村、若宮町、添田町、大任村、猪位金村、川崎町、糸田町、金田町、赤池町、方城村、岡垣村、遠賀村、水巻町、中間町、香月町、芦屋町
宮城縣	氣仙沼町
福島縣	小名浜町
千葉縣	浦安町、南行徳町
神奈川縣	厚木町、海老名町(但し河原口及び中新田に限る)、深沢村

●扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

(昭和二十二年十二月二十七日) 公達 第三百十九号

通信部内一般

扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部を次のように改正し、昭和二十二年六月一日から、これを適用する。

「別表」中第九次指定の欄の下に次の一欄を加える。

区別	府都道府縣名	第十次指定(昭和二十二年六月一日から適用)
一、特別地域	愛知縣	名古屋市但し北区の成願寺町及び中切町を除く。中川区の荒子川及び関西線を結ぶ線以西の地域(但し八田木町及び花池町を除く)を除く。港区の荒子川以西の地域、大江町、昭和町、船見町及び潮見町を除く。

千種区の田代本通、堀池通及び天満通を結ぶ線以東の地域(但し田代町、小川、東山通、橋本町、日和町、不老町、親月町、城山町、春里町、備元町、本山町、猫淵通、清住町、朝岡町、唐山町、四谷通、池園町、見付町、稲舟通、末盛通、徳夜町、松竹町、西崎町、鏡池通、幸川町、川崎町、天満通を除く)を除く。
 南区の東六号、新瑞橋を結ぶ線東南の地域(但し橋本町、霞町、櫻台町、元郷田町、迎山町、春日野町、扇田町、若草町を除く)を除く。
 瑞穂区の弥富通及び田辺通を結ぶ線東南の地域を除く。
 昭和区の川原通及び榎澤通の以東の地域を除く。
 川崎市(但し大正十三年当時の川崎市に第一次拡張の田島町を含めた地域に限る)。
 福岡県
 福岡市(但し残島下白井、二股瀬、上月井、東平尾、古森、下月隈、上月隈、立花寺、金沢、田尾、塩原、向野、野間、大橋、三宅、田蔵、新屋、野多目、老司、中尾、血山、奥幸田、前幸田、上長尾、榑原、尾形原、卯内尺、古野、柏原、水谷、山田、駒ヶ原、井ノ手、野添、浦ノ山、井ノ浦、田島、友泉亭、片江、金山、七隈、七隈原、飯倉原、飯倉、舟底、原、鴨添、板次郎、庄原、小田部

二、甲 地
 神奈川縣
 橋本、戸切、道隈、野方、副王丸、石丸新家、石丸下山門、生ノ松原、城ノ原、叶嶽、青木、今宿、今山、浜崎、今津、大原を除く地域に限る)。
 門司市(但し柄杓田、伊川、猿喰、畑吉志、恒見を除く地域に限る)。
 小倉市(但し藍島、馬島、旧會根部、湯川、葛原、下會根、中會根、上會根を除く)。
 旧企救部の志井、徳力、中島、小畑行、山路、旧西谷、旧中谷を除く地域に限る)。
 八幡市(但し永犬丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内、戸下田を除く地域に限る)。
 若松市(但し小石一、蟹川以東の地域を除く)。
 小竹、安屋、有毛、塩尾、乙丸、高須、浅川を除く地域に限る)。
 戸畑市(但し瀬か谷を除く地域に限る)。
 小田原市(旧小田原町に限る)。
 平塚市(但し古河及び花水川を結ぶ線以西及び旧馬入川以東の地域を除く)。
 熱海市(但し熱海町に限る)。
 鳴海町(但し傳治山、旭出、細根、有松、平手、徳重を除く地域に限る)。
 西枇杷島町(但し地頭、蜂ノ尻、瀧部田、浮寄、東八丁、岡家、馬留、流を除く地域に限る)。
 稲沢町(但し稲沢、小池正明寺、下津、長野、國府宮、松下に限る)。
 佐野町

京都府
 舞鶴市(但し東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、田満寺、大内、本職人町、松陰、寺内、西、宇津口、新、堀上、紺屋、京口、引上新、朝代、引上、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部、余部下、長浜、北吸浜、瀧尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、應原、安岡、吉坂、朝來中、中田、平、吉田、木下、與保呂、福來、七日市、満願寺、京田、今田に限る)。
 小浜市(但し川面、米谷、小浜に限る)。
 旧神津村、旧園田村、川西町
 那珂町、内野村、千手村、志免町
 長崎市(但し川平町、三山町、三穴町、小ヶ倉大山町、土井の首三和町、土井の首平浦町、土井の首平山町、滑石町を除く地域に限る)。
 佐世保市(但し赤木町、田代町、庵の浦、小野免、母ヶ浦免、野崎免、船越免、儀ヶ浦免、八の久保免、岳野免、黄班免、朝氣免、上小川内免、下小川内免、菰田免、長田免、江里免、板山免、知見寺免、矢峰免、平松免、立石原免、上田浦免、上原免、下重尾免、重尾免、上重尾免、浦川以、岡の

三、乙 地
 福岡縣
 福岡市(但し熱海町に限る)。
 除く地域に限る)。
 内郷町、湯本町
 興野町、所沢町
 相模原町(但し未指定地域中四谷及び新田宿を除く地域に限る)。
 海老名町(但し未指定地域中中分に限る)。
 下田町
 高田町、郡山町、王子町
 東宇治町、八幡町、小倉村
 南松尾村、横山村、山滝村、南横山村、高向村、加賀田村、天見村、千早村、川上村、赤坂村
 三田町、三輪町、道場町
 深川町
 二日市町、菊田町、行橋町

●扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

(昭和二十三年三月九日 公達第三十五号)

通信部内一般

扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

四〇八

一部を次のように改正し、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

「別表」中第十次指定の欄の下に次の一欄を加える。

区別	都府県名	第十一次指定(昭和二十二年八月一日から適用)
一、特別地域	東京都 神奈川県 兵庫県	武蔵野市(但し吉祥寺に限る) 川崎市(但し指定済以外の旧中原町、旧日吉村及び旧高津町に限る) 尼ヶ崎市(但し京阪神急行電鉄以南の地域に限る) 西ノ宮市(但し京阪神急行電鉄以南の地域及び以北一軒以内の地域、京阪神宝塚線東西半軒以内の地域(但し下大市五ヶ山町、門戸百合野町、上ヶ原上粗野町、神呪北大西町、段上古山畑町、段上山畑町、段上新山畑町、段上一丁畑町、段上久保見町、段上平林町、段上仁川下町、段上池尻町、段上樋尻町を除く)に限る) 芦屋市(但し京阪神急行電鉄以南の地域及び北五百米以内の地域に限る)

二、甲 地 東京都

五日市町(但し五日市、小中野、小和田、留原、下館、入野に限る)
拜島町(但し堂前、風田、多摩辺、森ノ上、松原上、山ノ神及び制向に限る)
福生町(但し武蔵野、本町、志茂、鍋ヶ谷戸、永田及び長沢に限る)
日野町(但し日野及び豊田に限る)
保谷町(但し下保谷に限る)
小平町(但し小川、小川新田、野中新田善左衛門組及び回田新田に限る)
川崎市(但し稲田地区)
柏原町(但し道路柏原八幡線以東三百米の線より以西町境界に至る地域及び関西線以北三百米以内の地域に限る)
枚岡町(但し道路柏原八幡線以東一軒以西の地域に限る)
箕面村(但し字西小路、牧落、櫻、半町、瀬川、平尾部落(但し紅葉橋以南に限る)に限る)
鶴手村(但し道路柏原八幡線以東一軒以西の地域に限る)

兵庫県	寢屋川町(但し京阪電車の沿線一軒以内の地域に限る) 和泉町、富田町、忠岡町、八坂町、天美村及び門真町 相生市(但し陸、相生の内の相生、穀谷、千尋、古池及び那波の内の那波に限る) 加古川町(但し西河原、友沢、稲屋、備后、南備后、北在家、平野、美乃利、河原、中津及び大野を除く地域に限る) 高砂町
山口縣	宇部市(但し旧宇部町、尾之尾、中野、東割、西割、新開作、妻崎、第一原、第二原、第三原及び旧西岐波村の内の床波及び日出に限る) 小野田市(但し旧小野田町、東高泊及び有帆に限る) 大牟田市(但し西園、上内の内の寺、南、榎、帆迎堂)
福岡縣	宮崎 倉永の内の市場山下、比田荒、長者原

白銀
白銀
岩本の内の川原、坂井、瀬戸、梅本、森園、切野、瀧石、肉倉、妙見谷、見称、森、浦谷、西浦、上徳、大平高塚、藤元、八ッ柄、柴屋、宮部の内の小島崎、控木、南川、田中、宮前、大川、比薄輪、菅光、千尋
久福木の内の笹谷、畑畑、星場、目戸原、後田、猫塚、長浦、畑の内、六月、石橋、辻後
三ッ池の内の外北原、初ヶ瀬戸、辻山、権現平、夫羅石、天下平、宮元、古賀、尾 冷水
今山
敦楽
櫻野(但し石坂、池羅板、杉の木、林前、中橋、寺の前、橋石、宮後、浦口、後宮、日の山、不津口、小浦免、下の口、峠を除く)
勝立(但し日浦、善徳、下勝負坂、上善、菅谷、羽山、地藏尾、扇坂、小関、上高田、屋太谷、高田、下高

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

四〇九

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

四一〇

区別	都道府県名	第 十 二 次 指 定
三、乙 地	埼玉縣	秩父町、朝霞町、戸田町、南栗野町、松田町、吉浜町、眞鶴町、片浦村、岩村、福浦村、南下浦村、初声村
	奈良縣	丹波市町、櫻井町、五條町、八木町
	京都府	井出町、田辺町、宮津町、亀岡町
	大阪府	見山村、石河村、清溪村、止々呂美村、東能勢村、吉川村
	志賀島村	多々良村（但し名子、蒲田、部を除く地域に限る）
	和臼村	和白村（但し鹿兒島本線以西の地域に限る）
	香椎町	香椎町（但し峯山、唐原を除く地域に限る）
	久留米市	久留米市（但し御井町、國分町（但し西村、松山を除く）、津福今町、津福本町（但し津福本町、大曲を除く）、梅満町の内の西田、大石町、門石町、小森野町（但し鯉を除く）、高野町）を除く地域に限る
	田、坂口、永浦、尻、向田を除く	田、坂口、永浦、尻、向田を除く（を除く地域に限る）

兵庫縣	福岡縣	長崎縣	広島縣
滝野町、西脇町、三木町、篠山町、山口村（有馬郡）（但し上山口、下山口及び船坂に限る）、豊岡町、城崎町、小宅村（但し富永、日飼、堂本、中村及び片山に限る）、岡野村（但し東浜谷及び西浜谷に限る）、五莊村（但し上陰及び高屋に限る）	須恵村、篠栗町、宇美町、太宰府町、佐々町	廿日市町、井ノ口村	

● 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

（昭和二十三年六月十七日 公達第百三十三号）

通信部内一般

扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部を次のように改正する。
「別表」中第十二次指定の欄の下に次の一欄を加える。

区別	都道府県名	第 十 二 次 指 定
一、特別地域	神奈川県	横浜市（但し指定地域以外にして戸塚区の戸塚町の一の区、二の区、三の区、一丁目、二丁目、三丁目及び吉田町の吉田に限る）
	京都府	京都市但し東山区（但し深草、中の茶屋、勸修寺、小野、大宅及び大津市を結ぶ國道の以北地域に限る）
	伏見区	伏見区（但し桃山町本多上野、桃山町、泰長老、下鳥羽に限る）
	右京区	右京区（但し西院、太秦、嵯峨野、梅津、上桂、下桂、川島北裏町、川島滑樋町、川島寺田町、川島玉頭町、川島栗田町、川島尻堀町、
	兵庫縣	兵庫縣兵庫郡鳴尾町、魚崎町、御影町、本庄村、住吉村（但し京阪神急行電鉄以北一軒以南の地域に限る）
	松尾木曾町、松尾大町、松尾井戸町、櫻原石畑町、櫻原宇治井町に限る）	左京区（但し一乗寺、修学院、山端に限る）
	上京区	上京区（但し御園口町、池殿町、中大路町、南大寺町、烏帽子垣内町、萬福園町、上岸町、榊原町、林町、田尻町、中の社町、木の畑町、上町、藤林町、黒門町、土天井町、南霧峯町、北鷹峯町、光悦町に限る）
	本山村	本山村（但し京阪神急行電鉄以北一軒以南の地域に限る）

第三編 第六類 扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

四一一

大阪府

池田市(但し旧池田市、北豊島村、旧秦野町、箕面街道以南の地域、旧細河村の木部及び中川原に限る)
豊中市(但し旧豊中町、旧熊野田村の内免川及び天笠川以西の地域、旧榎井谷村の内の内田、柴原、北刀根山及び南刀根山、旧麻田村の内麻田、旧中豊島村の内天笠川以西及び京阪神急行電鉄以東の地域に限る。)

二、甲地域 東京都久留米町(但し栗原新田、前沢、南沢に限る)
清瀬村(但し上清戸、上清戸飛地、中清戸、下清戸飛地に限る)

東村山村(但し野口、南秋津、回田に限る)
村山村(但し青梅街道以南の地域に限る)
砂川村(但し玉川上水以南の地域に限る)
神代村(但し金子、入間、深大寺に限る)

神奈川縣 藤沢市(但し指定済地域以外にして片瀬町、江の島及び新屋敷に限る)
茅ヶ崎市(但し赤羽根、甘沼、香川、西久保、藤岡今宿を除く地域に限る)
葉山町(但し堀内及び一色に限る)

埼玉縣 川口市(但し旧川口町、旧廣曾根村、旧青木村但し前川町を除く、旧南平柳村及び旧鳩ヶ谷町に限る)

大宮市(但し旧大宮町(大字堀の内二丁目、三丁目、大天沼、北袋を除く)、上小町、中小町、並木町、(環状道路以東)、大成町、櫛引町、日進町二丁目、二丁目(高崎線以西一軒以内)に限る。)

千葉縣 市川市(但し京成電鉄沿線一軒以内の地域に限る)

愛知縣 一宮市(但し南小淵、北小淵、定水寺、春明、瀬部、時之島、丹羽及び旧葉栗村を除く地域に限る)
瀬戸市(但し神川町、美濃池町、城ヶ根町、瘤木町、水無瀬町、見付町、東長根町、西長根町、東寺山町、西寺山町、京保町、共榮通七丁

浦和市(但し旧市内。旧六辻町の大字別所(字西野、大里を除く)、大字白幡の字本宿、上の台、白幡番場、大字根岸の字久保入、神明丸、文蔵荒苦、番場(飛地)旧谷田村の大字大谷場(字小池下を除く)、大字太田窪の善前、本村、大字大谷口の字大在家、諏訪入、大字原山新田(字小太田、北原及び小太田南を除く)、旧木崎村の大字本太、北浦和町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、針ヶ谷町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字領家(字大東を除く)、大字上木崎の字大原、下原に限る。)

目、川西町、川北町、田端町、平町、横山町、南山町、西山町、東山町、西印所町、東印所町、紺屋田町、五位塚町、馬ヶ城町、八王子町、針原町、長谷口町、嵐山町、白坂町、西白坂町、北白坂町、中白坂町、巡間町、南白坂町、東白坂町、上山路町、東山路町、山路町、西山路町、門前町、惣作町、鐘場町、塩草町、川合町、中山町、春雨町、萩殿町を除く地域に限る。	守山町（但し守山、幸心、瀬古及び府縣道名古屋瀬戸線南北五百米以内の地域に限る）	滋賀縣 大津市（但し旧大津市、旧膳所町、石山北大路町	以上三地域共琵琶湖から南西一軒半以内）並びに石山鳥居川町、藤尾町上横木町及び藤尾町下横木町に限る）	大阪府岸和田市（但し指定済以外豊中市（但し特指指定外の阪和線東南二軒以内の地域に限る）	北河内郡住道町（但し住道町飛地を除く全地域）並びに泉北郡福泉町、取石村、三島郡味舌村、南河内郡高駕村、藤井寺町、道明寺村、日置莊村、中河内郡松原町、三宅村、唐津村、玉川町及び北河内郡茨
--	---	-------------------------------	---	---	--

京都府福知山市（但し旧福知山市の高畑、森垣、荒木、室を除く地域、字厚、新庄、半田、土師、前田並びに由良川、土師川合流点から下流三軒の間の右岸一軒以内の地域に限る）	田町	京都府	三、乙地域福島縣石城郡好間村、西白河郡白河町	神奈川縣津久井郡中野町、興瀬町、足柄上郡山北町	埼玉縣入間郡豐岡町、北埼玉郡忍町	愛知縣中島郡興町、起町、今伊勢町、萩原町、宝飯郡三谷町、蒲郡町	三重縣飯南郡花岡町、鈴鹿郡龜山町、名麗郡夕張町、北牟婁郡尾鷲町、南牟婁郡木本町	京都府何鹿郡船井郡岡部町	栃木縣上都賀郡日光町	滋賀縣神崎郡八日市町	奈良縣南葛城郡御所町、吉野郡上市町、下市町、吉野郡高市郡今井町、畝傍町、磯城郡田原本町、三輪町、生駒郡生
大分縣別府市（但し大字内鹽の字浜田、鹽。大字亀川。大字鉄輪の字鉄輪、中組。大字北石垣。大字南石垣。旧別府町（但し字枝郷、赤松、穴守、柳、鳥越、隱山を除く）大字鶴見の字森山、実相寺、火賣、扇山及び大字南立石の字莊園、板地、中津留、観海寺	岡山縣	岡山縣	岡山市（但し大正十年三月一日における旧岡山市に限る）								

山口縣厚狭郵便船木町、熊毛郡田布施町	広島縣賀茂郡西條町、佐伯郡嚴島町、大野村の字赤崎、豊田郡忠海町	兵庫縣赤穂郡赤穂町、上郡町、加古郡二見町、荒井町、別府町、阿閉村、尾上村、印南郡米田町、伊保村、大塩町、曾根町、阿彌陀村、飾磨郡家島町、八木町、四郷村、花田村、余部村、御國野村、糸引町、神崎郡豊富村、香呂村、山田村、船津村、中寺村、福崎町、安栗郡山崎町、水上郡柏原町、佐用郡佐用町、加東郡滝野町、社町、小野町、朝來郡生野町、和田山町、養父郡八鹿町	駒町
--------------------	---------------------------------	---	----

神奈川縣			
------	--	--	--

福岡縣糟屋郡山田村、古賀町、勢門村、新宮村	昭和三十二年六月一日から適用	第十四次指定 昭和三十二年九月一日から適用	福岡縣糟屋郡山田村、古賀町、勢門村、新宮村
長崎縣東彼杵郡川棚町、北松浦郡柚木村	昭和三十二年六月一日から適用	昭和三十二年九月一日から適用	長崎縣東彼杵郡川棚町、北松浦郡柚木村
福井縣	昭和三十二年六月一日から適用	昭和三十二年九月一日から適用	福井縣
武生町	昭和三十二年六月一日から適用	昭和三十二年九月一日から適用	武生町

●扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部改正

(昭和三十二年十二月二十八日 公達第三百四十九号)

逓信部内一般

扶養手当及び臨時勤務地手当支給に関する地域指定の件の一部を次のように改正する。

「別表」中第十二次指定の欄の下に次の二欄を加える。

区別	府都名道	第十二次指定	第十四次指定
一、甲地	東京都千代田縣	昭和三十二年六月一日から適用	昭和三十二年九月一日から適用

の地域及び鎌見川町、稲毛町、小中台町に限る)
船橋市(但し京成電鉄或は省線沿線一軒以内の地域に限る)
松戸市(但し大字松戸、上矢切、中矢切、下矢切、小山、岩瀬、根本、小根本、竹ヶ花、南花島に限る)
大磯町(但し大字大磯、東小磯の中東海道沿線以南の地域に限る)
湯ヶ原町(但し大字堀城の中字城下、大字宮下の中字山口、根廻り石田、前田、宮ノ上及び大字宮上の中字道下、道上、入谷、道中、橋下、橋上に限る)

相模原町(但し大字橋本、小山、上矢切、矢部新田、淵野辺、上溝、清兵衛新田に限る)
仙台原村、温泉村、元箱根村、箱根町、宮城野村、若湯村、湯本町
伊東市但し湯川区前磯部、赤坂、天神、湯川畑、汐留、堤、山岸、川久保、宮元、牛丸、松原区山岸、寺山、山田、高田、八幡田、猪戸、広町、鞍田、堀下、葛見原、中島、辰田、長田、岡区寺下、小川沢、柄杓沢、大平、川向、於三畑、池田畑、落水、広野畑、坪ノ内、広町、芥田、下川戸、

下森、上森、下窪、方勝原、蕎麦田、竹ノ花、大樋、新川、小田原堤、大田、旭上ノ山、大窪、栗原、湯田、上ノ坊、馬場、宮ノ上、下内野、上内野、大原、地蔵原、越川、入淵、寺ノ上、鎌田区、火越畑、浜井沢、海立、園、大久保、寺田、林、中丸、久保方、横巻利、中耕地、塚田、堀出、下耕地、下河原、上河原
 玖須美区出作大道端、川原線、青木、登リ、出作湯場附、松下新田、静海、木村通、内野、芝上野、弥陀洞、惣堂脇、物見塚、原、小原、小平、

京都府
 兵庫縣
 大阪府

狐畑、大原副道、高新工、清造上、往還線新井区大東、川東、宮ノ上、川西、諏訪入、森ノ上、沢通、大畑上、神辺沢入の地域に限る
 向日町(但し字物集女、及び東海道本線以東を除く地域に限る)
 洲本市(但し奥畑、上内膳、下内膳、金屋、前平、木戸、池田、千草、上舞、池ノ内、新村、大野、宇原、上加茂を除く地域に限る)
 大久保町(但し國道一号线以北一軒以内の地域に限る)
 長尾村、荒井村
 長野町(但し南海高野線以西の地域及び古

福岡縣

熊本縣

野、西代、長野に限る
 長吉村、信太村、瓜破村、恵我村、庭窪村、野田村
 宇美町但し大字炭焼、大字宇美(但し宇美山、尻無尾、正樂、馬ノ尾、大久保、割石、溝谷、ツムリ谷、鬼岩谷、中將谷助、仲ノ原、今ノ山、榎樂寺、宗正親首、山ノ下、仲畑、松尾、燗尾、今屋敷、後谷、一滴山、内野、打尾、後小路、笹原を除く)に限る
 須恵村
 荒尾市但し大字上井手字岩本(字岩本、字新井の境界)と大字金山字向田(字向田

字島廻りの境界)を結ぶ縣道以西の地域に限る
 但し次の地域は除く
 大字藏満の中久保、菲塚、鴻芋田、鴈ノ巢、天神、西浦、井樋、美名尻、沖、榎本、日燒、大清水、杖田、南大清水、東日燒、東大清水大字孤屋の中辻、下萩、上吸田、吸田、下吸田、中萩、上七浦、七浦、下奈良町、西奈良町、西ノ前、奈良町、南前、上野原、野前、中牟田、下浦、下新谷、上新谷、新谷、新堤、東ノ前、南屋敷、宮ノ前
 大字、野原の中佐平田、長谷、下赤田、

宮城縣宮城郡多賀城村	馬渡、向赤田、原赤田、巡り、郷樂、紫田、一ノ坂、蛇口谷、焼、孤谷、山浦
宮城縣石城郡勿來町	石城郡植田町、江名町、岩瀬郡須賀川町
茨城縣多賀郡高萩町	北相馬郡取手町
栃木縣大都賀郡、足尾町	下都賀郡小山町
埼玉縣北足立郡、志木町、大和北足立郡草加町	田町、片山村、入間郡飯能町
群馬縣	邑樂郡館林町、群馬郡澁川町、倉賀野町
千葉縣	印旛郡佐倉町、根郷村(但し六崎に限る)八街町(但し一、二、三、四、五、七の各区及び文達に限る)、千葉郡大和田町、東葛飾郡柏町
神奈川縣	高座郡澁谷町、寒川町、足柄下郡有馬村、下會大和町、中郡伊勢原町、我村、上府中村、津久大野町、足柄下郡前羽村井部東藤野村(但し東
靜岡縣安部郡有度村、田方郡綱代町	田原、落合、寺山、名古木に限る)
愛知縣東春日井郡小牧町、中島縣幡豆郡西尾町、知多郡大和町、祖父江町、西常滑町、上野町、武豊春日井郡清洲町、西加茂町、西設樂郡新城町、郡守母町、愛知郡天白村、東春日井郡高藏寺町、丹羽郡犬山町、布袋町、海部郡大治村、南陽村、古知野町、碧海郡刈谷町、甚目寺町、富田町、中葉栗郡木曾川町、海部郡島郡大里村、宝飯郡小孫富町、豐江町、知多郡坂井町、御津町大府町	駿東郡御殿場町、小山町、富士郡富士町、浜名郡新居町、舞坂町
岐阜縣加茂郡太田町、古井町(但し惠那郡中津町、大井町、の下古井に限る)、稲葉郡長島町(但し字中野に蘇原町、朝沼町厚見村限る)、土岐郡下石町、(但し大字下川手を除駄知町、土岐津町、泉く)、羽島郡笠松町、土岐町(但し字定林寺を除那瑞浪町、土岐町(但しく)、武儀郡美濃町、関菜町、笠見、一日市場、町、郡上郡八幡町清水、木暮に限る)	加茂郡中津町、大井町、(但し字中野に蘇原町、朝沼町厚見村限る)、土岐郡下石町、(但し大字下川手を除駄知町、土岐津町、泉く)、羽島郡笠松町、土岐町(但し字定林寺を除那瑞浪町、土岐町(但しく)、武儀郡美濃町、関菜町、笠見、一日市場、町、郡上郡八幡町清水、木暮に限る)
三重縣志摩郡島羽町、一志郡久度會郡二見町、北牟婁	

長野縣	居町、北牟婁郡長島町、郡相賀町、引本町、二郷村(但し萩原、井之島の両字に限る)
石川縣	北佐久間郡小諸町、上高井郡須坂町、鳳至郡輪島町、江沼郡山中町、山代町、大聖寺町、勤橋町、片山津町
富山縣	氷見郡氷見町
滋賀縣栗太郡草津町、治田村	甲賀郡水口町
奈良縣磯城郡柳本町、初瀬町、高市郡高取町、眞菅村、吉野郡大淀町、宇陀郡榛北葛城郡新庄町、下田原町、大字陀町、生駒郡村、斑鳩町、伏見村、添上郡標本町、帶解町、東市村、大安寺村、辰市村、明治村、宇智郡野原町	熊野郡久美浜町、竹野
京都府愛宕郡岩倉村、乙訓郡久	世村、乙訓村、南桑田郡郡間人町、北桑田郡周
兵庫縣有馬郡塩瀬村、長尾村、美養郡志染村、別所村、多紀郡味岡村(但し大沢久留見村、多可郡重春に限る)、加古郡平岡村、村、比延庄村、日野村、野口村、天満村、母里村、神崎郡川辺村、鶴居村、加古新村、八幡村、神野八千種村、有馬郡藍村、村、印南郡北浜村、的形本庄村、成野村、朝來村、別所村、志方村、東神郡梁瀬町、印南郡東志吉村、西神吉村、平鹿村、方村、西志方村、擔保上莊村、神崎郡田原町、鹿室津村、河内村、大甘地村、飾磨郡谷外村、市村、神岡村、竜田村、曾佐村、擔保郡神部村、飾磨郡谷内村、赤穂郡平田村、石海村、新宮町、有年村、城崎郡香住町、	保津町、藤村、久世郡御山町、綴喜郡多賀村、牧村、佐山村、檜島村、大住村、有智郷村、都寺田村、久津川村、富野々城村、莊村、綴喜郡青谷村、中郡峰山町、竹野郡網野町、船井郡八木町、相樂郡笠置町、上狛町、伊都郡橋本町、高野町、東牟婁郡勝浦町、西牟日高郡御坊町、有田郡湯裏郡串本町、白浜町、浅町、那賀郡岩出町、那賀郡粉河町、有田郡箕島町

斑鳩町、御津町、太田町、美方郡浜坂町、氷上郡 揖保村、譽田村、加西郡久下村、黒井町 北條町、多可郡中町、城 崎郡日高町、出石郡出石 町	安芸郡香戸町、變三郡十安芸郡江田島村、倉橋 日市町、三次町、賀茂郡島村、坂村、矢野町、 竹原町、苜品郡府中町、賀茂郡川尻町、安浦町、 國府村（但し大字府川に 限る）、広谷村、（但し大字 町に限る）、安佐郡可部町	徳島縣 三好郡池田町 香川縣 三豊郡観音寺町 愛媛縣 福岡縣 宇野郡三島町 宇野郡八屋町、吉富町、 椎田町、浮羽郡吉井町、 築紫郡春日村、大野村、 築紫村、日佐村、水城村、 田主丸町、三池郡高田 宗像郡東郷町、福間町、 赤間町、津屋崎町、吉武下飯江、田浦、上桶田、 村、京都郡小波瀬村、泉田尻を除く地域に限 村、今川村、豊津町、障る、山門郡三橋村、大 川町、仲津村、朝倉郡甘和村、筑紫郡山家村 木町、八女郡福島町、羽 大塚町、山門郡柳河町、 城内村、沖端村、瀬高村、 三潞郡大川町、荒木村	後免町駅を結ぶ線の西の 地域に限る、大嶽村（但 し旭町、稻吉に限る）	長崎縣 北松浦郡平戸町、鹿町町、北松浦郡調川村、志佐 郡武雄町 大分縣 津北海部郡白杵町 久見町 佐賀縣 西松浦郡伊万里町、杵島郡藤津郡藤野町
---	--	--	--	--

江迎町 町、世知原町、今福町、 新御厨町	鹿兒島縣 鹿兒島郡伊敷村、但し大鹿兒島郡東郷島村、西 字下伊敷、上伊敷、小瀬島村、吉田村 野、皆房、犬迫（但し入 佐、久木田、下門、仲祖 に限る）、小山田（但し永 吉、中ノ乙河頭に限る）、 比志町（但し村道比志島 線北方二百米より以南の 地域に限る）に限る。	一、甲地 東京都 神奈川縣 大阪府	の河原に限る）に限る。 揖宿郡指宿町（但し縣道 指宿線の西側三百米の線 から海岸に至る地域に限 る）	追加指定 昭和二十三年九月 一日から適用 北多摩郡調布町、田無 町、狛江村、小平村、 保谷町、久留米町、砂 川村、神代村（以上八 ヶ町村共指定済以外の 全地域） 鎌倉市（旧大船町、旧 深沢村） 枚方市旧川越村（但し 茄子作、高田、香里丘、 東香里、村野、山ノ上、 田宮に限る）、旧山田村 （但し田口、片鐘に限 る）、旧殿山町（但し阪、 宇山、養父、上島、下
----------------------------	--	-------------------------	--	---

● 郵政部内職員超過勤務手当、休日給及び夜勤手当支給規程

(昭和二十四年三月十八日 公達第九十三号)

郵政部内一般

郵政部内職員超過勤務手当、休日給及び夜勤手当支給規程

第一條 郵政部内職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(超過勤務手当)

第二條 超過勤務手当は、職員が所属長の命により正規の勤務時間をこえて勤務した場合に支給する。

前項の正規の勤務時間をこえる勤務とは、左に掲げる勤務をいう。

- 一 職員の勤務時間として定められている一日の勤務時間をこえる勤務
- 二 日曜日(日曜日に代え勤務を要しない日と定められた日を含む。)の勤務

(註)

(以下一時間当り給與額という。)の給與額に百分の百を乗じて得た額、八時間をこえる部分については、一時間につき勤務一時間当り給與額に百分の百二十五を乗じて得た額とする。

(註) 百分の百の部分は、次のような場合である。

(一) 正規の勤務時間が一日実働八時間である者が、登壇定刻前一時間の早出出勤を命ぜられ、その日退壇定刻前一時間の早退をした場合は、登壇定刻早出一時間の部分

(二) 午前中半日休暇をとり、午後一時出勤した官廳職務時間勤務者が退壇定刻をこえて勤務することを命ぜられた場合は、退壇定刻から勤務四時間になるまでの部分(遅参の場合も同様)

(三) その日の正規の勤務時間が実働七時間である場合(たとえば循環勤務において、ある日の勤務時間が午前八時三十分から午後四時までで休憩時間は三十分と定められているような場合)は、実働八時間になるまでの部分

(四) 第二條の二、の場合は、すべて実働八時間になるまでの部分

二 前号の場合において、その勤務が午後十時から翌日午

一、甲地	島、招提、小倉に限る) 茨木市旧春日村(但し 京阪神國道の以東の地 域に限る)、旧三島村 (但し京阪神國道より 新京阪電線に至る地 域に限る)、旧玉櫛村 (但し字水尾に限る)、 北河内郡寝屋川町(但 し指定済以外の全地 域) 兵庫縣 武庫郡良元村、川辺郡 小浜村(以上二村共指 定済以外の全地域) 大牟田市の内野立(但 し指定済以外の全地 域)
二、乙地	相模原町は甲地指定済 以外の全地域

- (一) この規程で「勤務」又は「勤務時間」とは、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働勤務又は勤務時間をいう。
- (二) この規程で「一日の勤務時間」とは、宿直、宿明勤務の如く二日にわたるような交替制勤務については、その一勤務をもつて一日の勤務時間とする。
- (三) 従來の宿直手当は認められないこととなつたため、宿直勤務は一、の勤務として取り扱う。
- (四) 従來の日直手当は認められないこととなつたため、日直勤務は二、の勤務として取り扱う。
- (五) 大正十一年閣令第六号(慰勞休暇)又は太政官布告第二号による休暇日(日曜日に当つた場合を除く。)における勤務については、正規の勤務時間内は超過勤務手当を支給せず、その時間をこえる勤務をこえる勤務についてのみ一、の勤務として取り扱う。
- (六) 休憩時間又は睡眠時間中に所属長の命により勤務した場合は一、の勤務として取り扱う。

(超過勤務手当の支給額)

第三條 超過勤務手当の支給額は、左の各号の定めるところによる。

- 一 正規の勤務時間をこえ実働八時間になるまでの部分については、一時間につき第六條に規定する勤務一時間当り

前五時までの部分については、一時間につき勤務一時間当り給與額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

(休日給)

第四條 休日給は、職員が所屬長の命により休日において、その日の正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する。

支給額は、一時間につき勤務一時間当り給與額に百分の百二十五を乗じて得た額とする。

(註)

(一) 休日とは、國民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日をいう。

(二) 休日給は、休日に特に勤務を命ぜられた職員のみでなく、休日に当然勤務することとなつてゐる交替制勤務の職員についても支給する。

(三) 休日給は、休日における正規の勤務時間中においてげんに勤務した時間に対して支給される。休日において正規の勤務時間をこえて勤務した部分については、

第二條の一、による超過勤務手当が支給される。

(四) 休日が日曜日に當つた場合は、休日給を支給せず、第二條の二、による超過勤務手当を支給する。

(夜勤手当)

第五條 夜勤手当は、職員が正規の勤務時間として午後十時

から翌日の午前五時までの間に勤務した場合に支給する。支給額は、一時間につき勤務一時間当り給與額に百分の百二十五を乗じて得た額とする。

(註)

(一) 夜勤手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給される。

(二) 夜勤手当と休日給及び超過勤務手当との關係は、次のとおりとなる。

1 休日における正規の勤務時間中の勤務のうち午後十時から翌日の午前五時までにわたる勤務がある場合においては、その部分の勤務に対しては、休日給と夜勤手当とが併給される。

2 夜勤手当は、正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間をこえる勤務のうち午後十時から翌日の午前五時までにわたる勤務がある場合においては、その部分の勤務に対しては、夜勤手当を支給せず、超過勤務手当が支給される。

(手当算定の基礎額)

第六條 前各條で勤務一時間当り給與額とは、俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額、との合計額に十一を乗

じ、この額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

(註)

(一) 週により一週間の勤務時間が異なるものについては、一循環における一週平均勤務時間をもつて一週間の勤務時間とみなす。

(二) 勤務地手当の月額とは、扶養手当に対する勤務地手当の月額を除いたものである。

(公務による旅行中の勤務の取扱)

第七條 公務により旅行(出張及び赴任を含む。)中の職員は、その旅行中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。但し、左の各号の場合においてげんに勤務し、且つ、その勤務時間につき明確に証明のできるものについては、超過勤務手当及び休日給を支給する。

一 旅行目的の地において、正規の勤務時間をこえて勤務すべきことを職員の所屬長があらかじめ指示して旅行を命じた場合

二 所要の期日までに目的地に到達するため、日曜日、宿明日、休日又は正規の勤務時間外に正当な順路によつて旅行すべきことを職員の所屬長があらかじめ指示して旅行を命じた場合

(勤務時間の計算)

第八條 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(超過勤務手当の内支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によつて計算するものとし、この場合において、一時間未満の端数を生じた場合は、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

(支給手続)

第九條 局所長は、別紙様式による各人別超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿(別紙第一)及び超過勤務退手当、休日給及び夜勤手当整理簿(別紙第二)を設け、毎日必要事項を記入した上、これに認印しなければならない。

局所長は、前項の命令簿に記載されたその月分の(一日から末日まで)それぞれの時間数を合計した上、整理簿により受給者の一時間当り給與額を求め、これに給與の種類ごとの勤務時間数を乗じて、その月分の支給額を算定し、俸給支給の例に準じ、これを支給しなければならない。

(端数計算)

第十條 前條第二項の支給額の算定にあつては、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の種類ごとに四十九銭以下の端

数を生じたときは切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは一円に切り上げ計算する。

(支給期日)

第十一條 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、その月分をとりまとめ翌月の十三日に支給する。

(給與原資)

第十二條 各局所における超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の所要予算については、一會計年度を四期に区分し、各期分ごとにその前月に給與原資を令達する。

(註)

局所長は、職員に対し命令を発するにあつては、それに対する所要額をも勘案して令達予算の範囲内において、命令を発するよう十分運用上の計画をたて、万全の措置を講ずること。

附則

第十三條 この公達は、昭和二十四年一月一日から適用する。

第十四條 昭和二十四年一月分及び二月分の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、第十一條の規定にかかわらず、この規程制定の日(昭和二十四年三月十八日)以後すみやかに支給するものとする。

附則 (昭和二十四年八月二十二日 公達第三十三号)

この公達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿記帳要領

一 所屬長は、この様式による各人別命令簿を作成し、それぞれ記載主任をおき、嚴重、且つ、正確に記入すること。

二 この命令簿は、毎日前日分について所屬長が点検なつ、印の上、保存すること。

三 勤務命令時間は、所屬長が当該勤務に従事すべきことを命じた時間の始期及び終期を正確に記入すること。

四 勤務の区分欄は、超過勤務、休日勤務及び夜勤の別に、それぞれ当該従事時間数(何分まで)を記入すること。

五 整理時間は、規程第八條により三十分以上一時間未満の端数は一時間とし、三十分未満の端数は切り捨て、この時間数を記入すること。

超過勤務手当、休日給及び夜勤手当整理簿記帳要領
一 所屬長は、この様式による各人別整理簿を作成し、それぞれ記載主任をおき、嚴重、且つ正確に記入すること。

二 手当額算出内訳の

溝の端数を切り上げた金額を記載すること。

(イ) 時間数欄は、命令簿の整理時間の欄の時間数を轉記すること。

(ロ) 一時間当り給與額欄には、一時間当り給與額算出基礎により算出した勤務一時間当り給與額を記載すること。但し、一日八時間、一週四十八時間勤務者は、別表單價早見表を参考までに作成したから、これにより受給者の号俸にあてはまるそれぞれの單價を求め、該当欄に記載すること。

(ハ) 給與額支給額欄の金額は、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当ごとに四十九銭以下の端数は切り捨て、五十銭以上一円未満の端数は一円に切り上げ計算を行つた結果、全額を記載すること。

三 一時間当り給與額算出基礎の

(イ) 一週間の勤務時間欄には、その職員につき定められた一週間における正規の実働時間を記載すること。(規程第六條註参照)

(ロ) 勤務一時間当り給與額欄には、算出した額の銭位未満の端数を切り上げた金額を記載すること。

(ハ) 一時間当り給與額欄及び給與額計算額欄の中、超過勤務手当百分の百を除いた他の欄は、すべて厘、毛までの金額を記載すること。この場合の算出は、毛位未

●郵政部内職員超過勤務手当、休日給及び夜勤手当支給規程について

(昭和二十四年三月十八日) 逓給第二二二二号

部内一般長

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による部内職員超過勤務手当、休日給及び夜勤手当支給規程を制定せられ、本年一月一日に週及して適用せられることとなつたのであるが、これについては、なお左記事項を了知の上、実施上遺憾なきを期せられたい。

記

一、規程第二條関係

- (一) (註) (二) による「二日にわたる勤務」の場合の超過勤務、休日勤務及び夜勤は、それぞれその勤務があつた日の属する日をもつて命令簿等の整理をなすこと。
 - (二) (註) (三) 及び (四) の場合において特定局(宿直要員の配置のない局)における宿直勤務、日直勤務については、別途通達するところにより取り扱うこと。
- 右の場合を除く一般宿直勤務の際の支給額は、各省間の申合せにより睡眠時間八時間、休憩時間一時間を控除

した時間を以て、手当算出の基礎とし、支給率は百分の百二十五の部分とすること。但し、睡眠時間又は休憩時間中に特に勤務を命ぜられた場合は、規程の定める所により取り扱う。

二、規程第四條関係

交替制勤務者等で二日にわたる勤務がある場合に、その中一日が休日に當つた場合の休日給の支給は、その休日にあたる当日を限つて計算すること。

三、規程第五條関係

夜勤手当は、その勤務が正規の勤務時間内である場合に限られ、超過勤務の者には超過勤務手当に割増がついてるので、別に夜勤手当は支給されないこと。

四、規程第六條関係

「一週間の勤務時間」については、すべて四十八時間を以て基礎とする。但し、特定局又は廳務關係の職員で従前の勤務時間による者については、その一週間における実働時間を以て基礎とすること。

五、規程第七條関係

- (一) 公務による旅行中の勤務の取扱については、次の(二)の場合を除き別途通達するところにより取り扱うこと。
- (二) 特定旅費を受ける出張であつて、次の各号の一にあて

支給する。

六、規程第十二條関係

- (一) 給與原資については、これに不足を生じた場合も特別の事由があるほかこれを増額しない。
- (二) 所屬長は、超過勤務、休日勤務、夜勤の負担が一部の限られた職員に偏して課せられるようなことを出来だけ避け、もつてこの制度が職員の健康保持上悪影響を及ぼすことのないよう充分留意すること。

七、規程中附則第十四條関係

- (一) すでに勤務時間の定つてゐる者(官廳勤務時間勤務者)については、規程の定むるところにより命令簿、整理簿の整理をなし、すみやかに一月分及び二月分の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の精算を行うこと。
- (二) 勤務時間が未決定の者については、近く通達せられる新勤務時間を基礎に精算するものとし、その他は規程の定める所により措置しておくこと。

- 八、(一) 超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿、並びに超過勤務手当、休日給及び夜勤手当整理簿を別途参考までに送付するからしむるべく取り計らわれたい。
- (二) 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当單價早見表(六、三〇七円ベース)別冊を逓給第二一八号を以て送付する。

- はまる業務に直接従事し、且つ、出張中も毎日一定の勤務時間の定めがある場合は、それぞれ規程の定めるところにより超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。
- 1. 電氣通信研究所における試験作業
- 2. 海底線の建設保守作業
- 3. 電氣通信施設の建設保守作業中左の一にあてはまるもの
 - イ、連合軍關係工事
 - ロ、非常災害の應急復旧工事
 - ハ、障がいのある調査及び修理工事
 - ニ、建設工事
- 4. 鉄道郵便乗務

(註)

- イ、鉄道郵便乗務員の超過勤務時間の算定は、列車規定出発時刻から指定降車駅の実際到着時刻までの所要時間と規定列車運行時間との差によること。
- ロ、勤務の都合により深夜十一時以後早朝五時以前に勤務する職員で、交通機關の利用が事実上不能の者で、所屬長が眞にやむを得ないものと認め、且つ、当該場合に宿泊を命じた場合は、これを一時間の超過勤務として百分の百五十の部分の超過勤務手当を

なお、この算定の基礎となつた一週間の勤務時間は、
実働四十八時間であるからねんのため。

●郵政内へき地所在官署在勤職員 の特殊勤務手当給與規程

(昭和二十四年四月二十八日
公達 第四百四十号)

郵政内一般

郵政内へき地所在官署在勤職員の特殊勤務手当給與
規程

第一條 政府職員の特務勤務手当に関する政令(昭和二十三
年政令第三百二十三号)による郵政内へき地所在官署在
勤職員の特務勤務手当(以下へき地手当という)の支給に
つては、この規程の定めるところによる。

第二條 へき地所在官署及び第三條の級別区分は別表に示す
ところによる。

第三條 へき地手当の支給額は月額とし、左の区分による。

- 一 第一級官署に在勤する職員にあつては 百五十円
- 二 第二級官署に在勤する職員にあつては 三百円
- 三 第三級官署に在勤する職員にあつては 四百五十円
- 四 第四級官署に在勤する職員にあつては 六百円

脇野沢郵便局	青森縣下北郡脇野沢村
陸奥川内郵便局	青森縣下北郡川内町
小田野沢郵便局	青森縣下北郡東通村小田野沢
蟹田郵便局	青森縣東津軽郡蟹田町
奥戸郵便局	青森縣下北郡大間町
長後郵便局	青森縣下北郡佐井村
戸賀郵便局	秋田縣南秋田郡戸賀村
関郵便局	岩手縣九戸郡山形村字関
川井郵便局	岩手縣下閉伊郡川井村
湯原郵便局	宮城縣刈田郡七ヶ宿村
沢渡郵便局	福島縣石城郡沢渡村
楡原郵便局	福島縣耶麻郡楡原村
栗山郵便局	栃木縣塩谷郡栗山村字日陰
湯西川郵便局	栃木縣塩谷郡栗山村字湯西川
三依郵便局	栃木縣秩父郡大滝村中津川
秩父鉦山郵便局	埼玉縣秩父郡大滝村中津川
保郵便局	山梨縣南巨摩郡都川村保
西山郵便局	山梨縣南巨摩郡西山村
三里郵便局	山梨縣南巨摩郡三里村
碓氷郵便局	山梨縣南巨摩郡碓氷村
丹波山郵便局	山梨縣北都留郡丹波山村丹波
小菅郵便局	山梨縣北都留郡小菅村
精進郵便局	山梨縣西八代郡上九一色村精進

第三編 第六類 郵政内へき地所在官署在勤職員の特殊勤務手当給與規程

四三五

- 五 第五級官署に在勤する職員にあつては 七百五十円
- 第四條** 官署が勤務地手当の支給される地域に所在する場合
における手当の額は、別に定める。
- 第五條** へき地所在官署へ兼務する命ぜられた職員が、その官
署に出張して勤務する場合において、内國旅費規程による
旅費の支給を受けるときは、その支給を受ける期間は、へ
き地手当を支給しない。
- 第六條** へき地手当の支給については、この規程に定めるも
のの外、俸給支給の例による。

附則

第七條 この公達は、昭和二十三年四月一日から適用する。

級別 区分	第一次指定(昭和二十三年四月 一日以降適用)	
	官署名	所在地
一級	大碑郵便局	北海道宗谷郡宗谷村大碑
	上幌内郵便局	北海道別府郡雄武村
	上足寄郵便局	北海道足寄郡足寄村
	古冠郵便局	北海道勇拂郡上冠村
	宿野辺郵便局	青森縣下北郡川内町大字宿野辺
	佐井郵便局	青森縣下北郡佐井村
	大間郵便局	青森縣下北郡大間町
	神津島郵便局	東京都神津島
	式根島郵便局	東京都新島式根島
	新島郵便局	東京都新島本村
若郷郵便局	東京都新島	
三宅島郵便局	東京都三宅島神著村	
坪田郵便局	東京都三宅島坪田村	
三宅島伊豆郵便局	東京都三宅島伊豆村	
三宅島伊ヶ谷郵便局	東京都三宅島伊ヶ谷村	
三宅島阿古郵便局	東京都三宅島阿古村	
御蔵島郵便局	東京都御蔵島	
月布施郵便局	新潟縣佐渡郡水津村	
鷲崎郵便局	新潟縣佐渡郡内海府村	
眞更川郵便局	新潟縣佐渡郡外海府村眞更川	
赤泊郵便局	新潟縣佐渡郡赤泊村	
多田郵便局	新潟縣佐渡郡松ヶ崎村多田	
赤玉郵便局	新潟縣佐渡郡岩首村	
石黒郵便局	新潟縣刈羽郡石黒村	
門出郵便局	新潟縣刈羽郡高柳村	
上平郵便局	富山縣東礪波郡上平村細島	
利賀郵便局	富山縣東礪波郡利賀村	
段目郵便局	富山縣東礪波郡東島村	
西谷郵便局	石川縣鹿島郡西谷村中島	

大島郵便局
石徹白郵便局
上村郵便局
根羽郵便局
浪合郵便局
平谷郵便局
末川郵便局
開田郵便局
高根郵便局
井川郵便局
梅ヶ島郵便局
鳩谷郵便局
古屋郵便局
久多郵便局
家島坊勢郵便局
沼島郵便局
重里郵便局
池津川郵便局
三川郵便局
寒川郵便局
眞妻郵便局
西川郵便局
色川郵便局

福井縣大飯郡大島村
福井縣大飯郡石徹白村
長野縣下伊那郡上村
長野縣下伊那郡根羽村
長野縣下伊那郡浪合村
長野縣下伊那郡平谷村
長野縣西筑摩郡開田村
長野縣西筑摩郡開田村
岐阜縣益田郡高根村
静岡縣安部郡井川村
静岡縣安部郡梅ヶ島村
岐阜縣大野郡白川村
滋賀縣高島郡朽木村
京都府愛宕郡久多村
兵庫縣飾磨郡家島町
兵庫縣三原郡沼島村
奈良縣吉野郡十津川村
奈良縣吉野郡野迫川村
和歌山縣西牟婁郡三川村
和歌山縣日高郡寒川村
和歌山縣日高郡眞妻村
和歌山縣東牟婁郡七川村西川
和歌山縣東牟婁郡色川村

知夫郵便局
清郷郵便局
別府郵便局
美田郵便局
菱浦郵便局
海士郵便局
崎郵便局
知々井郵便局
都万郵便局
那久郵便局
津戸郵便局
中津郵便局
與島郵便局
豊島郵便局
三崎郵便局
神松名郵便局
神和郵便局
津和地郵便局
魚島郵便局
四坂郵便局
日振島郵便局
東祖谷郵便局
落合郵便局

島根縣知夫郡知夫村
島根縣知夫郡浦郷村
島根縣知夫郡黒木村
島根縣知夫郡黒木村美田
島根縣海士郡海士村
島根縣海士郡海士村
島根縣海士郡海士村
島根縣海士郡海士村
島根縣海士郡都万村
島根縣海士郡都万村
島根縣海士郡都万村
島根縣周吉郡中津村
香川縣小豆郡豊島村家浦
愛媛縣西宇和郡三崎村三崎
愛媛縣西宇和郡神松名村
愛媛縣温泉郡神和村元怒和
愛媛縣温泉郡神和村津和地
愛媛縣越智郡魚島村
愛媛縣越智郡四坂島村
愛媛縣北宇和郡日振島村
徳島縣美馬郡東祖谷山村
徳島縣美馬郡東祖谷山村落合

北川郵便局
富山郵便局
市宇郵便局
立川郵便局
角島郵便局
見島郵便局
尾平嶽山郵便局
下入津郵便局
丸市尾郵便局
五箇庄郵便局
対島佐賀郵便局
比田勝郵便局
佐須奈郵便局
琴郵便局
鹿見郵便局
峯郵便局
青方郵便局
小値賀郵便局
小鹿郵便局
魚目郵便局
鱒之浦郵便局
岐宿川原郵便局
浜之浦郵便局

徳島縣海部郡木頭村北川
高知縣幡多郡富山村
高知縣香美郡嶺山村市宇
高知縣長岡郡大杉村立川
山口縣豊浦郡角島村
山口縣阿武郡見島村
大分縣大野郡長谷川村
大分縣南海部郡下入津村
大分縣南海部郡名護屋村
熊本縣八代郡仁尾村小原
長崎縣上縣郡峰村佐賀
長崎縣上縣郡豊崎村比田勝
長崎縣上縣郡佐須奈村佐須奈
長崎縣上縣郡琴村琴
長崎縣上縣郡仁田村鹿見
長崎縣上縣郡峯村
長崎縣南松浦郡青方可
長崎縣北松浦郡小値賀町
長崎縣上縣郡琴村小鹿
長崎縣南松浦郡魚目村
長崎縣南松浦郡有川町奥浦
長崎縣南松浦郡岐宿川原
長崎縣南松浦郡浜之浦村

岩瀬浦郵便局
若松郵便局
立串郵便局
奈良尾郵便局
宇久平郵便局
宇久神浦郵便局
豆餓郵便局
浅瀨郵便局
久根浜郵便局
小茂田郵便局
仁田郵便局
奈留島郵便局
見立郵便局
七ヶ山郵便局
梅木郵便局
佐多郵便局
岸良郵便局
中飯郵便局
里郵便局

長崎縣南松浦郡奈良尾町岩瀬浦
長崎縣南松浦郡若松村
長崎縣南松浦郡北魚目村立串
長崎縣南松浦郡奈良尾町
長崎縣北松浦郡平村
長崎縣北松浦郡神之浦村
長崎縣下縣郡豆餓村豆餓
長崎縣下縣郡豆餓村浅瀨
長崎縣下縣郡佐須奈村久根浜
長崎縣下縣郡佐須奈村小茂田
長崎縣上野郡仁田村伊奈
長崎縣南松浦郡奈留島村
宮崎縣西臼杵郡岩戸村
宮崎縣西臼杵郡諸縣村
宮崎縣東臼杵郡北浦村三川内
鹿児島縣肝屬郡佐多町
鹿児島縣肝屬郡内之浦岸良
鹿児島縣薩摩郡飯村中飯
鹿児島縣薩摩郡里村

奥尻郵便局 北海道奥尻郡奥尻村
 青苗郵便局 北海道奥尻郡奥尻村
 宮津郵便局 北海道奥尻郡奥尻村
 余別郵便局 北海道積丹郡余別村
 入舸郵便局 北海道積丹郡入舸村
 野塚郵便局 北海道積丹郡入舸村野塚
 湧洞郵便局 北海道十勝郡大津村湧洞
 羅臼郵便局 北海道目梨郡羅臼村
 幌呂郵便局 北海道阿寒郡鶴居村
 上幌呂郵便局 北海道阿寒郡鶴居村
 天売郵便局 北海道苫前郡天売村
 焼尻郵便局 北海道苫前郡焼尻村
 仁字布郵便局 北海道中川郡美深村
 青山郵便局 北海道石狩郡当別町
 幌郵便局 北海道浜益郡浜益村
 瑠内郵便局 北海道石狩郡神恵内村瑠内
 日高郵便局 北海道沙流郡日高村
 焼山郵便局 青森縣上北郡十和田村
 六ヶ所郵便局 青森縣上北郡六ヶ所村

岩屋郵便局 青森縣下北郡東通村岩屋
 竜飛郵便局 青森縣東津軽郡三厩村竜飛
 三厩郵便局 青森縣東津軽郡三厩村
 今別郵便局 青森縣東津軽郡今別村
 雲月郵便局 青森縣東津軽郡一本木村
 陸奥平館郵便局 青森縣東津軽郡平館村
 陸奥船岡郵便局 青森縣東津軽郡平館村
 入道崎郵便局 秋田縣南秋田郡北浦町
 有芸郵便局 岩手縣下閉伊郡有芸村
 平井賀郵便局 岩手縣下閉伊郡野畑村
 安家郵便局 岩手縣下閉伊郡安家村
 小國郵便局 岩手縣下閉伊郡小國村
 金華山郵便局 宮城縣牡鹿郡鮎川町
 田代島郵便局 宮城縣牡鹿郡鮎川町
 出島郵便局 宮城縣牡鹿郡女川町
 檜枝岐郵便局 福島縣南会津郡檜枝岐村
 中ノ郷郵便局 東京都八丈島中ノ郷
 八丈島郵便局 東京都八丈島大賀郷
 三根郵便局 東京都八丈島三根村
 末吉郵便局 東京都八丈島末吉村
 壺立郵便局 東京都八丈島壺立村

利島郵便局 東京都利島
 粟島郵便局 新潟縣岩船郡粟島村
 上高地郵便局 長野縣南安曇郡安曇村上高地
 御嶽山郵便局 長野縣西筑摩郡三岳村
 串郵便局 愛媛縣西宇和郡三崎村串
 釣島郵便局 愛媛縣温泉郡與居島村釣島
 四ッ浜郵便局 愛媛縣西宇和郡四ッ浜村
 伊島郵便局 徳島縣那賀郡標町伊島
 母島郵便局 高知縣幡多郡沖の島村母島
 柏島郵便局 高知縣幡多郡奥内村柏島
 奥屋内郵便局 高知縣幡多郡津大村奥屋内
 松原郵便局 高知縣高岡郡吉原村四万川
 五箇郵便局 島根縣禮地郡五箇村
 郡郵便局 島根縣禮地郡五箇村
 布施郵便局 島根縣周吉郡布施村
 中村郵便局 島根縣周吉郡中村村
 東郷郵便局 島根縣周吉郡東郷村
 磯郵便局 島根縣周吉郡磯村
 鹿島郵便局 廣島縣安芸郡倉橋島村
 五島黒瀬郵便局 長崎縣南松浦郡富江町黒瀬
 崎の山郵便局 長崎縣南松浦郡崎山村
 本山郵便局 長崎縣南松浦郡本山村本山
 友住郵便局 長崎縣南松浦郡有川町友住

五島樺島郵便局 長崎縣南松浦郡樺島村
 奥浦郵便局 長崎縣南松浦郡奥浦村
 奈摩郵便局 長崎縣南松浦郡青方町奈摩
 日島郵便局 長崎縣南松浦郡日島村
 黄島郵便局 長崎縣南松浦郡富江町黄島
 五島柏郵便局 長崎縣南松浦郡三井樂町柏
 中須郵便局 長崎縣南松浦郡玉ノ浦町中須
 大宇郵便局 長崎縣南松浦郡玉ノ浦町大宇
 赤島郵便局 長崎縣南松浦郡富江町赤島
 津和崎郵便局 長崎縣南松浦郡北魚目村津和崎
 大浜郵便局 長崎縣南松浦郡大浜村
 仁位郵便局 長崎縣下縣郡仁位村仁位
 曾郵便局 長崎縣下縣郡仁位村曾
 小船越郵便局 長崎縣下縣郡船越村小船越
 尾崎郵便局 長崎縣下縣郡船越村尾崎
 奴加岳郵便局 長崎縣下縣郡奴加岳村佐保
 水崎郵便局 長崎縣下縣郡奴加岳村水崎
 賀谷郵便局 長崎縣下縣郡船越村賀谷
 鴨居瀬郵便局 長崎縣下縣郡船越村鴨居瀬
 大船越郵便局 長崎縣下縣郡船越村
 竹敷郵便局 長崎縣下縣郡船越村竹敷
 鶏知郵便局 長崎縣下縣郡船越村鶏知
 久賀島郵便局 長崎縣南松浦郡久賀島村

第三編 第六類 郵政内へき地所在官署在勤職員の特殊勤務手当給與規程

四四〇

志多賀郵便局	長崎縣上縣郡峯村志多賀
鰐浦郵便局	長崎縣上縣郡豊崎村
佐護郵便局	長崎縣上縣郡佐須奈村佐護
舟志郵便局	長崎縣上縣郡琴村舟志
伊奈郵便局	長崎縣上縣郡仁田村伊奈
一重郵便局	長崎縣上縣郡琴村一重
江ノ島郵便局	長崎縣西彼杵郡江ノ島村
平島郵便局	長崎縣西彼杵郡平島村
大河内郵便局	宮崎縣西彼杵郡推葉村大河内
種子島郵便局	鹿児島縣鹿毛郡種子島西之表町
現和郵便局	鹿児島縣鹿毛郡種子島西之表町
住吉郵便局	鹿児島縣鹿毛郡種子島西之表町
小瀬田郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上屋久村
安房郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下屋久村
中種子郵便局	鹿児島縣鹿毛郡中種子村
坂井郵便局	鹿児島縣鹿毛郡中種子村
南種子郵便局	鹿児島縣鹿毛郡南種子村
島間郵便局	鹿児島縣鹿毛郡南種子村
壱永郵便局	鹿児島縣鹿毛郡南種子村
西之郵便局	鹿児島縣鹿毛郡南種子村
浜津脇郵便局	鹿児島縣鹿毛郡中種子村
安城郵便局	鹿児島縣鹿毛郡西之表町
古田郵便局	鹿児島縣鹿毛郡西之表町

中割郵便局	鹿児島縣鹿毛郡西之表町
國上郵便局	鹿児島縣鹿毛郡西之表町
安納郵便局	鹿児島縣鹿毛郡西之表町安納
尾之間郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下屋久村
大泊郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下屋久村
辺塚郵便局	鹿児島縣鹿毛郡佐多村大泊
大中原郵便局	鹿児島縣鹿毛郡佐多村大中原
郡郵便局	鹿児島縣鹿毛郡佐多村郡
下飯郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下飯村下飯
長浜郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下飯村長浜
手打郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下飯村手打
瀬上郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上飯村瀬上
平良郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上飯村平良
西山郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下飯村西山
青淵郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下飯村青淵
増田郵便局	鹿児島縣鹿毛郡中種子町
湯泊郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下屋久村
宮の浦郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上屋久村
永田郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上屋久村
一湊郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上屋久村一湊
香深井郵便局	北海道礼文郡香深村

船舶郵便局	北海道礼文郡船舶村
内路郵便局	北海道礼文郡香深村
香深郵便局	北海道礼文郡香深村
鷺泊郵便局	北海道利尻郡鷺泊村
本泊郵便局	北海道利尻郡鷺泊村
杏形郵便局	北海道利尻郡杏形村
美也頃郵便局	北海道利尻郡杏形村
仙法志郵便局	北海道利尻郡仙法志村
鬼脇郵便局	北海道利尻郡鬼脇村
鯉泊郵便局	北海道利尻郡鬼脇村
宇登呂郵便局	北海道斜里郡斜里町遠音別宇登呂
阿寒湖郵便局	北海道阿寒郡阿寒村
稚多郵便局	北海道増毛町尾村
古部郵便局	北海道茅部郡尾札部村古部
十和田湖郵便局	青森縣上北郡十和田村
飛島郵便局	山形縣阿部郡飛島村
青ヶ島郵便局	東京郡八丈島青ヶ島
栗生郵便局	鹿児島縣鹿毛郡下屋久村
口永良部郵便局	鹿児島縣鹿毛郡上屋久村
硫黄島郵便局	鹿児島縣鹿毛郡三島村硫黄島

●通信内へき地所在官署在勤職員の特殊勤務手当給與規程制定について

(昭和二十四年四月二十八日 逓給第四五七七号)

部内一般長

今般公達第四百十号により通信内へき地所在官署在勤職員の特殊勤務手当給與規程が制定せられたが、右は政府職員の特務勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)第九十四條及び第九十五條によりあらたにへき地在勤職員に対し特に本手当が支給せられることとなつたものであるが、なお、左記各項了知の上、取扱上遺憾のないよう取り計らわれた。

記

- 一、この手当の支給範囲は、へき地所在官署として指定せられた官署に勤務する職員とする。但し、左に掲げる者には支給しないこと。
- 1 俸給の支給を受けない者
- 2 休職(これに準ずる者を含む)中の者
- 3 内地(樺太を除く)外に在る者

- 4 臨時雇傭の者、但し、一般職員に準ずる給與を支給される者を除く
- 二、同一構内に二つ以上の官署があつて、その一方の官署が指定された場合は、他の官署も同様に指定されたものとみなして取り扱い、その官署名は即時労務局給與課長あて報告のこと。
- 三、この手当は月額と定められているが、組合専従者、限定勤務者、欠勤等の取扱方については、第六條の規定のとおりすべて俸給支給の例によるのであるから行違なきよう取り扱うこと。
- 四、規程第七條に昭和二十三年四月一日から適用するとあるも、昭和二十三年度の分に対しては、昭和二十四年三月二十三日運給第二六三号の二「僻地所在官署在勤職員の特殊勤務手当支給について」により既に支給済のものであるから了知のこと。
- 五、この手当は給與現況報告特殊勤務手当欄に合算計上の上にと。

●内地外で死亡した職員の退職手当及び死亡賜金の取扱について

(昭和二十四年九月二十八日
郵給第一八四号)

部内一般長

内地外で死亡した職員の退職手当及び死亡賜金の取扱について
内地外で死亡した職員であつて死亡公報発行の日をもつて死亡の日とした者に対する退職手当及び死亡賜金の計算の基礎となる俸給月額は、その者の死亡公報発行の日(以下單に死亡の日という。)の区分に従つて、左記各号によりこれを定めることとなつたから、然るべく取扱われたい。

記

- 一、死亡の日が昭和二十一年七月一日から昭和二十三年五月三十日までの場合その職員の死亡の日をもつて、その者の所属する官署に從來から勤務していた者であつて、その者とおおむね同格と認められる者(學歷、資格、勤続年数、旧本俸又は給料等より総合的に考察する。)との権衡を考慮

して定める。

- 二、死亡の日が昭和二十三年五月三十一日以後の場合
 - イ、職務の級の決定は、終職当時(應召、入營中のものは、應召、入營の当時)の職務内容及び旧官等(嘱託及び雇傭人については旧俸給額)を基礎として、別表によりこれを定める。
 - ロ、俸給月額は、その者の所属する官署に從來から勤務していた者であつて、その者とおおむね同格と認められる者との権衡を考慮して定めた俸給給料を基礎として二、

別表

官	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
吏	勅任	高三	高四	高五	高七	高八	判三	判四	判四			
雇傭人						高八 判二	判三 以上 九五 円	判四 以下 七五 円	判四 以上 六〇 円	判四 以上 四五 円	判三 以上 三五 円	判二 以上 三五 円

備考

- 一、雇傭人欄に掲げる俸給額は、樺太の職員であつたものについては、給料月額の十六分の十に相当する額とする。
- 二、嘱託員については、原則として九級職以下とし、その職

務の級は、調査系統の嘱託員にして特に必要のものについては、その都度上申して承認を受け、これを十級職とすることが出来る。

- 三、タイピスト(和欧)、看護婦及び共通職務系統職員につい

ては、夫々の職種につき通信職員の一、九二〇円ベース切替の際の級別判定基準により定められた職務の級の幅の最高の級を超えることはできない。

四、従前の規定により（昭和二十一年三月までの期間において）陸等年限に達する者については、陸等すべき官等の職務の級を適用する。

五、二、九二〇円ベースの号俸の算出に際しては、一般の職員に準じて算出した昭和二十一年七月一日号俸切替の際における旧本俸相当額と

イ、判任官官等を異にするものについては、当該官等の属する職務の級

ロ、職務の級を異にするものについては、当該月給の属する職務の級によつて前記二、九二〇円ベース新本俸切替表を適用するものとする。

●月額手当支給規程（大正元年十一月十九日 公達第九十五号）

通信部内一般

月額手当支給規程

第一條 月額手当ハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 削除

本年三月三十一日限り廃止ス但特別用ノ文具ハ官廳ニ備ヘテ使用セシムルコトヲ得

●國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律

（昭和二十四年六月八日 法律第二百号）

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律

第一條 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百号）第二條に規定する一般職に属する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員という。）に対しては、政府職員の支給與實施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）に規定する給與の外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2 前項に規定する職員で北海道に在勤する者に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて石炭手当を支給する。

第二條 寒冷地手当は、その支給期間を通じて、職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月分をこえて支給してはならない。

第三編 第六類 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律

第三條 任命及増給減給ノ場合ニ於ケル当月分手当ハ発令ノ翌日ヨリ計算シ、解免及死亡ノ場合ハ当月分手当ノ全額ヲ支給ス

但シ月給ヲ受クル者解職ト同時ニ政府部内ノ他ノ職員ニ資格ヲ變更シ又ハ採用セラレタルトキ若クハ其ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ解職セラレタルトキハ日割計算ニ依ル

第四條 病氣若ハ私事ノ故障ニ執務セサル場合ニ於ケル手当支給方ハ通信部内職員規程ノ例ニ依ル

第五條 手当ハ毎月文官俸給支給日ニ之ヲ支給ス但シ解免及死亡ノ場合ニ於テハ其ノ際之ヲ支給ス

第六條 手当ハ特殊ノ事情アル場合ニ於テハ二月分以上支給期到來ノ分ニ限ルヲ取繼メ之ヲ支給シ又ハ前條ノ支給期後ニ於テ別ニ其ノ支給期ヲ定ムルコトヲ得

附則

本公達ハ大正元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年三月公達第三百三十四号及明治二十七年八月公達第三百十六号ハ之ヲ廃止ス

●宿直又ハ徹夜勤務者ノ食料給與及特別文具ニ関スル件（明治二十四年三月三十日 勅令第二十七号）

明治六年大藏省達第六十一号及明治二十二年閣令第四号ハ

2 石炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に對しては三トン、その他の職員に對しては一トンを、それぞれ公定小賣價格によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

3 寒冷地手当又は、石炭手当はその支給期間を通じて支給すべき額の全部又は一部を一括して支給することができ

4 第一項に規定する職員の俸給の月額及び扶養手当の月額は、政府職員の新給與實施に関する法律の定めるところによる。

第三條 前條に規定するものを除く外、寒冷地手当の支給地域並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額、支給期間、支給方法その他支給に關し必要な事項は、内閣總理大臣が定める。

2 内閣總理大臣は、前項に規定する定をするについては、人事院の勸告に基いてこれをしなければならない。

第四條 この法律の規定は、國家公務員法第二條第三項第十号に規定する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 この法律による寒冷地手当及び石炭手当の支給は、昭和二十四年から実施できるように、措置されなければならない。
- 3 昭和二十二年法律第五百十八号北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律は廃止する。

第七類 旅 費

●内國旅費規則 (昭和十八年八月二十八日 勅令第六百八十四号)

内國旅費規則

第一章 総則

- 第一條 官吏其ノ他本令ニ定ムル者公務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス
 - 第二條 旅費ハ鉄道賃、船賃、航空賃、車馬賃、日当、宿泊料、食卓料、移轉料、着後手当及家族移轉料ノ十種トス
 - 第三條 旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合又ハ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル
- 司法省照会 大蔵省回答(明治二十年 五月三日)

官吏甲廳ヨリ乙村へ出張シ宿泊ヲ要スルニ旅店ナキヲ以テ戸長ニ商議スルモ宿泊スル能ハス御用地ニアラサル丙地ニ到リ宿泊シタル場合ニ於ケル乙村ヨリ丙地迄ノ旅費ハ事情ヲ証明シ實際不得止ト認メラルトキハ支給シ然ルヘシ

○逓信省會計局照会(明治二十年 九月二十九日) 大蔵省主計局回答(十一月十一日)

海路旅行中御用地變シ乗船券ノ引換ヲ得サル場合ニ於テハ乗船券ニ対スル船賃ハ別ニ実費ヲ支給スヘシ

○逓信省會計局照会(明治二十年 五月二十日) 大蔵省主計局回答(五月二十日) 要領

- 一 甲地ヨリ汽船ニ乗シ乙御用地(距離海上)ニ向テ出発候途程中ニ於テ暴風雨ノ為メ丙地(甲丙間ノ距離)ニ漂着シタルニ依リ更ニ乙地ニ到ランカ為メ丙地ヨリ陸路甲地(距離)ニ立戻リ(御用ノ都合)再ヒ甲地ヨリ乙地へ渡航シタル場合ニ於テハ甲地ヨリ漂流丙地へ到着ハ実費ヲ給シ丙地ヨリ甲地へ陸路旅行ハ車馬賃ヲ給シ甲地ヨリ乙地へハ汽船賃支給相成然ルヘシ尤モ日當ハ何レモ日數ニ應ジ支給スルハ無論トス
- 二 陸路甲地ヲ發シ乙御用地ニ到ル途程中支其他障礙ニヨリ通行スル能ハス又宿泊スヘキ箇所並ニ他ニ求ムヘキ通路モ無之ニ付已ヲ得ス出発地へ一旦立戻リタル場合ハ障礙地迄ノ往復車馬賃ト更ニ迂路ヲ經過スルカ或ハ該路ノ再通ヲ待テ御用地ニ到リタル車馬賃ヲ併セテ支給シ然ルヘシ但シ証明書ニ依リ證明スヘキモノトス

○廣島郵便電信局照会(明治二十七年 五月五日) 官房財務課回答(五月九日) 要領

甲局在勤者乙局出張中同局在勤ヲ命セラレタルトキハ旅費日當ハ本人辭令接受日迄支給致來候

(註) 辭令接受日トハ通知ヲ受ケ之ヲ知リタル日ト解スルコト

○新潟局照会(明治三十六年 三月二十六日) 會計課回答(四月六日)

甲廳庶務ト為リ從來在勤ノ官吏乙廳在勤ヲ命セラレタルモノニシテ甲廳ノ職務其他受難(乙廳)ヨリ特命セラレ其ノ受難事務ヲ了セシ場合ニ於テ其ノ滞在中ハ未タ旅行セサルモノニ付旅費ヲ支給スヘキモノニアラス

○経理局大阪出張所(明治四十年十二月三日) 経理局(十二月二十二日) 報

官吏出張中病氣療養ノ為輻地シタル場合ニ於テ発病地ニ適當ノ医師ナキ等ノ為不得已認可ヲ得テ輻地セシトキハ其ノ輻地先カ郷里ナルモ其療養期間ニ対シ日當及宿泊料ヲ支給シ支ナキモ自己ノ便宜ニ依リ輻地シタル場合ハ旅費ヲ支給セス

○経理局長ヨリ逓信部内一般(通陸) (明治四十五年二月二十二日) 逓信主計局(五月六日) 報

内國旅費規則ノ適用ニ付船内ノ官署ニ在勤スル者ハ該船船ノ定製港ヲ其ノ任地ト見做シ処理セラレ度尤モ船内ノ航行ニ伴ヒ任地ヲ離ルルモ固之レ在勤官署カ船内ニ在ルヲ以テ之ヲ出張ト認ムヘカラサルハ勿論ナリ

○経理局長ヨリ逓信部内一般(通陸) (昭和十二年九月二十八日) 逓信主計局(五月六日) 報

官吏以下公務ニ依リ旅行スル場合水路旅行ニ付テハ旅費規則上本邦船舶ニ依ルヲ以テ順路トスルコトニ決定相成候旨本月二十二日大蔵省主計局長ヨリ依命通達有之候旨了知相成度

第四條

旅行日數ハ公務ノ為要シタル日數ニ依ル但シ公務ノ為出張地ニ滞在シタル日數及途中天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ要シタル日數ヲ除ク外陸路旅行ニ在リテハ四百軒、水路旅行ニ在リテハ二百軒、陸路旅行ニ在リテハ五十軒ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項但書ノ場合ニ於テ一日未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一日トス

第五條

鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又ハ陸路旅行中ニ於ケル年度ノ經過、官階ノ變更等ニ因リ旅費ヲ区分シテ計算スルノ必要アル場合ニ於テハ最初ノ目的地ニ到着シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ区分シ計算ス

第六條 一日中旅費ノ定額ヲ異ニスル場合ニ於テハ多キニ從ヒ之ヲ支給ス

第七條 新ニ任用スル為召致セラレタル者ニハ官吏赴任ノ例ニ準ジ新官相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得

第八條 私事ノ為在勤地又ハ出張地以外ノ地ニ居住又ハ滞在スル者其ノ居住地又ハ滞在地ヨリ直ニ旅行スル場合ニ於テ居住地又ハ滞在地ヨリ目的地ニ至ル旅費額ガ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅行ヲ支給ス

第九條 所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減ジ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第十條 所管大臣ハ測量、土木工事等ノ為現場ヲ巡廻スル官吏又ハ常時出張スル官吏ニ關シ特ニ其ノ旅費額ヲ定メ月額又ハ日額ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

第十一條 左ニ掲グル者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ム

- 一 武官、陸海軍文官、鐵道事務ニ従事スル官吏及警察官
- 二 官吏ノ待遇ヲ受クル者
- 三 囑託員、雇員、傭人及職工
- 四 諸調査会(調査会、委員会、審議會其ノ他此等ニ準ズルモノヲ謂フ)ノ職員
- 五 前各号ニ掲グル者ヲ除クノ外國庫ニ於テ旅費ヲ支弁セントスル者

第十二條 特別ノ事情ニ因リ本令ニ依リ難キ場合ニ於ケル旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第十三條 本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ滿洲國駐節特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官、之ヲ行フ但シ大藏大臣ト協議ヲ要ス

第二十條 日当ハ日數ニ應ジ、宿泊料ハ夜數ニ應ジ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ上陸宿泊ヲ要シタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
食卓料ハ水路旅行ニ於テ船賃ノ外別ニ食料ヲ要スル場合又ハ船賃ヲ要セザルモ食料ヲ要スル場合ニ於テ夜數ニ應ジ之ヲ支給ス

○神戸郵便電信局問合(明治三十年) 監査局回答(十二月) 要領
陸路旅行ヨリ水路旅行ニ移ル場合午後十二時前出帆アレハ宿泊料支給ノ限ニアラス

○熊本郵便電信局問合(明治三十二年一月七日) 監査局回答(一月五日) 要領
出張先ニテ其地在勤ヲ命セラレタルモノノ旅費ハ本人辭令接受当日分ノ宿泊料ハ支給セズ

第二十一條 鐵道百軒未満、水路五十軒未満又ハ陸路二十五軒未満ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ日当ハ定額ノ二分ノ一ニ相当スル額トス
鐵道、水路又ハ陸路ニ亙ル旅行ニ在リテハ鐵道ハ四軒、水路ハ二軒ヲ以テ陸路一軒ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

○東京通信局問合(大正十年) 經理局回答(六月) 要領
六月十六日

スル事項ニ關シテハ所管大臣ヲ經由スベシ

第二章 鐵道貨、船貨、航空貨及車馬賃

第十四條 鐵道旅行ニハ鐵道貨、水路旅行ニハ船貨、航空旅行ニハ航空貨陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

○長野郵便局問合(明治三十九年) 經理局回答(十二月) 要領
十一月二十九日

一 行政区劃内ニ二種以上ノ停車場アル場合ニ於ケル汽車賃ハ鐵路ニ依リ其ノ旅行先タル官廳若ハ公署等ト最モ近接セル停車場迄ノ哩程ニ對シ支給スヘキモノトス

第十五條 鐵道貨、船貨及航空貨ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ車馬賃ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第十六條 特別ノ事情ニ因リ定額ノ車馬賃ヲ以テ其ノ實費ヲ支弁シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十七條 車馬賃ハ定額ノ異ル毎ニ路程ヲ通計シテ之ヲ算出シ但シ路程ノ通計上一軒未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十八條 官用ノ船、車、航空機等ニ依リテ旅行スル場合ニ於テハ鐵道貨、船貨、航空貨又ハ車馬賃ハ之ヲ支給セズ

第三章 日当、宿泊料及食卓料

第十九條 日当、宿泊料及食卓料ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

同日中三十哩ノ旅行ヲ為シ船局後更ニ出發二十余哩ノ旅行ヲ為シ船局シタル場合日当ハ前後ノ哩數ヲ合算シ全額支給シ可然

第二十二條 在勤地内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉リ又ハ長時間ニ及ブモノニ在リテハ定額ノ二分ノ一ニ相当スル額以內ノ日当ヲ支給スルコトヲ得

第二十三條 同一地ニ滞在スル場合ニ於ケル日当及宿泊料ハ其ノ地ニ到着シタル日ノ翌日ヨリ起算シ滞在日數十五日ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過日數ニ付定額ノ一割、三十日ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過日數ニ付定額ノ二割、六十日ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過日數ニ付定額ノ三割、百日ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過日數ニ付定額ノ四割ニ相当スル額ヲ減ズ

同一地ニ滞在中一時他ノ地ニ出張シタル場合ニ於ケル前項ノ期間ハ前後ノ日數ヲ通算シタルモノニ依ル

○内務大臣官房會計課長問合(大正十五年) 大藏省主計局長回答(五月二十四日) 要領

(十八日) 要領
同一地ニ長期間出張ヲ被命タル者滞在中事務打合せノ為一時他ノ地ニ出張シタル場合ハ内國旅費規則第二十三條第二項ニ包含スルモノトス但シ適々前項同一地ニ更ニ出張ヲ命セラレタル如キ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四章 移轉料、着後手当及家族移轉料

第二十四條 移轉料及着後手当ハ赴任ヲ命ゼラレタル者ニ之ヲ支給ス

○大蔵省総務局ヨリ本省総務局へ通牒(明治二十年四月三十日) 転任又ハ新任ノ為ニ他所ノ者ヲ呼出備前其採用處へ到着スルモ休 暇又ハ其職ノ都合ニ依リ即日辞令書交付セサルトキハ交付ノ当日 迄ハ内國旅費規則ニ依リ日当ヲ支給シ義ニ有之候處從來辞令交 付ノ前日迄支給候向モ有之候ニ付二十年以後ハ凡テ当日迄支給 可有之候

○九州逓信局長照會 経理局長回答(大正六年)要領 欠員補充ノ關係上已ムヲ得ス他所ヨリ現掌備人ヲ採用シタル場合 ハ之ニ赴任旅費ヲ支給ス

○文部大臣官房會計課長照會(昭和五年) 大蔵省主計局長回答 (十一月)要領 (十四日)要領

官吏赴任旅行中判任官ヨリ奏任官トナリタル如キ資格変更アリタ ル場合ノ旅費支給ニ関シテハ着後手当ハ後官ニ依リ、支度料及移 転料ハ前官ニ依リ家族移轉料ハ之ヲ構成スル内容ニ付本人ニ対ス ル各種旅費額ヲ基礎トシテ決定セラルヘキモノト被存候

○名古屋逓信局長照會(大正十四年) 経理局長回答(七月)要領 一 岐阜名古屋間近距離相互間ニ於テ転任ヲ被命社任シタル者自 己ノ都合ニ依リ旧任地ヨリ現任地ニ通勤スル場合ハ本人ニ対 スル鉄道買車馬賃日当並赴任手当ニ限リ支給支ナシ 二 家族移轉ノ場合ニ於テ十二才未満ノ者三人移轉シ旅費支給後

移轉スル家族カ其ノ地ニ本人ト相伴フヘク待合滞在スルモ右滞在 並ニ其ノ滞任ノ為起ル船待滞在申ハ何レモ家族ニ對シ旅費支給 ノ限ニ無之

○航路標識管理照會(大正十二年) 経理局長回答(七月)要領

家族同伴赴任ノ途中船内ニ於テ家族一名死亡ノ處其ノ遺旅行ヲ繼 続シ赴任シタル者家族移轉料支給ニ関シテハ全額支給相成可然

第二十六條 着後手当ノ額ハ新任地ニ於ケル旅行ニ付定メラ レタル日当ノ五分分及宿泊料ノ五分分ニ相当スル額ニ依ル

第二十七條 家族移轉料ハ赴任ヲ命ゼラレタル者ニシテ赴任 ノ際家族ヲ随伴シ又ハ赴任ノ後家族ヲ呼寄スルモノニ之ヲ 支給ス

第二十八條 赴任ヲ命ゼラレタル者特別ノ事情ニ因リ許可ヲ 受ケ赴任ヲ命ゼラレタル日ノ翌日ヨリ起算シ六月以内ニ旧 任地(新ニ任用セラレタル者ニ付テハ任用セラレタル当時 ニ於ケル其ノ者ノ居住地トス以下第三十條及第三十一條ニ 於テ同ジ)又ハ旧任地以外ノ管テ在勤シタ地ヨリ新任地以 外ノ地ニ家族ヲ移轉スル場合ニ於テハ家族移轉料ヲ支給ス ルコトヲ得

第二十九條 家族移轉料ノ額ニ赴任ヲ命ゼラレタル当時ニ於 ケル家族一人毎ニ其ノ移轉ノ際ニ於ケル年齢ニ從ヒ左ノ各 号ニ定ムル額ノ合計額ニ依ル

更ニ十二才以上ノ者三人移轉セルモノノ如キハ同時ニ移轉セ ル場合ト同様ノ額(三人七分)ヲ支給ス

○経理局長照會(昭和十二年九月二十一日) 出張中転任ヲ命ゼラレタル場合復命、事務引継等ノ為一日旧任地 ニ帰還後赴任シタルトキハ旧任地ヨリ新任地迄ノ旅費ヲ支給シ支 ナキ義ト諒知相成度尙右ニ依リ大正二年七月北部逓信局長照會同年 八月官房経理課照會ハ何等ノ変更無之義ニ付併而諒知相成度為急

第二十五條 移轉料ノ額ハ左ノ各号ニ定ムル額ニ依ル

- 一 赴任ノ際家族(届出ヲ為サザルモ本人トノ間ニ事實上 婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)ヲ随伴 スル者ニ在リテハ別表ニ掲グル額
- 二 赴任ノ際家族ヲ随伴セザル者ニ在リテハ別表ニ掲グル 額ノ二分ノ一ニ相当スル額
- 三 赴任ノ際家族ヲ随伴セザル者ニシテ赴任ノ後家族ヲ呼 寄スルモノニ在リテハ前号ノ規定ニ依リ受ケタル額ニ相 当スル額

第二十八條ノ規定ニ依リ家族ヲ移轉スル者ノ移轉料ノ額ニ 付テハ赴任ノ際家族ヲ随伴シ又ハ赴任ノ後家族ヲ呼寄スル モノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

○熊本逓信局長照會(大正十年) 経理局長回答(十一月)要領 赴任途中事務打合せ等ノ為某地滞任ヲ命ゼラレタル場合同時ニ隨伴

- 一 十二才以上ノ者ニ在リテハ其ノ移轉ノ際ニ於ケル本人 相当ノ鉄道賃、船賃、航空賃及車馬賃ノ全額並ニ日当、 宿泊料、食卓料及着後手当ノ三分ノ二ニ相当スル額
- 二 十二才未満六才以上ノ者ニ在リテハ前号ノ額ノ二分ノ 一ニ相当スル額
- 三 六才未満ノ者ニ在リテハ其ノ移轉ノ際ニ於ケル本人相 当ノ日当、宿泊料、食卓料及着後手当ノ三分ノ一ニ相当 スル額

赴任ヲ命ゼラレタル当時胎兒タリシ子出生シ赴任ノ後之ヲ 呼寄セ又ハ前條ノ規定ニ依リ移轉スル場合ニ於ケル家族移 轉料ノ額ニ付テハ其ノ子ヲ赴任ヲ命ゼラレタル当時ニ於ケル 家族ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第三十條 赴任ノ後旧任地以外ノ地ヨリ家族ヲ呼寄スル場合 又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ家族ヲ移轉スル場合ニ於ケル 家族移轉料ノ額ハ旧任地ヨリ新任地ニ家族ヲ呼寄スル場合 ニ於テ支給スルコトヲ得ベキ額(二回以上赴任アリタルト キハ各赴任ニ付家族ヲ随伴スル場合ニ於テ支給スルコトヲ 得ベキ額ノ合計額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 第二十八條ノ規定ニ依リ既ニ家族移轉料ノ支給 ヲ受ケタル者赴任ノ後新任地ニ家族ヲ呼寄スル場合ニ於ケ ル家族移轉料ノ額ハ既給額ト合シ旧任地ヨリ新任地ニ家族

ヲ呼寄スル場合ニ於テ支給スルコトヲ得ベキ額(二回以上赴任アリタルトキハ各赴任ニ付家族ヲ随伴スル場合ニ於テ支給スルコトヲ得ベキ額ノ合計額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十二條 赴任ヲ命ゼラレタル者赴任ヲ命ゼラレタル日ノ翌日より起算シ一年以内ニ故ナクシテ其ノ家族ヲ新任地ニ呼寄セザル場合ニ於テハ第二十五條第一項第三号ノ規定ニ依ル移轉料及家族移轉料ハ之ヲ支給セズ

第五章 退官、退職者等旅費

第三十三條 旅行中退官、退職ト為リタル者ニハ赴任ノ場合ニ在リテハ其ノ地ヨリ新任地ニ至ル前任地ニ至ル前官又ハ本官相当ノ旅費(家族ヲ随伴セザルトキハ第二十五條第一項第三号ノ規定ニ依ル移轉料可家族移轉料ヲ除ク)ヲ、出張ノ場合ニ在リテハ其ノ地ヨリ旧任地ニ至ル前官又ハ本官相当ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル旅行日数ハ第四條ニ定ムル路程ノ割合ヲ以テ計算シタル日数ニ依ル

○官房経理課長ヨリ選信部内一般へ通達(大正二年十一月十五日)官経主第一二一八号ノ二

(抜萃)

三 船舶内ノ官職ニ在勤スル職員航海中定繫港外ノ地ニ於テ退官、退職又ハ休職ト為リ若ハ死亡シタルトキハ旅行中退官退職又ハ休職ト為リ若ハ死亡シタルトキト同一ニ看做シ刑事裁

相当スル額ヲ其ノ遺族(届出ヲ為サザルモ本人トノ間ニ事實上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム以下同ジ)ニ支給スルコトヲ得

第三十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

○東京逓信局照会(大正十四年) 経理局回答(九月)要領

- 一 出張中死亡シタル場合旅費ニ相当スル金額ヲ支給スル遺族ノ順位ニ関シテハ外國旅費規則施行細則第十條ヲ準用支ナシ
- 二 通信工手出張先ニテ死亡シタル場合ハ死亡当日ハ日額ノミヲ支給シ遺族ニ対シテハ内國旅費規則第三十七條ニヨリ普通旅費相当額ヲ支給スル

追テ普通旅費ノ支給ヲ受タル者死亡シタル場合ハ死亡当日ハ規定ノ日当ヲ支給スルモ宿泊料ハ支給セサルモノトス為念

第三十八條 在職二年以上ノ者死亡シタル場合ニ於テ死亡ノ日ノ翌日より起算シ三月以内ニ其ノ遺族旧任地又ハ居住地ヲ出発シ帰郷スルトキハ第二十九條ノ例ニ準ジ帰郷地ニ至ル鉄道賃、船賃、車馬賃及食卓料ヲ支給スルコトヲ得

第六章 雜則

第三十九條 当分ノ内左ニ掲グル者ニハ支度料ヲ支給スルコトヲ得

- 一 得撫島以北ノ千島ニ旅行ヲ命ゼラレタル者

判又ハ懲戒処分ニ由ル場合等ヲ除クノ外相当旅費ヲ支給ス但シ個人自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 朝鮮、台湾、樺太又ハ千島ニ在勤二年以上ニシテ退官、退職又ハ休職ト為リタル者退官、退職又ハ休職ト為リタル日ノ翌日より起算シ一月以内ニ旧任地ヲ出発シ帰郷スル場合ニ於テハ帰郷地ニ至ル前官又ハ本官相当ノ鉄道賃、船賃、車馬賃及食卓料ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ家族ヲ随伴スルトキ又ハ家族ヲ帰郷地ニ呼寄スル為退官、退職若ハ休職ト為リタル日ノ翌日より起算シ三月以内ニ旧任地若ハ居住地(朝鮮、台湾、樺太又ハ千島ニ於ケル居住地ニ限ル)ヲ出発セシムルトキハ第二十九條ノ例ニ準ジ帰郷地ニ至ル鉄道賃、船賃、車馬賃及食卓料ヲ支給スルコトヲ得

第三十五條 前二條ノ規定ハ刑事裁判又ハ懲戒処分ニ依リ失官シ又ハ免官セラレタ者ニハ之ヲ適用セズ

第三十六條 事務引継、残務整理等ノ為退官、退職又ハ休職ト為リタル者ニ出張ヲ命ジタル場合ニ於テハ前官相当ノ旅費ヲ支給ス

第三十七條 旅行中死亡シタルトキハ赴任ノ場合ニ在リテハ其ノ地ヨリ新任地ニ至ル前官相当ノ旅費ヲ、出張ノ場合ニ在リテハ其ノ地ヨリ旧任地ニ至ル前官相当ノ旅費ノ二倍ニ

二 樺太ニ赴任ヲ命ゼラレタ者及十一月ヨリ翌年二月ニ至ル期間内ニ樺太ニ出張スル者

三 平安北道、咸鏡南道又ハ咸鏡北道ニ赴任ヲ命ゼラレタル者

前項ノ規定ニ依ル支度料ノ額ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四十條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外旅費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廃止ス

諸調査会等ノ職員旅費支給規則

鉄道會議議長議員及臨時議員旅費規則

社會保障審査會職員旅費手当支給規則

本令施行前江原道又ハ平安南道ニ赴任ヲ命ゼラタル者ニハ仍從前ノ例ニ依リ支度料ヲ支給スルコトヲ得

本令施行前赴任ヲ命ゼラレ旧任地(新ニ任用セラレタル者ニ付テハ任用セラレタル当時ニ於ケル其ノ者ノ居住地)ヲ出発シタル者本令施行後新任地ニ到着シタル場合ニ於ケル移轉料及着後手当ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス本令施行前家族ガ其ノ居住地ヲ出発シ本令施行後本人ノ新任地ニ到着シタル場合ニ於

ケル家族移轉料ニ付亦同ジ

別表 旅費額

区分	車馬賃日		当宿泊料一夜ニ付		食卓料		移轉料
	一軒ニ付一日ニ付	甲地方	乙地方	一夜ニ付	一夜ニ付	一夜ニ付	
親任官	四十錢	円二十八円	円二十二円	円五	円千円	円以内	
一級官吏	三十錢	円二十円	円十六円	円四	円七百	円以内	
二級官吏	二十五錢	円十五円	円十二円	円三	円五百	円以内	
三級官吏	二十錢	円十円	円八	円	円三百	円以内	

備考

- 一 甲地方トハ大藏大臣ノ定ムル地域乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- 二 鉄道旅行中宿泊スル場合ニ於ケル宿泊料ハ乙地方ノ定額ニ依ル

●内國旅費規則施行細則 (昭和十八年八月二十六日 大藏省令第七十一号)

内國旅費規則施行細則

- 第一條 鉄道賃ハ左ノ各号ニ從ヒ旅客運賃及急行料金(此等ニ伴フ通行税ヲ含ム)ニ依リ之ヲ計算ス
- 一 運賃ノ等級ヲ三階級ニ区分スル線路ニ依ル場合ニ於テ

○總務局長より部内一般長へ通達

(昭和二十一年十二月十四日 査第一一三九号)

最近二等車の連結なき線路の旅行についても、鉄道賃は、定額制度である点を理由として、二等運賃を支給しているものがあるやに聞いているが、鉄道賃の支給に関しては、内國旅費規則施行細則の定める所によつて、二等車の連結ある線路を旅行する場合は、二等運賃を支給し、二等車の連結なき線路を旅行する場合は、当然三等運賃を支給すべきものであるから、取扱上違ひなきを期せられたい。

○總務局長より部内一般長へ通達

(昭和二十三年十一月二十九日 査第一一四八号)

今般東海道本線東京、大阪間に一等寝台車が連結運転されているが、一等寝台車の連結という事実だけでは、東海道本線を内國旅費規則施行細則第一條に定める「運賃の等級を三階級に区分する線路」とはなし難いので、従前のおり、運賃の等級を二階級に区分する線路として取り扱われたい。

○總務局長より部内一般長へ通達

(昭和二十三年十二月二十九日 査第一二八四号)

現在國鉄東海道本線に連結運転中の特別寝台車については、さきに査第一一四八号「一等寝台車の連結と内國旅費規則施行細則について」をもつて、これが取扱い方に関し通達済であるが、今後同

ハ左ノ區別ニ依ル

- (イ) 内閣総理大臣、最高裁判所長官、ソノ任免ニツキ天皇ノ認証ヲ要スル官職ニ在ル者及ビ十二級(政府職員の新給與實施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第九條第二項第一号ニ規定スル一般傳給表ノ職務ノ級ヲイウ以下同ジ)以上ノ職務ニ在ル者ニ在リテハ一等ノ運賃
- (ロ) 四級カラ十一級マデノ職務ニ在ル者ニ在リテハ二等ノ運賃
- 二 運賃ノ等級ヲ二階級ニ区分スル線路ニ依ル場合ニ於テハ上級ノ運賃ニ依ル
- 三 運賃ノ等級ヲ設ケザル線路ニ依ル場合ニ於テハ其ノ乗車ニ要スル運賃ニ依ル
- 四 急行料金ヲ徵スル列車ヲ運行線路ニ依ル場合ニオイテハ左ノ區別ニ依ル
 - (イ) 特別急行列車ヲ運行スル線路ニ依ル旅行ニシテ片道五百キロメートル以上ノモノニ在リテハソノ乗車ニ要スル急行料金
 - (ロ) 急行列車又ハ準急列車ヲ運行スル線路ニ依ル旅行ニシテ片道百キロメートル以上ノモノニ在リテハソノ乗車ニ要スル急行料金

台車が東海道本線以外の線路で連結運転されることとなつても、右通達の趣旨に從つて、処理せられたい。

○總務局長より部内一般長へ通達

(昭和二十四年四月七日 査第二二八六号)

右については、昨年十月三十一日運輸省渉外事務局発表の「連合軍専用車の空席利用について」により、連合軍専用車を二等車として取り扱うことになつたのであるが、日本人のこれが利用に際しては乗車条件について幾多の制限が設けられている実情にかんがみ、連合軍専用車運行の線路をもつてただちに内國旅費規則施行細則第一條第二号に規定する「等級を二階級に区分する線路」とは認め難いので、昭和二十四年四月一日以降の旅行については、同施行細則第一條第三号により取り扱うこととなつたから、右了知の上、事務処理上十分配慮ありたい。

第二條 船賃ハ左ノ各号ニ從ヒ旅客運賃(通行税、解船賃、棧橋賃及寢台料ヲ含ム)ニ依リ之ヲ計算ス

- 一 運賃ノ等級ヲ三階級ニ区分スル船舶ニ依ル場合ニオイテハ左ノ區別ニ依ル
 - (イ) 内閣総理大臣、最高裁判所長官、ソノ任免ニツキ天皇ノ認証ヲ要スル官職ニ在ル者及ビ八級以上ノ職務ニ在ル者ニ在リテハ一等ノ運賃
 - (ロ) 四級カラ七級マデノ職務ニ在ル者ニ在リテハ二等ノ運賃
- 二 運賃ノ等級ヲ二階級ニ区分スル船舶ニ依ル場合ニ於テ

ハ上級ノ運賃ニ依ル
三 運賃ノ等級ヲ設ケザル船舶ニ依ル場合ニ於テハ其ノ乗船ニ要スル運賃ニ依ル

第二條ノ二 政府職員の新給與実施に関する法律第九條第二項第二号ニ規定スル特別俸給表ノ職務ノ級ニ在ル者ニツイテハ初任給、昇給、昇格等ノ基準に關する政令（昭和二十三年政令第四百一號）別表第一ニ依リソノ者ノ職務ノ級ト同格トミナサレル一般俸給表ノ職務ノ級ニ在ルモノトシテ前二條ノ規定ヲ適用スル

一般俸給表又ハ特別俸給表ノ適用ヲ受ケル者以外ノ者ニツイテ前二條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ定メル

第三條 航空賃ハ許可ヲ受ケ航空機ニ依リ旅行スル場合ニ限り之ヲ支給ス
航空費ハ旅客運賃ニ依リ之ヲ計算ス

第四條 車馬賃ハ鉄道又ハ船舶ノ便アル区間ノ旅行ニ付テハ之ヲ支給セズ但シ用務ノ性質ト鉄道又ハ船舶ニ依リ難キ場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラズ

第五條 旅費ノ支給上路程ハ鉄道ニ付テハ鉄道官廳調、水路ニ付テハ水路部調、陸路ニ付テハ郵便線路圖ニ依リ之ヲ計算スベシ

ライフ

一 配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム）

二 子

三 父母

四 孫

五 祖父母

六 兄弟姉妹

七 本人ト生計ヲ一ニスルソノ他ノ親族

第十條 内國旅費規則第三十七條ノ規定ニ依リ旅費ニ相当スル額ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條ニ掲グル順位ニ依リ同順位ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十一條 内國旅費規則別表ニ依ル甲地方ハ東京都（区ノ存スル区域）、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横浜市トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ハ掲グル省令ハ之ヲ廃止ス

大正九年大藏省令第十六号

大正十三年大藏省令第二十八号

附則

（昭和二十三年八月三十日）
大藏省令第八十六号

第三編 第八類 職員ノ意に反する降任及び免職

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方官廳又ハ市町村長

（之ニ準ズルモノヲ含ム以下同ジ）ノ証明スル所ニ依ルベシ

第六條 陸路路程ノ計算ニ付テハ郵便線路圖ニ示ス各市町村（之ニ準ズルモノヲ含ム）内ニ於ケル出発地又ハ目的地最寄ノ郵便局ヲ以テ其ノ起点トス但シ陸路ト鉄道又ハ水路トニ亙リ旅行スル場合ニ於テハ停車場又ハ波止場ヲモ起点ト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方官廳又ハ市町村長ノ証明スル元標又ハ之ニ準ズルモノトヲ以テ其ノ起点トス
○大阪通信局照會（大正九年） 經理局回答（十月十八日）要領
鐵路二百哩以上ノ旅行ニシテ途中下車宿泊ノ為取所在地ノ町ニ旅行セシ時ハ本編則第六條ノ陸路路程ハ之ヲ計算セザル趣旨ナリ

第七條 内國旅費規則ニオイテ家族トハ配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）、子、父母、孫、祖父母及ビ兄弟姉妹ニシテ専ラ本人ノ扶養ヲ受ケル者ヲイフ

第八條 内國旅費規則第三十四條及第三十八條ノ規定ニ依リ支給スル鉄道賃、船賃、車馬賃及食卓料ハ旧任地ヨリ本人ノ原籍地ニ至ル路程ニ依リ計算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條 内國旅費規則ニオイテ遺族トハ左ノ各号ニ掲グル者

この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月十八日以後の施行につき、これを適用する。

附則

（昭和二十四年九月十五日）
大藏省令第八十八号

この省令は、公布の日から施行する。

第八類 分限、懲戒

●職員ノ意に反する降任及び免職

（昭和二十四年三月三十一日）
人事院規則一〇〇（昭和二十四年三月三十一日施行）

職員ノ意に反する降任及び免職

1 法第七十八條第一号ノ規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、考課表その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかなる場合とする。

2 同條第二号ノ規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、任命権者ノ定める医師二名によつて、職務ノ遂行に支障があり又はこれに堪えないと診断された場合とする。

3 同條第三号ノ規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要と

する他の官職に轉任させることのできない場合に限るものとする。

- 4 同條第四号の規定により職員を降任又は免職することのできる場合において、当該職員のうちいずれを降任し又は免職するかは、任命権者が定める。但し、法第二十七條に定める平等取扱の原則及び法第九十八條第三項の規定に違反してこれを行うことはできない。
- 5 職員の意に反する降任又は免職の処分は、辞令を交付して行わなければならない。任命権者は、これらの処分を行つたときは、法第八十九條に規定する説明書の写二通をすみやかに人事院に提示しなければならない。

● 休職の期間

(昭和二十四年六月十三日
人事院規則一〇一(昭和二十四年六月十三日施行))

休職の期間

- 1 法第七十九條第一号の規定による休職の期間は、二年をこえない範囲内において、休養を要する程度に應じ個々の場合について、任命権者が定める。

● 職員の懲戒

(昭和二十四年一月四日
人事院規則一〇〇(昭和二十四年一月四日施行))

● 郵政部内職員の懲戒について

(昭和二十四年九月十三日
郵人第四十二号)
部内一般長

郵政部内職員の懲戒について

今般、公達第三十九号を以て郵政省職務規程が定められ、部内職員に対する懲戒処分は、國家公務員法、人事院規則及び郵政省職務規程に基いて行ふこととなつたが、本件実施については、なお左記各項了知の上、取扱上遺憾のないよう処理されたい。命によつて通達する。

記

- 一、懲戒権者
懲戒処分は國家公務員法(以下單に法という)第八十四條に基いて、任命権者が行ふのであるが、公達第三十九号により郵政大臣から委任された局長は、その範囲内でそれぞれ処分を行うことができること。
- 二、懲戒権者の責務
イ、懲戒権者は、所属職員に懲戒に當るような所為があることを認められるときは、その職員を懲戒処分を付すべき責務を負つてゐるものであるから、この責務に違反してこれを放任し、又は嚴正な処分を行わないことのないよう

職員の懲戒

- 1 職員の懲戒については、法第八十二條から第八十五條までの規定を適用する。
- 2 法第八十三條に規定する停職の期間は、一年以上一年以下とする。
- 3 法第八十二條に規定する減給は、一日以上一年以下俸給の三分の一以下を減するものとする。
- 4 法第八十四條に規定する任命権者については、法第五十五條の規定を適用する。
- 5 懲戒権者は、停職、減給又は戒告の処分については、これをその部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力の発生する日の前に、書面をもつてこれを人事院に提示しなければならない。
- 6 法第八十九條から第九十二條までの規定は、懲戒処分に関する限り適用する。
- 7 懲戒権者が懲戒処分を行つた時は、法第八十九條に規程する説明書の写二通を人事院に提示しなければならない。

慎重に責任ある態度で措置すること。

ロ、懲戒権者が前項の責務に違反して不当な処分を行い、又は放任したことが判明したときは、懲戒権者はその責任を問われることがあること。

三、処分の執行

イ、委任したものを除いて、すべて郵政大臣がこれを行い、発令の上從來どおり上申部局長に通知するとともに、辞令と処分事由の説明書を送付する。

ロ、懲戒権者が処分執行の際には、法第八十九條に基いて必ず処分事由の説明書(九月一日から様式を統一)を本人に交付しなければならない。処分事由の説明書にはその懲戒に當る事実を詳細に記載すること。

ハ、委任に基いて懲戒処分を行つたときは、それぞれの上級廳を経て遅滞なく事件の内容を詳細に郵政大臣宛報告するとともに、同法に規定する説明証の写三通を提出すること。

ニ、懲戒処分を執行したときは、その辞令文を履歴書に記載すること。

四、上申手続

イ、懲戒権者は、所属職員に當るような所為があると思料するときは、事犯の内容を審査し委任の範囲内のものを

除き、従来どおりそれぞれの上級職を経て関係書類とともに意見を添えて郵政大臣懲戒処分の上申をすること。

ロ、法第八十五條により、懲戒処分を行う必要があると思料するときは、起訴状写その他第一審判決謄本写等現に刑事裁判所に係属していることを証明するに足る資料を添付して郵政大臣宛一般の例に準じ上申すること。

ハ、部内の業務犯罪で現行犯、その他犯罪の証拠が歴然である事件については、委任のものを除き事案の事実を供述した本人自筆の始末書を添え一般の例により直ちに免職の上申をすること。

なお、法第八十五條の関係もあるので右上申後発令までに起訴されたときは必ずその旨電報を以て報告すること。

五、処分の程度

概ね左記を標準として行うこと。

イ、免職

一、國家公務員法又は人事院規則に違反した場合でその情重きもの

一、職務上の義務に違反し又は職務を怠つた場合でその情重きもの

イ、國家公務員法第八十二條第一号により免職する。

ロ、國家公務員法第八十二條及び人事院規則一一二〇に依り何月(日)間停職に処する。

ハ、國家公務員法第八十二條及び人事院規則一一二一〇に依り何月(日)間本俸何分の一の減給に処する。

ニ、國家公務員法第八十二條に依り戒告する。

七、其他

イ、刑事事件に関し起訴された場合は法第七十九條第二号により休職の発令をすること。

ロ、特定郵便局長に対しても減給処分を行い得ること。

ハ、減給処分を行う際の本俸の取扱については、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二六五号)第八條により処理すること。

ニ、職員を免職する場合に労働基準法第十九條及び同法施行規則第七條の認定を要しないこと。

ホ、人事院規則一一三に基いて人事院から審査の請求を受理した旨の通知があつた場合は懲戒権者に通知する。

ヘ、法第九十條の規定により被懲戒者は処分事由の説明書を受領した後三十日以内に人事院に審査を請求し得るものであるから説明書の交付月日について後日紛議を生ず

一、國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合でその情重きもの

一、重大な過失を知りこれを隠蔽したものでその情重きもの

一、職務上の過失事項多く再三再四戒飭を加えても改悛の情のないもの

ロ、停職

一、免職に該当する所為があつたものであるが本人の性格、年齢、境遇並びに行爲の状況、動機、手段等彼我勘案して情狀酌量の余地があり改悛の情顯著なもので、減給

ハ、減給

一、免職に該当する所為があつた場合でその情軽きもの

一、重大な過失により官損を生ぜしめたもの

一、職務上の過失があつたものでその情重きもの

ニ、戒告

一、免職に該当する所為があつた場合でその情軽微なものであるもの

一、取扱上の不注意により官損を生ぜしめたもの

一、職務上の過失があつたものでその情軽きもの

六、発令の形式

辭令文は次のとおりとしすべての職員に適用する。

ることのないよう配慮すること。

ト、郵政内職員の訓告規程によるものは、懲戒処分として行うものでないこと。

チ、別冊処分例集及び処分説明書用紙を別途送付する。

●職員に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手續

(昭和二十四年八月二十日
人事院規則二二一(昭和
二十四年八月二十日施行))

職員に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する

審査の手續

第一節 審査請求

(審査の請求及び資料の提出)

1 法第九十條の規定により、人事院に対し、職員に反するいぢりしく不利益な処分又は懲戒処分(以下処分とす)の審査を請求しようとする者は、審査請求書正副各一通にそれぞれ処分説明書の写を添付して、これを提出しなければならない。この場合には、書類、記録その他適切な資料を添付することができる。但し、審査の係属中においても、事実及び資料を提出することを妨げない。(当事者)

2 前項の処分を行った者を処分者といひ、これらの処分の審査を請求する者を請求者といふ。但し、処分者がその処分を行った後においてその官職を去つた場合には、その官職又はそれに相当する官職にある者を処分者とみなし、その処分を行った者の官職が廃止された場合においては、それに代ると認められる地位にある者を処分者とみなす。当事者とは、この規程に別段の定めのある場合の外、請求者及び処分者とする。

(審査請求書)

3 審査請求書には、左に掲げる事項を記載し、請求者が署名押印しなければならない。

一 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びにその者が現に職員である場合は、その官職、所轄廳及び勤務場所

二 職員が処分により又は処分のあつた後において離職し又はその官職若しくは勤務場所に変更のあつたときは、その者の処分を受けた当時における官職、所轄廳及び勤務場所

三 処分者の官職及び氏名

四 処分の性質及び時期

五 処分に対する不服の事由

及び措置は、請求者各別に行われるものとする。

(審査請求書の審査)

8 人事院は、審査請求書が提出されたときは、審査請求書の記載事項、添付書類、処分の性質、請求者の資格、審査請求書の提出期限その他の事項について審査し、その請求を受理すべきかどうかについて決定を行わなければならない。

(審査請求書の不備)

9 前項に規定する審査の結果、審査請求書に重要な不備の点があるときは、人事院は二十日以内の期間を定めて、請求者にその不備を修正させることができる。不備が軽微であつて、事案の内容に影響のないものであるときは、人事院は、職権をもつて修正することができる。請求者が、所定の期間内に不備を修正しなかつた場合には、人事院は、その審査の請求を却下することができる。

(請求の受理及び却下の通知)

10 人事院が、審査の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知し、却下すべきものと決定したときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

第二節 代理人及び代理人

(代理人)

15 代理人又は復代理人は、当事者のためにその事案の審査

六 口頭審査を請求する場合は、その旨及び公開、非公開の別

七 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

(合同審査の請求)

4 同一の処分者により数人の職員に対して行われた処分が同一又は相關連する事件に關し行われたものであるときは、それらの者はそれらの処分について合同審査の請求をすることができる。

(審査の分離又は併合)

5 人事院は、前項に規定する合同審査の請求があつた場合において、必要があると認めるときは、その審査を分離することができる。人事院は、数個の審査の請求が、同一又は相關連する事件に關し、同一の処分者により行われた処分に係るときは、これらの審査を併合することができる。

(代表者の選定)

6 前二項の場合において、必要があるときは、請求者は、人事院の承認を得て、それらの者の中から代表者一名を選定することができる。

7 前項に規定する代表者は、その審査請求につき、当然に当事者となる。但し、すべての事案に關する人事院の判定

11 処分者は、必要があるときは、任意に自己の代理者を選任し及び解任することができる。この場合には、その代理者は、当事者とみなす。

(代理人)

12 当事者の各一方は、その事案の審理に關し必要がある場合には、任意に、審理の進行中において、その者を代理する代理人を選任し及び解任することができる。代理人は、その代理する当事者の死亡によつて代理人たる地位を失うものとする。

(代理人又は復代理人の選任及び解任の届出)

13 処分者が代理者を選任し又は解任した場合及び当事者が代理人を選任し又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び官職又は職業を公平委員会に届け出なければならない。

(復代理人)

14 代理人は、やむを得ない事由により審査に参加できないときは、本人の承諾を得て、それぞれ一名の復代理人を選任することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(代理人及び復代理人の権限)

に關し必要な行為をすることが出来る。但し、審査の請求の一部は全部を取り下げることはできない。

16 代理人又は復代理人の行つた行為は、当事者が遲滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

第三節 公平委員会

(公平委員会の設置)

17 第一項に定める審査の請求が受理された場合においては、人事院は、人事官及び事務総局の職員の中から、三名又は五名の公平委員を指名し、公平委員会を設置するものとする。但し、人事院は、必要と認める場合においては、学識経験ある他官廳の職員及び公益を代表するその他の國民の中から公平委員を指名することができる。

(公平委員会の機能)

18 公平委員会は、当事者、代理人、証人及び鑑定人の陳述を聴取し、並びに關係資料を検討し、人事院がその事案について公平妥当な判定を行うことができるように、それらの陳述及び資料に基いて調査を作成し、これを人事院に提出しなければならない。

(公平委員長)

19 人事院は、公平委員のうち一名を公平委員長として指名しなければならない。特に必要があると認める場合を除

き、公平委員長は、人事官又は事務総局の職員の中から指名されるものとする。公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行をはかり、且つ、その秩序維持の責に任ずる。公平委員長に事故のある場合には、人事院の指名する公平委員がその職務を行う。

(職務執行)

20 公平委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、且つ、法令、規則、指令及び人事院の議決に基いて審理を行わなければならない。

(公平委員及び公平委員長の氏名の通知)

21 第十七項及び第十九項の規定により公平委員及び公平委員長を指名したときは、人事院は、それらの者の氏名を当事者に通知しなければならない。

(欠格條項)

22 左の各号の一に該当する者は、公平委員となることができない。

- 一 その事案の当事者若しくは代理人である者又はあつた者あるいは職務上その事案の処分に關與した者
- 二 当事者の一方の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である者又はあつた者
- 三 その事案について証人又は鑑定人として指名された者

(忌避の申立)

23 当事者又はその代理人は、公平委員について、審理の公正を妨げるような事情のあるときは、これを忌避することが出来る。忌避の申立は、人事院に対し、書面又は口頭をもつて事由を明らかにし、且つ、証拠を添えて行うものとする。人事院は、忌避の申立のあつたときは、事案の審理中であるかどうかにかかわらず、直ちにこれを審査しなければならない。

(忌避の申立の受理及び却下)

24 人事院は、前項に規定する審査の結果、公平委員の忌避の申立について、正当な事由がないと認めるときは、その申立を却下し、正当な事由に基いたものであると認めるときは、その公平委員の指名を取り消し、その者にかえて新たに公平委員を指名しなければならない。

(書記)

25 公平局長は、公平局の職員の中から書記を指名する。書記は、公平委員長の命を受けて審理に関する事務につき、文書の作成、発送その他庶務的事項をつかさどる。

第四節 審理の手續

(審理手續の変更)

26 請求者は、何時でも、書面審理の途中で口頭審理を請求

し、又は口頭審理の途中で書面審理を請求することができる。この請求は、書面をもつて行わなければならない。

(公開口頭審理)

27 請求者から請求があつたときは、公開の口頭審理を行わなければならない。

(口頭審理の通知)

28 公平委員会は、最初の口頭審理の日前二十五日までに、書面をもつてその日時及び場所を当事者及びその代理人に通知しなければならない。

(口頭審理の日時の変更)

29 当事者の一方及びその代理人が、ともにやむを得ない事由によつて指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申請することができる。この場合においては、口頭審理の日前五日までは到達するように、理由を記載した書面を公平委員会に提出しなければならない。公平委員会は、その申請が正当な理由に基くもの認めるときは、新たな日時を指定しなければならない。

(当事者に対する立証の要求及び質問)

30 公平委員会は、必要と認める場合には当事者に、立証を求め又は質問することができる。

(傍聴者の退席及び審理の継続の中止)

31 公平委員長は、口頭審理の進行又は秩序維持のため必要があるとき認めるときは、傍聴者を退席させ又は当日の審理を打ち切ることができる。

(争われない主張)

32 当事者の一方及びその代理人が、ともに口頭審理の期日に正当の理由がなくて出頭しなかつたとき又は出頭しても相手方の主張した事実について争わなかつたと明白に認められるときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

(口頭審理終了に際し公平委員長の採るべき措置)

33 公平委員長は、口頭審理を終了させる前に、当事者又はその代理人に最終陳述をし、且つ、必要な証拠を提出することのできる機会を與えなければならぬ。

(口頭審理調書)

34 公平委員会は、口頭審理を終了したときは、口頭審理の調書を作成しなければならない。調書には、左に掲げる事項を記載し、審理を行つた公平委員がこれに署名押印しなければならない。

- 一 事実の表示
- 二 審理を行つた公平委員長及び公平委員の氏名
- 三 出席した当事者及び代理人並びに欠席した当事者及び

代理人の氏名

- 四 審理の場所及び年月日
- 五 審理を公開したこと又は公開しなかつたこと
- 六 審理の内容の概要
- 七 公平委員会の意見

(書面審理)

35 公平委員会は、口頭審理の請求がなかつた場合には、書面審理を行うものとする。

(処分者の答弁書)

36 公平委員会は、前項に規定する書面審理を行う場合においては、処分者に審査請求書の副本及びその資料各一部を送付し、期日を定めて、処分者から答弁書及び適切な資料の提出を求めるものとする。

(請求者の弁駁書及び処分者の再答弁書)

37 公平委員会は、必要と認めるときは、期日を定めて、請求者に対し処分者の提出した答弁書の写を送付し、弁駁書の提出を求めることができる。請求者が弁駁書を提出した場合には、必要があると認めるときは、処分者に対し、弁駁書の写を送付し、再答弁書の提出を求めることができる。これらの場合において、請求者及び処分者は、それぞれ弁駁書及び再答弁書に必要と認める資料を添付すること

ができる。

(書面審理の調書)

38 公平委員会は、書面審理を終了したときは、書面審理の調書を作成しなければならない。調書には、左に掲げる事項を記載し、審理を行つた公平委員がこれを署名押印しなければならない。

- 一 事実の表示
- 二 審理を行つた公平委員長及び公平委員の氏名
- 三 審理を終了した年月日
- 四 審理の内容の概要
- 五 公平委員会の意見

(請求の取下)

39 請求者は、その事案に関する人事院の判定があるまでは、請求の全部又は一部を取り下げることができる。この取下は、書面をもつて人事院に申し出てその承認を求めなければならない。取下のあつた請求の部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

(処分の取消)

40 請求が人事院に係属中、処分者があるときは、その処分を取り消し又は修正したときは、処分者は、人事院及び請求者にその旨を通知しなければならない。その通知を受領した場合にお

いて、請求者は、係属中の請求を継続するか又は取り下げるかを人事院に申し出なければならない。この場合には、人事院は、調査の結果、その事案の審査を終了させるかどうかを決定するものとする。

(文書の送達)

第五節 証拠調

(証拠の提出)

41 文書の送達は、使送又は書留郵便により行うものとする。

42 審理に際し、当事者、その代理人その他の事案に関係を有する者は、書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料(以下証拠という)を公平委員会に提出することができる。

(提出した証拠の却下)

43 公平委員会は、故意又は重大な過失により時期に遅れて提出した証拠につき、その調査が審理の進行を遅延させると認めるときは、その証拠を却下することができる。

(証拠調の申請)

44 当事者及びその代理人は、公平委員会に対し、証拠調を申請することができる。この申請は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 証拠の表示

二 証拠の所在

三 証明しようとする事項

(証拠調の申請の却下)

45 公平委員会は、調停調の申請が前項の規定によらない場合又は不必要と認める場合には、これを却下することができる。この場合には、却下した旨をその申請をした者に通知しなければならない。

(職権による証拠調)

46 公平委員会は、職権により、必要と認める証拠調をすることが出来る。

(証拠の収集)

47 公平委員会は、証拠を所持する者に、証拠調の日時及び場所を指定してその証拠の提出を求めることが出来る。この場合には、その者に対し、正当な理由がなくて証拠を提出しなかつた場合又は虚偽のものを提出した場合法律上の制裁を受ける旨を通知しなければならない。公平委員会は、特別の必要があると認めるときは、公平委員又は調査員を証拠の所在地に派遣して証拠を行わせることができる。

(当事者による証人の請求)

48 当事者又はその代理人は、必要と認めるときは、その指名する証人を証言のために出席させることにつき、公平委員会の承認を請求することができる。この請求は、第四十九項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書面をもつて公平委員会に提出しなければならない。

(証人の呼出状)

49 公平委員会は、呼出状により、証人を呼び出すことができる。呼出状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 証人として指名された者の氏名、住所及び職業
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 証言を求めようとする事項
- 四 正当の理由がなくて出頭しなかつた場合の法律上の制裁

(証人の宣誓)

50 証人に対して証言を求めようとする場合には、あらかじめ宣誓を行わせ、虚偽の証言を行った場合の法律上の制裁を告げなければならない。宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、且つ、これに署名押印して行うものとする。宣誓書には、良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず何事もつけ加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

(口述書)

51 公平委員会は、証人に対し、口頭による証言にかえて口述書を提出させることができる。この場合においては、左に掲げる事項を記載した文書で口述書の提出を求めなければならない。但し、この場合においても公平委員会は、提出された口述書につき必要があると認めるときは、証人を呼び出し質問することができる。

- 一 口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業
- 二 口述書を提出すべき日時及び場所
- 三 口述書により証言を求めようとする事項
- 四 正当の理由がなくて口述書を提出しなかつた場合の法律上の制裁

(対質)

52 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者の一方若しくはその代理人と他の当事者若しくはその代理人との間、当事者の一方若しくはその代理人と証人との間又は証人相互の間に対質を許可することができる。

(鑑定)

53 公平委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に証拠の鑑定を行わせることができる。

(証拠調の結果)

54 公平委員会は、証拠調の結果を調書に記載しなければならない。

第六節 判定

(調書の提出)

55 公平委員会は、事案の審理を終了したときは、第三十四項又は第三十八項に規定する調書を人事院に提出しなければならない。

(判定)

56 人事院は、公平委員会が提出した調書に基づいて、すみやかに指令で判定を行わなければならない。判定書には、左に掲げる事項を記載し、判定に加わつた人事官がこれに署名押印しなければならない。

- 一 判定
- 二 事実及び争点
- 三 理由

(判定に關し採るべき必要な措置)

57 人事院は、自ら前項の判定を実施するために必要な措置を採り、且つ、関係廳の長に対し、必要な措置を採るよう指示しなければならない。

(判定書の送達)

58 判定書は、原本を人事院に保管し、正本を当事者に送達

するものとする。

(判定書の誤)

59 判定書の違算、書損その他明白な誤がある場合には、人事院は、何時でも、当事者の申立により又は職権をもつて更正することができる。この更正は、判定書の原本及び正本に附記しなければならない。但し、正本に附記することができないときは、更正通知書を当事者に送達しなければならない。

第七節 審査費用

(審査の費用)

60 審査の費用は、左に掲げるものを除くの外、それぞれ当事者の負担とする。

- 一 第十七項に規定する者の中から公平委員として指名された者並びに公平委員会が職権により喚問した証人及び鑑定人の宿泊料、旅費及び日当
- 二 公平委員会が職権をもつて行つた証拠調に関する費用
- 三 人事院及び公平委員会が文書の送達に要した費用

(人事院の判定に対する審査の費用)

61 人事院の判定に対する審査(以下再審という。)に要した費用については、前項の規定を準用する。

第八節 再審の請求

一 再審の請求をする者の氏名、住所、生年月日及び官職又は職業

二 第三項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項

三 その判定の内容及び時期

四 再審を請求する事由

(再審請求の受理及び却下)

65 人事院は、再審請求書が提出されたときは、再審請求書の記載事項、添付資料、再審を請求する者の資格再審請求の期限、再審の事由その他の事項について審査し、その請求を受理すべきかどうかについて決定しなければならない。人事院は、その請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知し、却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。人事院は、請求を受理した場合には、請求の範囲内において再審を行うものとする。

(職権による再審)

66 人事院は、判定の後第六十二項に掲げる再審の事由があると認めるとき又はその他必要があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

(再審の判定)

67 人事院は、審査の結果、指令で、最初の判定を正当と認

(再審請求の要件)

62 当事者は、左の各号の一に該当する場合には、再審の請求をすることができる。

- 一 第二十二項各号に掲げる者が、公平委員として審理に関與したことが判明したとき
- 二 判定の基礎となつた書類その他の証拠が、偽造又は変造されたものであることが判明したとき
- 三 判定の基礎となつた当事者、証人又は鑑定人の証言が虚偽のものであることが判明したとき
- 四 事案の審査の際提出されなかつた新たな且つ重大な証拠が発見されたとき
- 五 その他判定に影響を及ぼすような事実について、判定の遺漏のあつたとき

(再審請求の期間)

63 再審の請求は、判定のあつた日から六月以内に行わなければならない。

(再審請求書)

64 再審の請求を行う場合には、左に掲げる事項を記載した再審請求書正副各一通に請求の事由を証明するに足りる適切な資料を添付して、これを人事院に提出しなければならない。

める場合には、これを確認し、不当と認める場合には、最初の判定を修正し又はこれにかえて新たに判定を行わなければならない。この場合には、第五十六項から第五十九項までの規定を準用する。

●犯罪調査に伴う表彰について

(昭和二十四年九月二十九日 郵 察 五 第 八 五 号)

部内一般長

犯罪調査に伴う表彰について

今般、犯罪の調査及び被疑者の逮捕等につき、監察事務に協力した郵政省職員、部外一般人に対して、左記の場合に該当するときは、地方郵政監察局長において表彰を行い得ることになつたから了知せられたい。命に依り通達する。

記

- 一 犯罪の調査及び阻止に直接協力した者
- 二 被疑者の逮捕に協力した者

第九類 服 務

● 営利企業への就職

(昭和二十四年六月十日
人事院規則一四一四)
(昭和二十四年六月十日施行)

営利企業の就職

- 1 法第三條第二項に定める國の機関は、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院、内閣、人事院、総理府、法務府、各省、経済安定本部及びその外局並びに各公団とする。
- 2 左に掲げる職員は、法第三條第二項の規定の適用を除外することにつき人事院の承認があつたものとみなす。
一 昭和二十四年九月三十日までに定員又は予算の減少による人員整理のためその意に反して離職した職員(但し、営利企業の役員の地位に就くものを除く。)
- 二 その主要な所管事務が國の他の機関に引き継ぎ続けられることなく廃止された國の機関で、人事院の指定するものの職員
- 3 人事院は、左に掲げる職員について、その職員の所轄廳の長の申出に基き、法第三條第二項の規定の適用を除外することを適当と認める場合には、適宜これを承認することができる。
- 一 私企業から一定の期間を限つて任用された職員で、も

との職又はこれに準ずる職に復歸する者
二 職務の級別六級(又はこれと同等の級)以下の官職にある職員

- 三 臨時的職員及び條件付採用期間中の職員
- 四 公團及び船舶運営会の職員で、離職前五年間にその他の官職についたことのない者
- 五 委員、参與又は顧問の官職にある職員で離職前五年間にその他の官職についたことのない者
- 六 昭和二十四年十月一日以後において定員又は予算の減少による人員整理のためその意に反して離職した職員
- 七 前六号に掲げる者の外任用又は離職について特殊な事情が存し、離職後國の機関と密接な関係にある私企業の地位についても支障のない職員
- 4 前項の規定に基き承認の申出は、所轄廳の長において前項各号の規定に該当すると認める職員につき人事院に提出するものとする。申請書に記載すべき事項及びその様式は、人事院規則の定めるところによる。

● 営利企業への就職について

(昭和二十四年七月二十九日
郵人第十三号)
部内一般長

営利企業への就職について
國家公務員法第三條に基いて人事院規則一四一四及び同規則が制定せられたが、これが運用については、更に各項了知の上、遺漏のないよう措置せられたい。

記

- 一、人事院規則一四一四について
イ、第二項一の「その意に反して離職した職員」の中には、行政機関職員定員法の施行に伴い過員となり、退職申出のものも含むものとする。
- ロ、第三項「その職員の所轄の長」とは、離職した職員の所属の長とする。
- ハ、第三項一の「これに準ずる職」とは、廣義に解する。
- 二 人事院規則第三号について
イ、第二項の申請書は、所属長において四通作成し、一通は所属長、一通はその所轄の長において保管し、二通は郵政大臣あて提出するものとする。
- ロ、第三項は、離職した職員の適用除外の申請をする者を定めたもので、承諾した場合は、所属長が自ら行い、ついでいる者又はつこうとする者については、その者の申請により所属長が行うものとする。
- ハ、第四項の所属長は、職員で昭和二十三年十二月三日か

ら昭和二十四年六月十日までに國の機関と密接な関係にある営利企業の地位につくことを承諾し又はついでいる者で、昭和二十四年六月十日以後引き続きその営利企業の地位につくことを承諾し又はつこうとする者は、人事院規則一四一四の規定に従つて、昭和二十四年八月八日までに人事院の承認を得なければならぬものとする。

- 三、その他
イ、細則第三号第一項の人事院様式第九号については、別途送付する。
- ロ、申請書提出後人事院の承認があつた場合は、これを通知する。
- ハ、承諾が得られないで営利企業の地位についている者又はついでた者は、法第九條の罰則の規定が適用されるものとする。

別紙一

人事院は、國家公務員法に基き、営利企業への就職に関し次の人事院規則を制定する。

昭和二十四年六月十日

人事院総裁 浅井 清

人事院規則一四一四(昭和二十四年六月十日施行)

営利企業への就職

(本文省略。四七五二頁参照)

別紙一

昭和二十四年六月十日

人事院総裁 浅井 清

人事院細則第三号

法第百三條第三項の申請の手続

- 1 規則一四―四第四項に定める申請書に記載すべき事項及びその様式は、人事院様式第一〇九号とする。
- 2 前項の申請書は、一通を人事院に提出し、その写は、所轄廳において、保管するものとする。
- 3 離職した職員が法第百三條第二項の適用除外の申請は、離職の際所轄廳の長が行い、その所轄廳が廃止され又はその機構が改正されている場合には、所管上もつとも関係の近い機關又はその改正された機構を承けついで機關の長が行うものとする。
- 4 所轄廳の長は、法第百三條第二項の適用の日から、規則一四―四施行の日までに、國の機關と密接な関係にある營利企業の地位につくことを承諾し又はついでいる者で同規則施行の日以後引きつゞき当該營利企業の地位につくことを承諾し又はつこうとする者につき、同規則の規定に従い、且つ、同規則施行の日から六〇日以内に、人事院の承

認を得なければならぬ。但し、同規則施行の日までに人事院の承認を得ている場合又は法第百三條第二項の規定に該当しない場合は、この限りでない。

●公選による公職

(昭和二十四年六月二十九日
人事院規則一四一五
昭和二十四年六月二十九日施行)

公選による公職

- 1 法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるもの職とする
 - 一 衆議院議員
 - 二 参議院議員
 - 三 地方公共団体の長
 - 四 地方公共団体の議会の議員
 - 五 教育委員会の委員
 - 六 都道府県農地委員会及び市町村農地委員会の委員(選挙によることなく委員を除く。)
- 2 法令により設置された委員会、審議会、協議会若しくはこれらに準ずる國の機關の非常勤の構成員(事務職員を除く。)(又は法令により置かれた非常勤の委員、顧問、參與その他これらに準ずる職員で法第百二條第二項の改正規定施行の日以後引き続き公選による公職にある者は、当該公職

の任期が満了するまでその公職にとどまることが出来る。

- 3 昭和二十四年七月一日以後においては、前項の規定による場合の外は、公選による公職と官職とをあわせ占めることはできない。
- 4 第二項の規定により昭和二十四年七月一日以後引き続き公選による公職にとどまつている職員がその公職を退いたときは、その職員の任命権者は、直ちにそのことを人事院に報告しなければならない。

●職員の仕事の宣誓

(昭和二十四年八月十八日
人事院規則一四一六
昭和二十四年八月十八日施行)

職員の仕事の宣誓

- 1 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において次の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

宣誓書

私は、ここに、主権が國民に存する事を認める日本國憲法に服従し、且つ、これを擁護することを固く誓います。
私は、國民全体の奉仕者として、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、國民の意志によつて制定された法律を尊重し、誠実且つ公正に職務を執行することを固

く誓います。

年 月 日

- 2 この規則施行後三十日以内に新たに職員となつた者は、前項の規定にかかわらず、この規則施行後三十日間は、宣誓を行ふ前においてもその職務を行うことが出来る。
- 3 緊急の業務のため臨時に採用される職員については、宣誓をさせないことが出来る。
- 4 任命権者は、この規則、指令及び細則に定めるものの外、職員の仕事の宣誓に關し必要な細目を規定することができる。任命権者は、その定める規程をすみやかに人事院に報告しなければならない。

●郵政部内職員仕事宣誓規程

(昭和二十四年十月二十九日
公達 第五十九号)

郵政部内一般

郵政部内職員仕事宣誓規程

第一條 新たに郵政部内職員となつた者(以下「職員」という)は、國家公務員法、人事院規則、同指令及び同細則に定めるものの外、この規程の定めるところにより仕事の宣誓を行う。

- 第二條** 職員は、すべて別表に定める区分により服務の宣誓を受ける者の面前で、宣誓しなければならない。但し、緊急の業務のため臨時に採用される職員については、宣誓をさせないことができる。
- 第三條** 職員は、採用後直ちに服務の宣誓をしなければならない。
- 第四條** 服務の宣誓を受ける者は、職員が服務の宣誓をするために、直ちに必要な措置をとらなければならない。
- 第五條** 服務の宣誓は、宣誓文を朗読し、宣誓書に署名しなければならない。
- 2 同時に二名以上宣誓をする場合は、その代表者が宣誓文の朗読を行うことができる。
- 第六條** 服務の宣誓を受ける者は、宣誓を受けるとき立会人一名を選定して、立会わせなければならない。
- 第七條** 職員は、第二條但書に定めるものを除き、服務の宣誓をしないで、職務を行うことはできない。
- 第八條** 任命権者及び任命権の委任を受けた者は、署名の修つた宣誓書を人事院細則第六号の適用をうける職員については、その定めるところにより、その他の職員については、これに準じ保管しなければならない。
- 第九條** 職員が服務の宣誓をするために要した旅費は支給し

- ない。
- 第十條** 宣誓書の様式は、人事院細則第八号に定めるところによる。
- 附則
- 1 この公達は、昭和二十四年八月十八日から適用する。
- 2 昭和二十四年八月十八日現に職員として勤務している者に対しては適用しない。

別表 宣誓を受ける職員の区別

職員勤務の別	服務の宣誓をする職員の別	服務の宣誓を受ける者	備考
事務次官、官房部、課長、本省各局長、地方郵政監、地方貯金局長、地方郵政局長、地方簡易保、郵便局長、及びその他の一級官	郵政大臣、(事故あるときは事務次官)		
郵便局長	所轄地方郵政局長、(事故あるときは人事部長)		
病院長(東京を除く)、診療所長、療養所長、職員訓練所長	所在地管轄の地方郵政局長、(事故あるときは人事部長)		

官房部、課	二級官、三級官及び雇員	所屬部、課長 (事故あるときは所屬課長)	
本省各局	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
地方郵政監	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
地方郵政局	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
地方貯金局	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
地方簡易保 険局	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
郵便局	二級官、三級官及び雇員	所屬局長 (事故あるときは所屬課長)	
博物館	二級官、三級官及び雇員	博物館長	
病院	二級官、三級官及び雇員	所屬病院長 (事故あるときは事務長)	
診療所	二級官、三級官及び雇員	所屬所長	

●政治的行爲

(昭和二十四年九月十九日
人事院規則四一七
昭和二十四年九月十九日施行)

療養所	二級官、三級官及び雇員	所屬所長
職員訓練所	二級官、三級官及び雇員	所屬所長

- (適用の範囲)
- 1 法及び規則中政治的行爲の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問はず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。但し、顧問、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行爲は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行爲は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に

行う場合においても、禁止又は制限される。

4 法及び規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六項第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

(政治的目的の定義)

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。

政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第二百二條第一項の規定に違反するものではない。

一 規則一四―五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を與える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

六 國の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は條例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く地方公共団体の條例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

6 法第二百二條第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職權又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつならんかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給與その他職員に地位に關してならんかの利益を得、若しくは得ようとして又は得させようとする事あるいは不利益を與え、與えようとして又は與えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わすこれらの行為に關與すること。

てするを問わすこれらの行為に關與すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を國家公務員に與え又は支拂うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に參與し若しくはこれらの行為を援助し又はこれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に參與すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二 政治的目的を有する文書又は圖画を國の廳舎、施設等に提示し又は提示させその他政治的目的のために國の廳舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、圖画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わす、前各

- 号の禁止又は制限を免れる行為をすること。
- 7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行ふべき行為を禁止又は制限するものではない。
- 8 各省各廳の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。

●特定郵便局長服務規程（昭和十三年八月一日）
（公達第九百八十五号）

通信局、通信官署

特定郵便局長服務規程

- 第一條 特定郵便局長ノ責任其ノ他服務ニ関シテハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 削除
- 第三條 特定郵便局長他ノ職務ヲ兼ネ又ハ營業ヲ為サントスルトキハ所轄地方郵政局長ノ許可ヲ受クベシ其ノ同居家族ノ營業ニ付テモ亦同ジ
- 第四條 特定郵便局長前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル職務

- ヲ辞シ若ハ營業ヲ廢シ又ハ其ノ同居家族營業ヲ廢シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨所轄地方郵政局長ニ届出ズベシ
- 第五條 特定郵便局長失踪シタルトキ又ハ犯罪ノ疑アルトキハ其ノ情狀ニ依リ服務停止ヲ命ズルコトアルベシ
- 第六條 特定郵便局長轉籍又ハ住所若ハ氏名ヲ變更シ其ノ他身分ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ旨所轄地方郵政局長ニ届出ズベシ
- 第七條 特定郵便局長旅行セントスルトキハ所轄地方郵政局長ノ許可ヲ受クベシ但シ旅行日数十日以内ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ予メ所轄地方郵政局長ニ届出ズベシ
- 第八條 特定郵便局長ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ局務ヲ執行シ能ハザル場合ニ於テ代理セシムベキ吏員ヲ定メ予メ所轄地方郵政局長ニ届出ズベシ
- 附則
- 第九條 本規程ハ本日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條 左ノ公達ハ之ヲ廢止ス
明治二十一年六月公達第三百三十一号三等郵便局長三等電信局長服務規約及三等郵便局長三等電信局長身元引受人規則
明治二十五年五月公達第二百六号三等郵便局長三等電信局長及其ノ家族ノ營業ニ関スル件
大正五年四月公達第二百三十八号三等郵便局長及三等電信局

長ノ旅行、改氏名、住所移轉ニ関スル件

- 第十一條 現ニ従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ若ハ届出ヲ為シテ他ノ職務ヲ兼ネ又ハ營業ヲ為スモノハ本規程ニ依リ許可ヲ受ケタルモノトス看做ス

附則（昭和十六年一月三十一日）
（公達第七十六号）

本公達ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
第三條及第四條ノ規定ノ適用ニ付テハ昭和十六年勅令第九十五号通信官署官制中改正ノ件施行ノ際現ニ三等郵便局長ニシテ同勅令施行ト同時ニ特定郵便局長ニ任ゼラレタル者ノ三等郵便局長在職中ノ責任ハ之ヲ特定郵便局長在職ノ責任トス
昭和十六年勅令第九十五号通信官署官制中改正ノ件施行ノ際現ニ三等郵便局長ニシテ服務停止中ノ者同勅令施行ト同時ニ特定郵便局長ニ任ゼラレタル場合ニ於テ別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ特定郵便局長トシテ服務停止ヲ命ゼラレタルモノトス

附則（昭和十八年十一月一日）
（通信院公達第十一号）
本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二十三年十月二十三日）
（公達第一二一六号）

この公達は、昭和二十二年十月一日から、これを適用する。
特定郵便局長身元保証規程は、これを廢止する。
第一條の改正規定施行前における原因に基づく改正前の特

定郵便局長服務規程第三條の規定による損害賠償の責任については、特に規定あるものの外、なお従前の例によるものとする。但し、この規程施行の日から、五箇年を経過した後に発見したものについては、この限りでない。

附則（昭和二十三年二月十九日）
（公達第二十四号）

この公達は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。
この改正規程施行前に任用せられ、現に引きつづき特定郵便局長の職にある者については、昭和二十三年三月三十一日まで、なお従前の例によるものとする。

附則（昭和二十四年十一月七日）
（公達第六十二号）

この公達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

●職員服務規程（昭和十四年二月二十七日）
（公達第二百十六号）

通信部内一般

職員服務規程

- 第一條 通信部内ニ勤務スル職員ハ其ノ服務ニ関シ本規程ヲ遵守スベシ
- 第二條 職員ハ通信事業ノ使命ヲ認識シ自己ノ本分ヲ守リ法規成例及所屬上長ノ命令ニ遵ヒ誠實ニ其ノ職務ヲ盡スベシ
- 第三條 職員ハ常ニ綱紀ヲ恪守シ品位ヲ保チ人格ノ修養及常識ノ涵養ニ努ムベシ

- 第四條 職員ハ輕佻浮華ノ弊風ヲ排シ實剛健ノ美風ヲ振興スベシ
- 第五條 職員ハ職務ノ内外ヲ問ハズ行狀ヲ正シウシ苟クモ通信ノ体面ヲ傷クルガ如キ所爲アルベカラズ
- 第六條 職員ハ職務上必要トスル知識技能ノ會得上達ニ努メ能率ノ増進ヲ圖ルベシ
- 第七條 職員ハ常ニ社会ニ奉仕スルノ心得ヲ以テ勉務ノ迅速正確ヲ圖ルト共ニ公衆ニ対シテハ公平懇切ヲ旨トスベシ
- 第八條 職員ハ所屬上長ニ対シ恭順ヲ守ルベシ
- 第九條 職員ハ同僚ト親睦ヲ厚クシ職務ヲ怠ラザル様互ニ奨励スベシ
- 第十條 職員ハ所屬局長ノ指定スルトコロニ依リ勤務スベシ職務執行方法ニ關シ明文ナキ事項ハ上長ノ指揮ヲ仰グベシ
- 第十一條 職員ハ職務ヲ執行スルニ際シ常ニ連絡ヲ密ニシ協力互助ノ精神ヲ發揮スベシ
- 第十二條 職員ハ職務ノ執行ニ關シ常ニ時間ヲ嚴守スベシ
- 第十三條 職員ハ濫ニ他人ヲシテ執務場所ニ立入ラシムベカラズ
- 第十四條 職員ハ他人ノ請託ヲ受ケ勤務中濫ニ私事ヲ弁ズベカラズ
- 第十五條 職員ハ服裝ヲ正シウスベシ

- 制服ノ定アルモノハ勤務中必ず之ヲ着用スベシ
- 第十六條 職員ハ常ニ節儉ヲ重ンズベシ浪費シテ產ヲ破リ其ノ分ニ應ゼザル負債ヲ為スコトアルベカラズ
- 第十七條 職員ハ保險衛生ニ留意スベシ
- 第十八條 職員及同居ノ家族ハ所屬局長ニ於テ職務執行上支障アリト認ムル營業又ハ業務ヲ行フコトヲ得ズ
- 第十九條 職員ハ直接ト間接トヲ問ハズ相場商業、競馬等ニ關係スルコトヲ得ズ
- 第二十條 職員ハ所屬局長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ直接ト間接トヲ問ハズ職務ニ關シ金錢物品賣應其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第二十一條 職員ハ局所在ノ市町村ニ居住スベシ其ノ他ノ土地ニ居住セントスルトキハ所屬局長ノ許可ヲ受クベシ
- 第二十二條 職員ハ所屬局長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ壇ニ職務ヲ離レ又ハ職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ズ
- 第二十三條 職員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出勤シ難キトキ又ハ勤務中事故ノタメ執務スルコト能ハザルトキハ速カニ所屬局長ニ届出ヅベシ
- 第二十四條 職員風水火災其ノ他非常ノ災害ニ遭遇シ職務ヲ執行スルコト能ハザルトキハ速カニ上長ノ指揮ヲ仰グベシ
- 第二十五條 職員ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ業務

- 上知得シタル事項ハ濫ニ之ヲ漏洩スルコトヲ得ズ
- 其ノ職務ヲ退クノ後ニ於テモ亦同ジ
- 裁判所ノ召喚ニ依リ証人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ所屬局長ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得
- 事實參考ノ為訊問ヲ受クルトキ亦同ジ
- 第二十六條 職員ハ其ノ取扱使用ニ係ル物品ノ整理保存ニ注意スベシ
- 材料及消耗品ノ使用ニ關シテハ努メテ節約ヲ圖ルベシ
- 第二十七條 職員ハ職務上互ニ事故ノ防遏ニ努ムベシ注意ヲ怠リ官ニ損失ヲ與ヘタルトキハ弁償ヲ命ゼラレ且懲戒ヲ受クルコトアルベシ
- 第二十八條 職員ハ其ノ勤務スル局又ハ其ノ附近ニ風水火災其ノ他非常ノ災害アルコトヲ知リタルトキハ速カニ出局シ上長ノ指揮ヲ仰ギ應急措置ニ努ムベシ
- 第二十九條 本規程ニ於テ所屬局長トハ通信大臣官房各課長及各局部長ヲ謂フ
- 第三十條 本規程ニ於テ局トハ職員ノ在勤地ヲ謂フ
- 第三十一條 本規程ハ運送集配受負規程ニ依リ受負人ノ採用シタル運送手及集配手ノ服務ニ關シ之ヲ適用ス
- 第三十二條 本規程ハ官吏及同待遇者ニ之ヲ適用セズ

- 附則
- 第三十三條 本規程ハ本日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三十四條 左ノ達及公達ハ之ヲ廢止ス
 - 明治十八年七月二十日 郵便總局官達甲第六十五号郵便局備服務規則
 - 明治二十年五月六日 公達第百号集配手服務規則
 - 明治三十年三月二十七日 公達第百二十六号郵便手服務規則
 - 明治三十三年九月二十日 公達第四百七十六号運送手服務規則
 - 明治三十九年十月二十三日 公達第五百五十八号通信官署所屬職員服務規程

●集配員服務手帳調製様式及使用ノ件 (明治二十八年一月十二日)

郵便局、電信取扱所

來四月一日ヨリ普通郵便局及電信局ニ於テハ左ノ様式ニ拠リ其局經費ヲ以テ集配員服務手帳ヲ調製シ之ヲ各集配員ニ交付シ郵便物集配、配達及電報配達途中ニ係ル事故ニシテ復命スヘキ要件ヲ該手帳ニ登記セシムヘシ

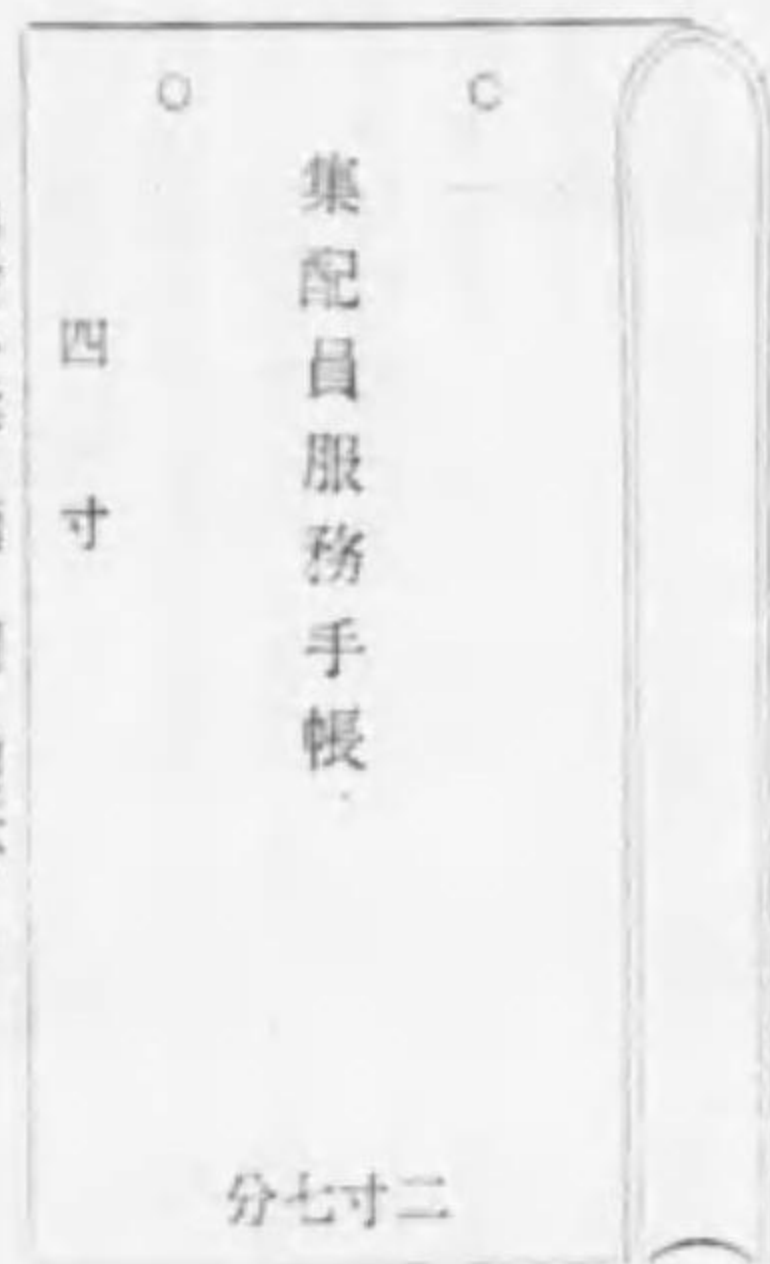
指定郵便局及特定郵便局ニ於テハ成ルヘク本達ニ準拠シ其局經費ヲ以テ調製交付スヘシ

但明治二十二年十一月公達第四百五十七号ハ本年三月三十一日ヨリ廢止ス

(様式)

表紙ハ象牙ノ類ヲ用ヒ文字ハ金箔ニテ印行スヘシ

面表



用紙ハ洋紙ニシテ凡十二行内外ノ罫アルモノヲ用ヒ厚サ凡四分位ニスヘシ

綴方ハ紙ノ類ヲ用ヒ用紙ノミ取捨得ル様ニスヘシ

面裏



手帳用紙ノ初丁ニ左ノ心得ヲ記載シ且余白ニ携帶者ノ認印ヲ押捺セシメ置クヘシ

手帳携帶及筆記心得

- 一 此手帳ハ郵便集配、配達及電報配達ノトキ必ス携帶シ集配中ニ起ル必要ノ事故ヲ筆記スルモノトス
- 一 文字ハ成ルヘク細字ニシテ一行ヲ一罫内ニ收メ且読易キ様筆記スヘシ
- 一 毀損又ハ紛失遺失シタルトキハ速ニ当該局ニ届出ツヘシ
- 一 筆記シテ余白ナキニ至レハ当該局長ノ檢閲ヲ受ケ引換ヲ乞ウヘシ
- 一 疎虞懈怠ニ依リ毀損又ハ紛失遺失シタルトキハ其原價ヲ弁償セシムヘシ

●鉄道便差立到着郵便物保護ニ付集配員ヲシテ遵守セシムヘキ事項

(明治二十四年八月四日訓示第二十七号)

〔郵便電信局〕 郵便局

鉄道ニ携り差立又ハ到着スル郵便物ハ停車場ニ於テ賊難ノ恐れ有之ニ付集配員ヲシテ一層注意シ尙左ノ各項ヲ遵守セシム

第一書式

官吏轉籍(改氏)(改名)報告

官 氏 名	何官何某
転籍(改氏)(改名)	何々(転籍ハ何府縣郡区町村番地土族平民ノ如ク府縣郡区町村番地族籍ヲ記載スルヲ要ス)
本籍(原籍)(属籍)	昭和何年何月何日
事 由	何々(何府縣郡区町村番地土族平民ノ如ク府縣郡区町村番地族籍ヲ記載スルヲ要ス)

右報告ス

年 月 日

何局、所、校長

郵政大臣宛

第二書式

官吏出発(到着)(帰著)報告

官 氏 名	何官何某
出発(到着)(帰著)	昭和何年何月何日
事 由	何々(何府縣郡区町村番地土族平民ノ如ク府縣郡区町村番地族籍ヲ記載スルヲ要ス)

右報告ス

年月日署名ハ第一書式ニ同シ

第三書式

官吏死亡報告

- ヘシ
- 一 停車場ニ於テ待合中ハ決シテ郵便物ノ置場ヲ離ルヘカラス
 - 一 二便以上併送ノ際甲便受渡ノトキハ乙便受渡ノ郵便物ヲモ一所ニ携帶スヘシ
 - 一 郵便物多数ニシテ人力車又ハ馬車等ニテ運送ノトキ其積卸場所ト搭載列車ト遠隔シテ其間運搬中郵便物ノ幾部ヲ積卸場所又ハ受渡場所ニ差置クカ或ハ甲便受渡ノトキ乙便受渡ノモノヲ人力車又ハ馬車等ニ差置クトキハ集配員ノ内一名ハ其郵便物ヲ差置ク場所ニ止マリ看守スヘシ

●官吏轉籍改氏名、発著及死亡報告

ノ件 (明治二十七年六月一日公達第二十七号)

一、二等局 郵便為替貯金管理所

学 校

其局、所、校ノ官吏ヨリ差出スヘキ轉籍、改氏、改名、出発、到着、帰著及死亡届ハ都テ其局、所、校長ニ宛テ差出シ局、所、校長ハ左ノ儀式ニ依リ即日之ヲ大臣ニ報告スヘシ

官 氏 名	何官何某
死亡年月日	昭和何年何月何日
事由	何々(何病ニ罹リ死亡、何々ニ依リ死亡等ノ如ク死亡シタル事由ヲ記載スルヲ要ス)
届出者身分氏名	何某何々(死亡者ニ関スル事項) 何 某

右報告ス

年月日署名ハ第一書式ニ同シ

●局所長ノ専決施行ニ係ル官吏発著ニ関スル報告ヲ要セサル件

(大正五年四月二十七日) (公達第三百一十一号)

為替貯金局 通信局 管理事務分掌一等郵便局

明治二十七年公達第二百二十七号中其ノ局所長ノ専決施行ニ係ル出發、到着、帰著ニ関シテハ自今報告ヲ要セス
未公達ハ來五月一日ヨリ之ヲ施行ス

●身元保証ニ関スル件

(昭和八年三月三十一日) (法律第四十二号)

第一條 引受、保証其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズ

シテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ三年間其ノ効力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ五年トス

第二條 身元保証契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年ニ短縮ス身元保証契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 使用者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク身元保証人ニ通知スヘシ
一 使用者ニ業務上不適任又ハ不誠実ナル事跡アリテ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ惹起スル虞アルコトヲ知リタルトキ

二 被用者ノ任務又ハ任地ヲ變更シ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ

第四條 身元保証人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ將來ニ向テ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得身元保証人自ラ前條第一号及第二号ノ事実アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

第五條 裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人ガ身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ當

リ用キタル注意、程度、被用者ノ任務又ハ身上ノ變化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス

第六條 本法ノ規定ニ反スル特約ニシテ身元保証人ニ不利益ナルモノハ總テ之ヲ無効トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年九月勅令第二九四号ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

本法ハ本法施行前ニ成立シタル身元保証契約ニモ之ヲ適用ス但シ存続期間ノ定ナキ契約ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算シ第一條ノ規定ニ依ル期間其ノ効力ヲ有ス存続期間ノ定アル契約ニ付テハ本法施行當時ニ於テ残存期間ヲ約定期間トス若シ此ノ期間が五年ヲ超ユルトキハ之ヲ五年ニ短縮ス

第十類 雇 員

●通信部内雇員規程

(昭和二十二年三月十八日) (公達第五十一号)

通信部内一般

通信部内雇員規程

第一章 總 則

第一條 この規程は、通信部内の官署に勤務する雇員に適用

第三編 第十類 通信部内雇員規程

する。

第二條 この規程で局所長とは、別表第一に掲げる局長、部長、所長、課長及び館長をいう。

第三條 雇員の職名及び職務は、別表第二のとおりとする。但し、本務以外の職務であつても、必要に應じ、他の職務を補助しなければならぬ。

第四條 雇員の配置局所及び各局所の定員は、別にこれを定める。

第五條 雇員の進退賞罰は、別に定めるものを除いては、それぞれ局所長がこれを行う。

第六條 雇員の勤務方法は、第四章及び別に定めるものを除いては、それぞれの局所長がこれを定める。

第七條 特別の事情によつて、この規程により難い場合は、それぞれの局所長は、(貯金支局長及び簡易保険支局長は貯金保険局長を、通信官署の長は通信局長又は通信管理部長を経て)通信大臣の認可をうけなければならない。

第二章 採用及び解雇

第八條 雇員は、身体強健、品行方正で、その職務を行うに足る能力があると認められる者から、別に定める採用試験を経て、これを採用する。但し、特別の事情によつて、右の採用試験を行うことが困難なときは、局所長による適宜

の試験又は銓衡の上採用することができる。
前項の規定による外、その職務を行うについて資格又は免許を必要とするものについては、更にその資格又は免許を有する者でなければならぬ。

第九條 左の各号の一に於てはまる者は、雇員に採用することができない。

- 一 通信業務について罪を犯したため、刑に処せられた者。
- 二 前号以外の犯罪により、禁錮以上の刑に処せられた者。
- 三 懲戒により免官又は免職せられた者。
- 四 破産の宣告を受け、復権しない者。
- 五 禁治産者又は準禁治産者。

前項第二号又は第三号の場合には、刑の執行を終り、もしくは執行を受けないようになつた日から、又は免官、免職せられた日から、二年を経て、改しゆんの情が著しい者は、採用することができる。

第十條 雇員は、就職の日から五年間身元保証人を立てなければならぬ。

身元保証人は、その局所在地、もしくはその隣接地、又はその局所長が支障がないと認めた地に居住し、独立の

生計を営む成年者であることを要する。但し、破産者で復権しない者であつてはならない。

○廣島通信局長代理照会(昭和十四年)管理局長回答(六月二十九日)五月十三日(通第四一〇号)

要領
本條ノ身元保証期間ノ計算ニ付テハ期間限定ノ要旨ニ鑑ミ昭和十四年三月公達第三百十三号(雇員及び備員ノ勤続年)ニ依リ勤続ト看做シ前後ノ在職年數ヲ通算スル場合ハ何レモ之ヲ通算スヘキ義トス

第十一條 雇員に採用せられた者は、附屬様式による身元保証書を所屬の局所長に提出しなければならない。

身元保証人が、左の各号の一に於てはまるようになつたときは、更に身元保証人を立て、前項の手續をしなければならぬ。

- 一 身元保証人が、失踪又は死亡したとき。
- 二 身元保証人が、第十條第二項の資格を失つたとき。
- 三 保証契約の解除により、身元保証人を欠くようになつたとき。

第二項の保証契約の期間は、第十條第一項に定める期間の残りの期間とする。

第十二條 身元保証人の保証責任に基く賠償金は、特別の事情があると認められたときは、分納もしくは延納を許可し、又は免除することができる。

第十三條 官廳事務の都合により、已むを得ないときは、雇員に対し、休務を命ずることができる。休務者は、その身分を有して、職務に従事しない。

休務を命ぜられた者が、一年以内に復務を命ぜられないときは、当然退職者とする。
休務者には、休務中給料の三分の一を支給する。但し、日給を受ける者には支給しない。

第十四條 雇員が、左の各号の一に於てはまるようになつたときは、これを解雇する。

- 一 不具癡疾により、又は身体もしくは精神の衰弱により、將來職務をとるに堪えないと認められたとき。
- 二 傷を受け、もしくは疾病に罹り、その職に堪えないため、又は自己の便宜により、解雇を願ひ出たとき。
- 三 廢職、廢職及び定員の改正により、過員を生じ已むを得ないとき。
- 四 通信業務について罪を犯したため、刑に処せられたとき。

- 五 前号以外の犯罪により、罰金の刑に処せられたとき。
- 六 第九條第一項第四号又は第五号に於てはまるようになつたとき。

前項第五号の場合においては、犯罪の情状により、解雇

しないことができる。

第十五條 雇員が、禁錮以上の刑に処せられたときは、当然その職を失う。

第三章 給料

第十六條 雇員には、別に定めるものの外、この章の規定によつて、給料を支給する。

給料以外の手当その他の給與の支給については、別に定めるところによる。

第十七條 雇員の給料は、月給とする。但し、短期雇入の臨時者、その他必要と認める者については、日給とする。

前項の給料月額又は日額は、別表第三に掲げる金額とする。但し、毎月一定の給料を受けない者、官廳執務時間又はこれと同程度の勤務に服しない者及び短期雇入の臨時者については、この限りでない。

第十八條 雇員の給料は、採用、増給、減給何れの場合においても、月給を受ける者は、発令の日から、日給を受ける者は、発令の日から計算する。

日給を受ける者から月給を受ける者は変更したときは、発令の日まで従前の給料を支給する。

○總務局長ヨリ部内一般長へ通達(昭和十九年六月十三日)日給者ノ定期昇給ハ、額令毎定期昇給期ノ所屬スル月ノ十六日附マ

以テ発令方取計相成度

○總務局長ヨリ部内一般長へ通達(昭和十九年十二月二十日)

月給職員ニ対スル十二月期昇給ハ爾今十二月末日附ヲ以テ昇給セシムルコトニ改正セラレタルニ付了知可然取計相成度

第十九條 雇員が解雇せられ又は死亡したときは、月給を受ける者は、その月分の給料全額を、日給を受ける者は、その日までの給料を支給する。

月給を受ける休務者が、第十三條第二項の規定により、当然退職者となつたときは、その月分の休務給の全額を支給する。

月給を受ける者が、解雇と同時に政府部内の他の職員に採用せられたときは、第一項の規定にかかわらず、その月分の給料は、日割計算とする。

月給を受ける者が、第十四條第四号及び第五号によつて解雇せられたとき、第十五條の規定によつて職を失つたとき、又は部内在職一年未満で解雇せられたときは、所属の局長において、第一項の規定にかかわらず、その月分の給料を日割計算とすることができる。

第二十條 解雇せられた者が、事務引継、残務処理のため、事務に従事した期間、又は解雇の発令通知の到達が遅延したため、その事情を知らないで勤務していた期間は、給料

の支拂いについては、在職期間とみなすことができる。

第二十一條 日給を受ける者が、欠勤したときは、その日の給料は、これを支給しない。

月給を受ける者が、欠勤したときは左の各号により給料を支給する。

一 病氣のため引続き九十日又は私事の故障により引続き三十日を超えて欠勤するに至つたときは、給料の半額以上を減ずる。

二 前号の欠勤日数に達しない場合においても、所属の局長において給料を減額することが適当であると認められた欠勤については、欠勤一日について、給料の百分の三に相当する金額(その欠勤が、月の全日数のときは給料全額)を給料額から減額する。

同盟罷業その他の争議行為により勤務に服しないときは、日給を受ける者については、その日の給料を支給せず、月給を受ける者については、その日を欠勤とみなし、前項第二号による割合を以て給料を減額する。

第二十二條 左の各号の一にあたる日は、前條の適用について、これを勤務日とみなすことができる。

一 休日(通常休暇日を含む以下同じ)。但し、この條の各号の何れにもあたらない事故によつて、休日の前後引

続き欠勤したとき、及び休日に出勤すべき者であつて、欠勤したときは、これを勤務日とみなさない。

二 慰勞休暇日及び臨時賜休日。

三 出張中の病氣欠勤。

四 父母、配偶者もしくは子の忌服による五日以内、又は祖父母、兄弟姉妹、孫の忌服もしくは子、弟妹、孫の死亡のための遠慮による三日以内の欠勤。

五 父母の祭日による欠勤。

六 職務に起因する傷い、疾病による欠勤。

七 傳染病者のため、交通しや断又は隔離法施行中の欠勤。

八 水火災その他非常罹災による三日以内の欠勤。但し、罹災の日から十日以内の欠勤に限る。

九 職務上の事件につき、証人、参考人又は鑑定人として裁判所に召喚せられた日の欠勤。

十 陪審員として、裁判所に呼び出された日及びその職務執行中の欠勤。

十一 その他勤務日とみなすことが適当であるとする特別の理由による欠勤。

前項第十一号の場合には、それぞれの局長は、貯金支局長及び簡易保険支局長は貯金保険局長を、通信官署の

長は逓信局長又は逓信管理部長を経て、逓信大臣の承認を受けなければならない。

第二十三條 雇員の給料は、毎月下旬に、これを、支給する。日給を受ける者の給料は、前月十六日から、その月十五日までを打切つてこれを支給する。但し、三月十六日以後の分は、同日からその月末日までを区切つて別に支給する。

解雇、死亡又は第十三條第二項による当然退職もしくは第十五條による失職のときは、前二項にかかわらず、その際に給料を支給することができる。

第四章 勤務時間及び休暇

第二十四條 雇員の勤務時間は、別に定めるところによる。

事務の状況により、所定の勤務時間を超える時間の勤務に服したときは、別に定めるところにより、割増給を支給する。

第二十五條 官廳勤務時間による勤務者以外の者に対しては、別に定めるところにより、通常休暇を附與する。

事務の状況により、所属の局長が、休暇日又は前項の通常休暇日に職務を命じたときは、別に定めるところにより、割増給を支給し、又は代替休暇を附與する。

第二十六條 雇員に対しては、大正十一年閣令第六号第四項

の規定による休暇に代えて、別に定めるところにより、慰勞休暇を附與する。

前項による慰勞休暇の附與日は、事務の状況及び本人の事情等をしんじやくし、所屬の局長において、これを指定する。

事務の状況により、所屬の局長において、慰勞休暇の附與日数を減ずるの已むなきに至つたときは、別に定めるところにより、割増給を支給する。

第二十七條 特別の事由がある場合には、別に定めるところにより、前二條以外の休暇を與えることができる。

第五章 懲戒

第二十八條 雇員が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは事業の信用を失うような行為があつたときは、これを懲戒する。

第二十九條 雇員の懲戒は、免職、減給及びけん責の三種とし、別に定める手続を経て、これを科する。

第三十條 減給は、一月以上一年以下の期間において、一月について、給料月額額の三分の一以下を減ずる。

減給の処分を受けた者が、その後改しゆんの情が著しいときは、減給期間の三分の一を経過した後、その残りの期間の減給を免除することができる。

第六章 臨時雇員

第三十一條 局長は、別に定めるところにより、臨時雇員を採用することができる。

第三十二條 第十條乃至第十二條の規定は、在職三カ月未満の臨時雇員には、これを適用しない。

第十三條乃至第十五條の規定は、臨時雇員には、これを適用しない。

附則

この公達は、昭和二十二年二月二十八日から、これを適用する。

左の公達及びその他この規程に抵触する従前の規定は、これを廃止する。

通信部内雇員規程

通信部内特務雇員規程

通信部内備人規程

雇員及備人給料支給規程

雇員及備人規程改正ニ伴フ諸手当及休暇等ニ関スル件

通信部内取締規程

この規程適用の際、旧通信部内雇員規程、通信部内特務雇員規程、及び通信部内備人規程により、現に左の職にある者については、別に定辭令を用いないときは、この規程による

各下記の職に同給料をもつて命ぜられたものとする。各職臨時者についても、また同じである。

電話事務員	集配員	雜務員	倉庫手	給仕	工務員	試驗員	船長	船長	自動車運轉手	機械工員	線路工員	管轄工員	船舶員	技師	操機手	水手	火手	雇工
			事務員								技術員							

看護婦見習看護婦生徒

この規程適用の際、現に電話主事補の職にある者は、別に定めるときまで、なおその職にあるものとし、従前の職務を行う。

入營、従軍者で、現に休務中の者は、第十三條第二項の規定にかかわらず、その者が内地帰還のときまで休務とする。但し、従軍により、休務中の者には、休務給を支給しない。

この規程適用の際、現に内地外にある雇員の給料額は、第十七條の規定にかかわらず、その者が内地帰還までの間は、別に定めるところによる給料額を支給する。

別表第一

- 官房課長
- 本省局長
- 通信博物館長
- 貯金支局長
- 簡易保険支局長
- 通信局長

別表第二

- 事務員 所屬局所管の諸般の事務。
- 技術員 所屬局所管の諸般の技術。

看護婦 診療の補佐もしくは看護又は助産。
通信講習所生徒 職員として必要な知識及び技能の修習。
看護婦生徒 看護婦として必要な知識及び技能の修習。

別表第三
一、月給を受ける者

号	給額	号	給額	号	給額
一	二二〇	一五	二八〇	二九	六二〇
二	二三〇	一六	三〇〇	三〇	六五〇
三	二四〇	一七	三二〇	三一	六九〇
四	二五〇	一八	三四〇	三二	七三〇
五	二六〇	一九	三六〇	三三	七七〇
六	二七〇	二〇	三八〇	三四	八一〇
七	二八〇	二一	四〇〇	三五	八五〇
八	二九〇	二二	四二〇	三六	九〇〇
九	三〇〇	二三	四四〇	三七	九五〇
一〇	三一〇	二四	四七〇	三八	一〇〇〇
一一	三二〇	二五	五〇〇	三九	一〇五〇
一二	三三〇	二六	五三〇	四〇	一一〇〇
一三	三四〇	二七	五六〇	四一	一一五〇
一四	三五〇	二八	五九〇	四二	一二〇〇

二、日給を受ける者

右の者が奉職の日から五年以内に故意又は過失によつて損害を御掛けしたときは本人と連帯で賠償の責任を果します

昭和 年 月 日

本籍

現住所

職業

身元保証人

印

年 月

日生

所屬局所長殿

●通信部内雇員規程について

(昭和二十二年三月十八日 労 第三三三四号)

部内一般長

今般通信部内における雇員、特務雇員、船舶雇員及び傭人制度を統合して、これを雇員一本建とし、あらたに実施せられることとなつたが、右については、なお左記各項了知の上、取扱上遺憾のないよう処理せられたい。命によつて通達する。追つて、従前の規定に対する通達等で、この規程並びにこの通達に抵触しないものは、なお有効であるから、念の為に申添える。

第三編 第十類 通信部内雇員規程について

号	給額	号	給額	号	給額
一	四〇〇	一六	一一四〇	三一	二六〇〇
二	四二〇	一七	一二〇〇	三二	二七〇〇
三	四四〇	一八	一二六〇	三三	二八〇〇
四	四六〇	一九	一三二〇	三四	二九〇〇
五	四八〇	二〇	一三八〇	三五	三〇〇〇
六	五〇〇	二一	一四四〇	三六	三一〇〇
七	五二〇	二二	一五〇〇	三七	三二〇〇
八	五四〇	二三	一五六〇	三八	三三〇〇
九	五六〇	二四	一六二〇	三九	三四〇〇
一〇	五八〇	二五	一六八〇	四〇	三五〇〇
一一	六〇〇	二六	一七四〇	四一	三六〇〇
一二	六二〇	二七	一八〇〇	四二	三七〇〇
一三	六四〇	二八	一八六〇	四三	三八〇〇
一四	六六〇	二九	一九二〇	四四	三九〇〇
一五	六八〇	三〇	一九八〇	四五	四〇〇〇

附屬様式

身元保証書

収入印紙

本籍

現住所

職名

氏名

年月日生

一、この規定は、通信部内雇員についての一般的事項を綜合統括して、規定したものであること。
二、従來の特務雇員、船舶雇員及び傭人は、この規程適用の日から、すべて雇員の身分に改められることとなつたこと。
三、職名を別表第三のように定め、従來の職名は、相当大巾に整正統合せられたこと。即ち「電話事務員、集配員、雑務手、倉庫手及び給仕」は「事務員」に、「工務員、試験員、船長、機関長、自動車運轉手、機械工員、線路工員、管轄工員、船舶雇員、技工、操機手、水手、火手及び雇工」は「技術員」に統合した。なお、「看護婦見習」は看護婦生徒」と改称し、あらたに「通信講習所生徒」たる職名を掲げたこと。但し、通信講習所生徒については、先ず通信講習所規則により、規律せられるものなること。
四、職名を別表第三に定めるもの以外は、公達以上により規定する外、随意にこれを定めることができないのは勿論、命免その他の辞令は、すべてこの職名によること。

五、雇員の採用条件については、第八條に概括的に規定したが、実際の運用については、左によること。

- 1 雇員は、年令十四年以上で、国民学校高等科修了者もしくはこれと同等以上の学力があると認められた者の中から、事務の性質に應じ、適格者を採用すること。但し、山間へき地等の局所及びその他特別の事情があつて、右による適格者の採用が困難なときは、当分の内、年令十三年以上で、国民学校初等科卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者から、採用することができる。
- 2 各職別による年令制限は、これを設けないが、その従事する職務の性質又は土地の状況等に應じ、各局所長において、実状に應じ、運用すること。
- 3 雇員は、原則として、雇員採用試験規程による採用試験を実施の上、採用することとするも、右によることが困難なときは、それぞれの局所長において、適宜試験を実施し、又は志願者少数の場合は、銓衡のみにて差支えないこと。
- 4 「その職務を行うについて、資格又は免許を必要とするもの」とは、その主なるものは、次のとおりである。
イ、従來の船長及び機関長たる技術員は、船舶職員たるの資格を有する者。

ロ、自動車の運轉に従事する技術員は、自動車運轉手の資格を有する者。

- ハ、看護婦は、看護婦又は産婆の資格を有する者。
- 六、身元保証人の保証期間は、これを就職の日から五年とし、その期間内に生じた事故については、期間経過後に発覚したもので、一切の責任に任ぜしめること。
- 七、第十二條に「特別の事情」とは、身元保証人の資力、身元保証をなすに至つた事由その他雇員の監督についての官の過失の有無等を指すものであるから、充分実情を調査し、運用上遺憾のないようにすること。
- 八、入營又は従軍の場合の休務を削除し、今後は、官廳事務の都合による休務のみとし、月給者の場合は、休務給を支給することができることとしたこと。但し、現在入營又は従軍により休務中の者については、なおそのまま休務とし、内地帰還後始めて出勤の日を以て復務を發令すること。
- 九、第十三條第二項又は第十五條による当然退職者もしくは当然失職者に対しては、辞令を用いる必要はないが、その旨履歴書に記載すること。
- 十、雇員に対する準月給制度は、これを廢止し、短期雇入の臨時者及び局所長において日給が適當であると認める者を

除いては、すべて月給とすることができるとなつたと。従つて、本務者たる目的で雇入れた者で、單に定員又は採用手続の都合により、臨時者となつてゐる者については、月給として差支えないこと。

十一、第二十一條第二項第二号の「所屬の局所長において給料を減額することが適當であると認められたとき」とは、勤務を怠つて出勤しないと認められるとき、又は無届にて欠勤したとき等を指すものであつて、これがため、給料を減額する欠勤の場合には、出勤簿にその旨の表示を行うこと。

十二、第二十一條第三項の「同盟罷業その他の争議行為により勤務に服しないとき」とは、組合員たる雇員が、その者の所屬する労働組合の決定を實行する同盟罷業その他の争議行為により出勤執務（所屬の局所長の命に従い、所定の時間中所定の業務に服することをいう。）しないことの意味であること。従つて、出勤しても、單に職場を占拠し、争議関係の行為に従事してるとき、怠業及び業務管理等と称する場合であつて、實質上、本來の業務に服さず、同盟罷業と同様の状態にあると認められる場合も含むこと。但し、同盟罷業中現に登壇し、所屬の局所長が、その出勤執務の事実を認めるとき、病氣欠勤又は自己の意志に反して出勤執務することができなかつたことを書面を以て申し出

で、その事情をそ明し、所屬の局所長が、これを認めるときは、この限りではない。なお、一日中時間を限り、同盟罷業をした場合には、給料の減額については、これを一日とみなすこと。

十三、第二十一條第二項第二号又は第三項による給料の減額は、その給料減額日が十五日以前のときは、その月の給料から減額し、十六日以後のときは、翌月分の給料から減額すること。但し、三月十六日以後三月末日までに給料減額日がある者に対しては、減額に相当する金額を返納せしめること。

十四、第二十二條第一項第一号の「休日」とは、祭日、祝日、年末年始の休暇日、日曜日及び通常休暇日をいう。

十五、第四章に規定する勤務時間及び休暇については、別途通達するまで、従前どおりとすること。

十六、懲戒に関する手続は、追つてこれを定めることとするが、差向従前の例により、処理すること。

十七、局所長は、別に通達せられるものの外、左の各号の一に於てはまるときは、臨時雇員を採用することができること。但し、逓信局又は逓信管理部以下の局所については、逓信局長又は逓信管理部長予算の範囲内において、これを行うこと。

- 1 期節的に定員を増置せられ、又は他局所へ派遣せられた者の補充を要するとき。
- 2 欠員、欠勤、休務により、事務上支障あるとき。
- 3 事務の臨時増加のため、定員を以つて処理することが困難なとき。
- 18、取締役制度の廢止に伴う措置については、別途通達する。
- 19、従前の特務雇員及び船舶雇員の期間は、官吏任用叙級令による三級官任用資格條件中の雇員期間とみなし差支えないこと。
- 20、雇員制度の改正に伴う定員及び従前の規定による給與(初給、取締役給及び諸手当)に關する措置については、本年四月一日以降相当改正せられる見込であるが、差向は、追つて通達するまで、その職務内容に應じ、従前の職種別の取扱に準じ、処理し置くこと。なお規程第二十四條の第二項及び第二十五條の第二項による割増給については、別途通達する。
- 21、規程第二十六條の慰勞休暇については、本年三月三十一日までは、なお従前の關令休暇又は特別休暇の例によること。なお、四月一日以降の措置については、追て通達する。

- 行為その他國の業務以外のこれらに準ずる行為をその勤務時間中にしてはならない。職員は、手段のいかんを問はず、これらの行為によつて、勤務時間中における他の職員の仕事を妨げてはならない。
- 4 第二項に規定する行為はすべて、國の業務の正常な運営を阻害することのないように行わなければならない。
 - 5 この規則のいかなる規定も、職員が個人的に又は登録された職員団体の代表者を通じ、人事院の定める手続又は條件に従い、団体協約を含まない適法な交渉を勤務時間中に行うことを妨げるものではない。
 - 6 各省及び各廳の長は、この規則に違反するすべての行為及びそれに対してとつた行政処分について、人事院に報告しなければならない。

●職員団体の登録

(昭和二十四年六月三日
人事院規則一四一二(昭
和二十四年六月三日施行))

職員団体の登録

- 1 職員団体は、この規則の定めるところに従い、人事院に登録を申請して公式に登録の通知を受けなければならない。
- 2 定款又は規約には、少くとも次に掲げる事項を記載しな

第十一類 職員団体

●職員団体に關する職員行為

(昭和二十四年五月九日
人事院規則一四一三(昭
和二十四年五月九日施行))

職員団体に關する職員行為

- 1 職員は、法第百一條に基き、規則一五―三に定める條件の下で、もつばら職員団体の業務に従事することができる。
- 2 職員は、法第百一條に基き、勤務を要しない時間又は前項の規定による場合の外、あらかじめ承認を得た休暇期間中においても、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 職員団体に加入すること。
 - 二 職員団体の結成に参加すること。
 - 三 職員団体の役員選挙その他の投票に参加すること。
 - 四 職員団体の会合に参加すること。
 - 五 法第九十八條に規定する当局との交渉の準備その他の目的で職員団体の代表者と会合すること。
 - 六 その他職員団体の業務に参加すること。
- 3 職員は、第五項に規定する行為を除き、前項に規定する

- ければならない。
- 一 名称
 - 二 目的及び業務
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に關する規定
 - 五 理事、代表者その他の役員に關する規定
 - 六 第四項に規定する事項を含む業務執行、會議及び投票に關する規定
 - 七 經費及び會計に關する規定
 - 八 他の団体との連合又は他の団体への加入に關する規定
 - 九 定款又は規約の變更に關する規定
 - 十 解散に關する規定
 - 3 職員団体は、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載又は添付した正副二通の申請書を提出して、人事院に登録を申請しなければならない。
 - 一 定款又は規約の写
 - 二 理事、代表者その他役員(これらの者で職員団体の業務にもつばら従事するための休暇を與えられている者を含む。)の氏名、住所及び官職(昭和二十四年八月十七日施行)
 - 三 すべての事務所の所在地

- 四 職員団体の連合体にあつては、構成団体の名称
- 五 法人とならうとする職員団体にあつては、その旨
- 六 理事、代表者その他すべての役員を選任及び定款若しくは規約の採択が、すべての構成員に平等に参加する機会を與えられた直接、秘密の投票により、全員の多数決で行われたこと並びにその投票の日及び場所を証明する書類但し、職員団体の連合体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、これらの行為につき、第四項但書の規定によつたときにおいてはそのこと並びにそれらの投票の日及び場所を証明する書類
- 七 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類
- 八 登録される資格を有し及び引き続き登録されているためには、職員団体は、定款又は規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為につき、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票による全員の多数決で民主的な手続を定めて、それによらなければならぬ。但し、職員団体の連合体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、この手続を、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接、秘密の投票による多数決で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直

- 接、秘密の投票による多数決で定めてこれによることができる。
- 五 人事院は、申請書及びその他の事項が法及びこの規則の定めるところに適合すると認めるときは、その職員団体を公式に登録し、これを書面でその職員団体に通知しなければならぬ。
- 六 法人とならうとする職員団体が登録されたときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條に規定する許可を得たものとする。
- 七 第一次改正法律附則第四條第一項の職員団体が法人であるものは、法第九十八條第七項の法人として人事院に登録されたときは、同項の法人として設立され引き続き存続するものとし、昭和二十四年九月一日までに人事院に登録されないときは、その日以後法人たる地位を失うものとする。
- 八 前項に定める職員団体の登録の申請書には第一次改正法律施行前におけるその法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載しなければならない。

職員団体の登録について

（昭和二十四年八月四日）
郵人管第五十七号
都内一般長

職員団体の登録について

さきに人事院規則一四―二「職員団体の登録」及び一四―三「職員団体の登録の変更」が制定施行せられたが、これが規則の解釈及び登録様式については、左記によることになつたから、了承の上、所属職員団体に連絡せられたい。

記

- 一、國家公務員法第九十八條の規定に基き、当局と交渉しようとする職員団体は、人事院規則（以下規則という。）一四―二の規定により、すべて登録しなければならない。従つて、職員団体の一部を構成するものであつて、当該職員団体と別個に当局と交渉しようとするものも同様に登録するものとする。
- 二、規則一四―二及び一四―三に定める「代表者」とは、職員団体の代表権を有する者をいい、「役員」とは、その執行機関及び監査機関の構成員をいい、執行機関に事務局を置くものについては、その長又はこれに準ずる者も役員に含まれるものとする。

なお、規則一四―〇、一四―一及び一五―三に定める「代表者」には、規則一四―二及び一四―三の代表者の外、それらの者から代表権の正当な委任を受けて職員団体を代表して当局と交渉する者をも含み、規則一五―三に定める

「役員」には規則一四―二及び一四―三の役員の外、議決機関及び選挙管理機関の構成員をも含むものとする。

- 三、規則一四―二第四項に定める「これらに準ずる重要な行為」には、職員団体の運動方針の決定、代表権の委任、議決機関及び選挙管理機関の構成員の選任、その他選挙若しくは投票に関する事項又は会議の議事に関する事項を含むものとする。
- 四、規則一四―二第三項第六号及び第七号並びに規則一四―三第二項にいう「証明する書類」とは、議長に証明に係る会議の議事録又は選挙管理機関の長の証明に係る投票録及び開票録の類をいう。
- 五、規則一四―二第四項及び第三項第六号に規定する「全員の多数決」には、比較多数決を含むものとする。
- 六、規則一四―二第三項に定める職員団体の登録の申請書及び同項第二号から第五号までに定めるその添付書類並びに規則一四―三第一項に定める職員団体の登録の変更の申請書の書式は、それぞれ別紙人事院書式第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号とし、右以外の登録の申請書に添付する書類はすべてB五（一八二耗・二五七耗）を縦長に用い、横書とし、左側にとじしとして二五耗以上の余白を設けるものとする。

書式第三号

事務所所在地表	
事務所名	事務所所在地

書式第四号

連合体構成職員団体表	
構成職員団体名	
1	
2	
3	
8	
9	
10	

注意

1. 大いさはB5判(257×182)とする。
2. 紙質は、相当量の強い良質紙を使用のこと。

書式第一号

職員団体登録申請書			
	昭和	年	月 日
人事院総裁 殿			
団体名			
代表者氏名印			
主たる事務所の所在地			
人事院規則14-2の規定により、別紙をそえ、登録を申請します。			

注意

1. 大いさはB5判(257×182)とする。
2. 法人にならうとする団体は、その旨を下方の余白に記載すること。
3. 規則14-2第8項に該当する団体は、第1次改正法律施行前の法人の名称、主たる事務所の所在地、登記の場所、日時、登記番号を下方の余白に記入すること。

書式第二号

理事、代表者、その他役員名簿						
役名	官職名	所属部局課名	氏名	住所	備考	

(注) 国家公務員でないものについては、備考にその職業を記載すること。

書式第五号

職員団体登録事項変更申請書

昭和 年 月 日

人事院總裁 殿

登録番号

団体名

代表者氏名印

人事院規則14—3の規定により、別紙をそえ、下記登録事項の変更を申請します。

変更事項

注意

1. 大いさは、B5判(257×182)とする。
2. 紙質は、相当に腰の強い良質紙を使用のこと。

●職員団体の登録の変更

(昭和二十四年六月三日
人事院規則一四十三(昭
和二十四年六月三日施行))

職員団体の登録の変更

- 1 職員団体が、定款若しくは規約を変更するとき、理事、代表者若しくはその他の役員を選任し若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載し若しくは添付した事項に変更を生じたとき又はその意に基いて解散したときは、その変更の日から十日以内に、人事院に登録事項の変更の登録を申請しなければならない。
- 2 変更の申請書は、正副二通を提出し、その変更が人事院に登録された定款又は規約の規定に従って行われたことを証明する書類及び申請書を提出する代表者の資格を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 人事院は、申請書に記載する事項が法、この規則及び規則一四—二の定めるところに適合すると認めるときは、その変更を登録し、これを書面でその職員団体に通知しなければならない。
- 4 定款の変更が人事院に登録されたときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十八條の認可を得たものとす

る。

- 5 職員団体が、次に掲げる行為をした場合には、人事院は、その団体に適切な是正措置をとることを命じ又は六十日を超えない範囲内でその団体の登録の効力を停止し若しくはその登録を取り消すことができる。
 - 一 人事院に登録された定款又は規約に違反した場合
 - 二 法又は規則に違反した場合
 - 三 法人にあつては、法人に関する法令に違反した場合
- 6 前項の規定によつて登録が取り消されたときは、その職員団体の法人設立の許可の取り消しがあつたものとする。
- 7 人事院が職員団体の登録を取り消し又はその法人格を失わずにあつては、あらかじめ口頭審理の機会が與えられなければならない。この場合においては、職員団体について法第八十九條から第九十二條までの規定を準用する。

●国家公務員法第九十八條第七項の

法人登記取扱手続(昭和二十四年六月二十二日)

国家公務員法第九十八條第七項の法人登記取扱手続
 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八條
 第七項の法人の登記については、法人及び夫婦財産契約登記

第三編 第十一類 国家公務員法第九十八條第七項の法人登記取扱手続

五〇五

取扱手続(明治三十二年司法省令第十五号)中法人の登記に関する規定を準用する。この場合において、附録第一号中「法人登記簿」とあるのは「国家公務員法第九十八條第七項の法人登記簿」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第一次改正法律附則第四條第一項の団体で法人であるもの(以下旧法人という。)が国家公務員法第九十八條第七項の法人(以下法人という。)として引き続き存続する場合において主たる事務所の所在地とする法人の設立の登記の申請書には、旧法人の名称及び主たる事務所をも記載しなければならない。
- 3 旧法人の主たる事務所の所在地で前項の登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その旧法人の登記用紙中予備欄にその事由を記載してその登記用紙を閉鎖しなければならない。
- 4 旧法人の主たる事務所の所在地以外の地で第二項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧法人の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

- 5 前項の通知があつた場合には、第三項の規定を準用する。
- 6 第三項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、登記官吏は、その旧法人の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 前項の通知があつた場合には、第三項の規定を準用する。

●國家公務員法第九十八條第七項の法人に関する登記事務の取扱所に 関する件（昭和二十四年六月二十二日） （法務府令第二十号）

國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十八條第七項の法人に関する登記事務は、商業登記を取り扱う登記所においてのみこれを取り扱う。

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

第十二類 執務時間、休日 休暇、儀礼

●官廳執務時間並休暇ニ関スル件

（大正十一年七月四日）
（關令第六号）

官廳ノ執務時間ハ日曜日及休日ヲ除キ午前八時三十分ヨリ午後五時迄（北海道所在ノ官廳ニ在リテハ午前九時ヨリ午後五時三十分迄）トス、但シ、土曜日ハ午後零時三十分迄（北海道所在ノ官廳ニ在リテハ午後一時迄）トス（昭和二十四、三、總理一〇第二号改正）

土地ノ狀況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ變更、繰替又ハ延長ヲ為スコトヲ得

事務ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ執務時間外ト雖執務スヘキモノトス

本屬長官ハ療養ノ必要其ノ他特別ノ事情アル所屬職員ヲシテ遲參又ハ早退セシムルコトヲ得

本屬長官ハ所屬職員ニ對シ七月二十一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ於テ事務ノ繁閑ヲ計リ二十日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得但シ事務ノ都合ニ依チ当該期間内ニ於テ休暇ヲ與フルコトヲ得サル場合ニ於テハ他ノ期間ニ於テ之ヲ與フルコトヲ妨ケス

現業其ノ他特別ノ事務ヲ所掌スル官廳ノ執務時間及休暇ニ付

テハ主務大臣別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年閣令第六号ハ之ヲ廢止ス

明治九年太政官達第二十七号中但書ヲ削ル

附 則（昭和二十三年一月一日）
總理府令第一号）

この總理府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十四年十月一日）
總理府令第二十一号）

1 この府令は、昭和二十四年十月二日から施行する。

2 官廳執務時間の夏期における特例を定める總理府令（昭和二十四年總理府令第十号）は、廢止する。

●政府職員の勤務時間に関する總理

廳令（昭和二十四年一月一日）
總理府令第一号）

政府職員の新給與實施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十九條第一項の規定による人事院規則一五〇に基き、政府職員の勤務時間に関する總理府令を次のように定める。

政府職員の勤務時間に関する總理府令

（昭和二十四、三第一四号）
（二四、一〇第三〇号改正）

●職員の勤務時間

（昭和二十四年一月一日）
人事院規則一五〇（昭和二十四年一月一日施行）

1 この府令は、昭和二十四年十月二日から施行する。

2 政府職員の夏期勤務時間の特例に関する總理府令（昭和二十四年總理府令第九号）は、廢止する。

附 則
この總理府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十四年十月一日）
總理府令第二十号）

1 政府職員の勤務時間は、休日を除き次の通りとし、日曜日は勤務を要しない日とする。

月曜日から金曜日まで

午前八時三十分から午後五時まで（北海道に在勤する政府職員については、午前九時から午後五時三十分まで）

但し、その間に三十分の休憩時間を置く。

土曜日

午前八時三十分から午後零時三十分まで（北海道に在勤する政府職員については、午前九時から午後一時まで）

2 現業その他特別の勤務に従事する政府職員は、勤務時間は、主務大臣が別に定めることができる。

職員勤務時間

- 1 この規則は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による権限に基き、昭和二十三年十二月十九日附内閣総理大臣連合閣最高司令官書簡に示された主旨に即應して発せられる緊急措置として制定するものである。この規則は、経済の速急な安定が我が國の現在の國民生活に絶対欠くことのできないものであることに鑑み、これに対し職員として必要な寄與をさせようとするものである。
- 2 政府職員の新給與実施に関する法律第三十五條に規定する場合を除き、職員の勤務時間は、一週間に於いて四十四時間とする。（昭和二十四年十月二日施行）
- 3 前項に定める勤務時間の割り振りについては、原則として土曜日の午後を勤務を要しない時間とするように、國會職員にあつては衆議院議長及び参議院議長が、裁判所職員にあつては最高裁判所が、会計検査院職員にあつては会計検査院が、人事院職員にあつては人事院が、その他の職員にあつては内閣総理大臣がそれぞれ定めるものとする。但し、土曜日の午後を勤務を要しない時間とすることが不適当な場合においては、その他の日においてこれに相当する勤務を要しない時間を設けるように定めることができる。

（昭和二十四年十月二日施行）

勤務を要しない時間

（昭和二十四年一月十五日
人事院規則一五―一（昭和
二十四年一月十五日施行）

- 勤務を要しない時間
- 1 規則中勤務を要しない時間、休憩時間及び勤務を要しない日とは、休日を除き、正規の勤務時間以外の時間をいう。職員は、これらの時間を自由に利用することができる。職員が勤務することを命ぜられた場合を除き、これらの時間に対しては、給與は支給されない。
 - 2 各機關の長は、できる限り、毎四時間の所定の勤務の後、少なくとも三十分の休憩時間又は勤務を要しない時間を置かなければならない。
 - 3 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十九條第三項の規定に従い、引き続き六日をこえる勤務日を定める場合においては、各機關の長は、引き続きいた勤務日六日につき一日の割合で、勤務を要しない日を設けなければならない。但し、引き続き二十四日をこえて勤務することを命じてはならない。

- 4 勤務条件の特殊性により、前二項の規定によるときは、能率を甚しく阻害し又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、各機關の長は、人事院の承認を経て、勤務を要しない時間につき別段の定をすることができる。

附 則

- 5 この規則は、昭和二十四年一月一日から適用する。

● 休息時間

（昭和二十四年一月十五日
人事院規則一五―二（昭和
二十四年一月十五日施行）

休息時間

- 1 休息時間は、正規の勤務時間に含まれ、これに対しては、給與を支給する。
- 2 各機關の長は、法律第六六條の規定に基くこの規則により、できる限り、所定の勤務時間の中に四時間につき十五分の休息時間を置かなければならない。
- 3 休息時間は、勤務時間の始め又は終りに置いてはならない。休息時間は、これを與えられなかつた場合において、繰りこされることがない。
- 4 勤務条件の特殊性により、前二項の規定によるときは、能率を甚しく阻害し又は職員の健康若しくは安全に有害な

第三編 第十二類 休息時間 職員団体の業務にもつばら従事するための職員の休暇

● 職員団体の業務にもつばら従事するための職員の休暇

（昭和二十四年五月九日
人事院規則一五―三（昭和
二十四年五月九日施行）

職員団体の業務にもつばら従事するための職員の休暇

- 1 所轄廳の長は、職員に対し、その申出により、公務に支障のない限り、法第九十八條に定める職員団体であつて人事院に登録したものの業務にその代表者又は役員としてもつばら従事するための休暇（以下「休暇」という。）を與えることができる。
- 2 休暇の期間は、一日を単位として、一年をこえない範囲内で定める。但し、休暇の期間が満了した場合には、所轄廳に長は、この規則の定めるところに従い、更に休暇を與えることができる。

- 3 職員は、この規則に基いて休暇を與えられた場合の外は、職員団体の業務にもつばら従事することができず、又この規則に基いて休暇を與えられた職員は、休暇の期間中は、職務に従事することができない。
- 4 職員は、休暇の期間中は、俸給、扶養手当、勤務地手当その他いかなる給與も支給されない。
- 5 職員は、休暇の期間中においても、法の規定に基いて行われる昇任試験を受けることができる。
- 6 次に掲げる場合においては、休暇は当然に終了するものとする。
 - 一 休暇の期間が満了したとき。
 - 二 休暇の期間の満了前においてその職員が所轄廳の長の許可を得て職に復歸したとき。
 - 三 その職員が休暇の許可條件に違反したとき。
 - 四 休暇を與えられた事由が消滅したとき。
- 7 職員は、休暇の期間中においてもその官職を保有し、休暇の終了とともにその職務に復歸する権利を有する。但し、休暇の終了とともに正当な事由がなくて職務に復歸しない職員は、これに当然に離職したものとみなし、又條件附任用期間中にこの規則による休暇を與えられた職員は、條件附任用に関する法の規定の適用を免れるものでない。

- 8 所轄廳の長は、休暇を與えたときは、すみやかに、その職員の官職、氏名、休暇中にその業務に従事する職員団体の名称及び休暇の期間を、書面をもつて、人事院に報告しなければならない。
- 9 人事院又は所轄廳の長は、この規定に違反した休暇を取り消すことができる。
- 10 この規則の規定は、人事院に登録されていない職員団体の業務にもつばら従事するための休暇について準用する。但し、この場合において、当該職員団体が昭和二十四年九月一日までに登録されないときは、休暇は、その日において当然に終了するものとする。(昭和二十四年六月三日施行)

●非常勤職員の勤務時間及び休暇

(昭和二十四年五月三十一日
人事院規則一五二四(昭和
二十四年五月三十一日施行)

- 1 非常勤職員の一週間の勤務時間は、常勤職員の一週間の勤務時間の四分の三をこえない範囲内において任命権者の任意に定めるところによる。
- 2 非常勤職員については、有給休暇は認めない。

●慰労休暇の実施について

(昭和二十二年五月二十七日
給 第 九 九 号)

部内一般長

今般部内職員に対し、左記による慰労休暇を附與せられることになつたら、各項了知の上、実施上遺憾のないように取計らわれない。命による。

- 一、適用範圍は、部内に在勤する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員及び雇員とする。但し、左の各号の一にあてはまるものを除く。
 - 1 俸給、給料又はこれに準ずる手当を受けない者。
 - 2 常態として、官廳執務時間又はこれと同程度の勤務に服しない者。
 - 3 六月未満の短期使役の目的で雇入れた臨時者であつて、特定の日給を受ける者。
- 二、慰労休暇は、毎会計年度を以て、一附與期間とする。
- 三、慰労休暇の附與日数は、左の各号による。
 - 1 毎年度の四月一日現在において、部内に在職している者については、二十日である。
 - 2 毎年度の四月二日以降において、部内に採用せられた者については、採用の月からその年度末までの月数に、

十二分の二十を乗じて得た日数(一日に満たない端数は、これを一日に満たしめる。)とする。
前項の月数の計算は、十五日未満は切捨て、十五日以上は、これを一月に切上げる。

- 四、慰労休暇は、その年度内に限つて有効とする。年度の途中に退職した者が、その年度内に再び採用せられたときは、前の在職期間に対する慰労休暇は無効である。
- 五、慰労休暇は、事務の繁閑及び本人の事情等を脱み合せた上、なるべく数回に分け、繰り合せて與えるものとする。事務の状況により、所屬長が、その年度の慰労休暇の附與日数を減じたときは、その減じた日数に相当する休日勤務をさせたものとみなす。
- 六、慰労休暇を受けた者は、あらかじめ所屬長に申し出で、その許可を受けなければならない。
- 七、所屬長は、別表様式の慰労休暇附與簿を備え付け、慰労休暇を許可したときは、これに記帳した上で、これを本人に確認させる。
- 八、本件による慰労休暇は、本年四月一日から実施する。
大正十一年閣令第六号第四項の規定による休暇は、本件慰労休暇の実施期間中は、これを実施しない。

（別表）

慰勞休暇附與簿

（昭和 年度）

.....局

氏名	採用年月日	官職	所課係	本年度所定附與日数			
				日	月	日	日
上官印	休暇日	使用日数	残日数	本人印	記	事	
月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	
月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	
月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	

備考 所定附與日数に対して加算日数あるときは、その事由及び日数を本欄に記載すること。

● 休暇日

（明治六年一月七日
大政官布告第二号）

自今休暇左ノ通被定候事（明治六、六第
二月一ヨリ三日迄）

一月一日ヨリ三日迄
十二月二十九日ヨリ三十一日迄

● 夏時刻法

（昭和二十三年四月二十八日
法律第二十九号）

夏時刻表

第一條 毎年、四月第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

第三編 第十二章 休暇日 夏時刻法 國民の祝日に関する法律

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

● 國民の祝日に関する法律

（昭和二十三年七月二十日
法律第七十八号）

國民の祝日に関する法律

第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條 「國民の祝日」を次のように定める。
元 日 一月一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月十五日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日 四月二十九日 天皇の誕生を祝う。

憲法記念日 五月三日 日本國憲法の施行を記念し、國の

成長を期する。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三條 「国民の祝日」は、休日とする。

附 則

1 この法律は、公布の日からこれを施行する。

2 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

● 国旗掲揚について (昭和二十三年十月二日 官秘庶第四五九七号)

部内 一般長

去る九月十四日付連合國軍總司令部から次の祝日における国旗掲揚を許可されたから了知されたい。なお、官秘庶第六一五号通達(二三、三、一七)は、これを廃止する。

元 日 (二月一日)

成人の日 (二月十五日)

春分の日 (春分日)

天皇誕生日 (四月二十九日)

憲法記念日 (五月三日)

こどもの日 (五月五日)

秋分の日 (秋分日)

文化の日 (十一月三日)

勤労感謝の日 (十一月二十三日)

● 国旗の掲揚について

(昭和二十四年一月二十五日 通秘第一一五号)

部内 一般長

去る一月六日附、連合軍司令部から本年一月一日以降国旗を國內において無制限に使用し掲揚することが正式に許可されたから、了知の上、「国民の祝日」ばかりでなく、その他適當な場合においても国旗を掲揚し、一層国旗敬愛の風習を興すよう配意されたい。命による。なお、右に言う「國內において」とは、領海を含まないのであるから、船舶(港湾等に碇泊中のものを除く)は、国旗を掲揚できないものであることに注意するとともに、「國內」であるか否かが不明瞭な場合には、当課へ照会の上、掲揚するよう留意されたい。

第四編 職

務

成長を期する。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三條 「国民の祝日」は、休日とする。

附 則

1 この法律は、公布の日からこれを施行する。

2 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

● 国旗掲揚について (昭和二十三年十月二日 官秘庶第四五九七号)

部内一般長

去る九月十四日付連合國軍總司令部から次の祝日における国旗掲揚を許可されたから了知されたい。なお、官秘庶第六一五号通達(二三、三、一七)は、これを廃止する。

元 日 (二月一日)

成人の日 (二月十五日)

春分の日 (春分日)

天皇誕生日 (四月二十九日)

憲法記念日 (五月三日)

こどもの日 (五月五日)

秋分の日 (秋分日)

文化の日 (十一月三日)

勤労感謝の日 (十一月二十三日)

● 国旗の掲揚について

(昭和二十四年二月二十五日 通 秘 第一一五号)

部内一般長

去る一月六日附、連合軍司令部から本年一月一日以降国旗を國內において無制限に使用し掲揚することが正式に許可されたから、了知の上、「国民の祝日」ばかりでなく、その他適當な場合においても国旗を掲揚し、一層国旗敬愛の風習を興すよう配慮されたい。命による。なお、右に言う「國內において」とは、領海を含まないのであるから、船舶(港湾等に碇泊中のものを除く)は、国旗を掲揚できないものであることに注意するとともに、「國內」であるか否かが不明瞭な場合には、当課へ照会の上、掲揚するよう留意されたい。

第四編 職

務

第四編 職務

第一類

第四編 職務

第一類 職務規程

● 郵政省職務規程

(昭和二十四年九月五日
公達第三十九号)

郵政部内一般

目次

- 第一章 総則(第一條—第六條)
- 第二章 内部部局の権限
 - 第一節 通則(第七條)
 - 第二節 各則(第八條—第十六條)
- 第三章 地方機関の権限
 - 第一節 通則(第十七條)
 - 第二節 各則(第十八條—第二十二條)
- 第四章 附属機関の権限
 - 第一節 通則(第二十三條)
 - 第二節 各則(第二十四條—第二十六條)
- 附則
- 第一章 総則

第四編 第一類 郵政省職務規程 目次 総則

第一條 郵政省の内部部局、地方機関及び附属機関の長は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この規程に定める権限を行使する。

第二條 この規程に定める権限で大臣名又は省名をもつて行使するものと、内部部局長名、地方機関長名若しくは附属機関長名又は内部部局名、地方機関名若しくは附属機関名をもつて行使するものとを区別については、成規定例に従つて誤りのないようにならなければならない。

2 前項の場合において、疑義のあるときは、あらかじめ上局の決裁を受けなければならない。

第三條 郵政省の内部部局、地方機関及び附属機関の長は、この規程に定める権限に属する事項であつても重要と認められるものは上局の決裁を受けなければならない。又、この規程に定める権限に属しない事項であつても軽微と認められるものは専決することができる。

第四條 郵政省の内部部局、地方機関及び附属機関の長は、この規程に定める権限に属する事項であつても、他の内部部局、地方機関又は附属機関の権限と関連するものについては、当該内部部局、地方機関又は附属機関の長と合議しなければならない。

2 前項の合議が整わないときは、直ちに上局の決裁を受け

なければならぬ。

第五條 郵政省の内部部局、地方機関及び附属機関の長は、この規程に定める権限に属する事項であつて軽微なものは、更にこれを部下の職員に委任することができる。

第六條 郵政省の内部部局、地方機関及び附属機関の長は、左に掲げる権限を行使する。

- 一 郵政省職員出張規程の定めるところにより、所部の職員に内地出張を命ずること。
- 二 別表第一に定める区分により、所部の職員の任命を行うこと。
- 三 別表第二に定める区分により、所部の職員の懲戒を行うこと。
- 四 所部の職員の表彰を行うこと。
- 五 所部の職員の訓告を行うこと。
- 六 所部の職員に超過勤務及び休日勤務を命ずること。
- 七 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）その他の關係法令の定めるところにより、所部の職員が正規の勤務をしないことについて特に承認を與え、その他服務に關する願届を処理すること。
- 八 大正十一年閣令第六号により、所部の職員に休暇を與えること。

九 郵政省職員及び電氣通信省職員訓練法（昭和二十三年法律第二八号）の定めるところにより、所部の職員を訓練すること。

十 健康診断の結果、要療養者又は要注意者と認定された所部の職員に対し、出勤停止を命じ、又はその他の措置をすること。

十一 主管の事務に關し、他の官廳その他部外の者と照會往復すること。

第二章 内部部局の権限

第一節 通 則

第七條 大臣官房部課長及び局長は、左に掲げる権限を行使する。

- 一 法令の解釈に關し、成例あるものに対する指令をすること。
- 二 公達以上の規定に触れない範囲で、主管の事務に關する式紙、帳簿、計表類及び印章の様式及び保存期間を定め、及び変更し、又は特別の様式及び帳簿の使用を承認すること。
- 三 公達以上の規定に触れない範囲で、主管の事務に關する業務取扱方法を定め、及び業務取扱方法の疑義について指令をすること。

四 圖書を購入し、出版し、又は圖書の寄贈を受けること。

第九條 官房人事部長は、総則及び通則に定めるものの外、

- 一 任命の報告を審査し、及び処理すること。
- 二 職員に対する他官廳及びその他より兼官並びに兼職を処理すること（一級官を除く。）。
- 三 國家公務員法第四條による職員の兼業を許可すること（三級官以下に限る。）。
- 四 懲戒処分等の報告を審査し、及び処理すること。
- 五 職員の勤務状況を監査し、及びその状況を人事院へ報告すること。
- 六 職員の履歴に關する願届を処理すること（大臣の任命する職員に限る。）。
- 七 職員の外國旅行券を請求し、及び還付すること。
- 八 あらかじめ定められた計画に基いてたてられた人件費の支出負担行為計画の資料を作成し、及び担当官別に示達すること。
- 九 あらかじめ定められた計画に基いて超過勤務手当及び特殊勤務手当の給與原資を本省内部部局、地方郵政監察局、地方郵政局及び職員訓練所へ示達すること。

- 四 主管の事務に關し、公達以下の解釈を決定すること。
- 五 法令、告示、及び公達の制定改廢に伴つて、關係告示又は公達中、部局名その他の名称を追加し、又は変更すること。
- 六 決裁を経た事項であつて告示又は公達を必要とするものを告示し又は公達すること。
- 七 地方郵政監察局又は地方郵政局の権限に属する事項であつて告示又は公達を必要とするものを告示し、又は公達すること。
- 八 主管の事務に關する事故（軽微なものに限る。）を処理すること。
- 九 前項の事故により発生した損害について賠償をし、及び賠償を受けること。
- 十 主管の事務に關する報告及び諸届を処理すること。

第二節 各 則

第八條 大臣官房文書課長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

- 一 公印を制定し、及び管理すること。
- 二 郵政公報を編集し、発行し、及び配布すること。
- 三 郵政法規類集及びその他の法令集を編集し、発行し、及び配布すること。

- 十 職員に貸與する宿舍を指定し、又は使用を許可すること。
 - 十一 職員に貸與する有料宿舍の使用料金を定めること。
 - 十二 職員団体の事務にもつばら従事するための職員の休暇に関する報告を監査し、及びその状況を人事院に報告すること。
 - 十三 委託研修生を定め、及びこれを派遣すること。
 - 十四 主管の事務に関し、統計資料を徴集すること。
 - 十五 東京通信病院の診療時間を定め、又は変更すること。
 - 十六 本省内部部局（貯金局及び簡易保険局を除く。）及び東京通信病院の職員の公務災害に対する補償を審査し、及び決定すること。
 - 十七 所部の職員の特殊勤務手当の受給資格者を定めるところ。
- 第十條** 大臣官房資材部長は、通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。
- 一 五百万円を超えない物品及び切手類を買入れること。
 - 二 百万円を超えない物品の生産、改造、又は修繕の契約をすること。
 - 三 貸借料月額十万円を超えない物品を借入れること。

- 四 十万円を超えない物品の賣拂その他の処分をすること。
 - 五 前四号の前限金額を超えるものであつて、その要否について決裁せられたものに対する契約を処理すること。
 - 六 労力の供給、運送又は保管の契約をすること。
 - 七 資材部所属の工場において、印刷し、又は物品を製作し、及び修繕すること。
 - 八 主管の事務に関する契約を解除し、並びに違約金、遅滞金及び弁償金の徴収を決定し、及び免除すること。
 - 九 違約金、遅滞金又は弁償金の徴収又は免除決定前、相当の担保を徴し既納物品代金の支拂をすること。
 - 十 物品の所属区分を組替えること。
 - 十一 過剰となつた物品及び切手類を受入れること。
 - 十二 物品及び切手類の出納科目を設けること。
 - 十三 指定生産資材の割当証明書及び輸送証明書の発行その他の物品調達に附帯する証明をすること。
- 第十一條** 大臣官房建築部長は通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。
- 一 五百万円を超えない不動産工事の新営又は修繕をすること。
 - 二 五百万円を超えない不動産を買入れること。

- 三 貸借料月額二万円を超えない不動産を借り入れること。
 - 四 台帳價格十万円を超えない不動産の賣拂その他の処分をすること。
 - 五 前四号の制限金額を超えるものであつて、その要否について決裁を経たものにする契約を締結すること。
 - 六 不動産に関する契約を解除し、並びに違約金、遅滞金及び弁償金の徴収を決定すること。
 - 七 遅滞金、違約金若しくは弁償金の徴収を決定し、又は免除決定前、相当の担保を徴し、又は徴しないで竣工申請負代金の支拂をすること。
 - 八 指名競争契約又は随意契約事項について会計検査院に通知すること。
 - 九 不動産の寄附を受理すること。
 - 十 國有不動産の所管換をすること。
 - 十一 部局長相互間における國有財産の所屬換を許可すること。
 - 十二 國有財産の貸付をすること。
 - 十三 省内における出火その他非常災害の場合において、臨機の処置をすること。
- 第十二條** 監察局長は、通則に定めるものの外、左に掲げる

- 権限を行使する。
- 一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故（輕微なるものを除く。）であつて著しく重大又は異例に屬するもの以外についての調査及び処理を命ずること。
 - 二 あらかじめ定められた計画に基づき、考査を実施せしめること。
 - 三 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故（輕微なるものを除く。）により発生した損害について賠償責任の有無を決定し、並びに賠償をし、及び賠償を受けること。
 - 四 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故（輕微なるものを除く。）により発生した損害について出納官吏及び出納員の弁償責任の有無を認定し、及び弁償せしめること。
 - 五 郵政監察官証票を発行すること。
 - 六 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、並びに公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。
 - 七 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。
- 第十三條** 郵務局長は、總則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

- 一 郵便局における郵便及び電気通信省から郵政省に委託された業務（以下「委託業務」という。）に従事する職員の設定の配置及び服務方法を定めること。
- 二 郵便局における郵便業務に属する渡切経費及び各種請負料に定めること。但し、一般改定の場合を除く。
- 三 臨時事務増加に伴い、郵便局における郵便及び委託業務に従事する臨時者の雇用を承認すること。
- 四 郵便局における郵便及び委託業務に関する特殊勤務手当の受給資格者を定めること。
- 五 郵便事業用自轉車の定数を定めること。
- 六 郵便事業の業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を前用して行う廣告業務についての契約をすること。
- 七 郵便事業用品の規格を定めること。
- 八 鉄道郵便車室乗車証その他身分を証明すべき証票を発行すること。
- 九 特殊通信日附印の一部地方における使用を決定すること。
- 十 郵便に関する條約又は約定等の規定に基く事項を万国郵便連合國際事務局又は外國郵政廳に通報すること。
- 十一 外國郵便規則（大正十年逓信省令第五十六号）によること。

- 十二 差出人に還付することができない外國小包の処分に関連し徴收不能料金の官損処分をすること。
 - 十三 万国郵便連合國際事務局及び外國郵政廳の通報に基く輕易な事項を告示し、又は公達すること。
 - 十四 郵便に関する條約又は條約等の規定に基き外國郵政廳と郵便物の取扱に関しとりきめをすること。
 - 十五 内外船舶及び航空機に臨時郵便物を搭載すること。
 - 十六 外國郵便交換局を指定し、及び変更すること。
 - 十七 外國発着閉袋小包の運送及びその取扱料金を決定すること。
 - 十八 外國郵便物繼越料、運送料等を精算すること。
 - 十九 引換濟國際返信切手券に対する貸借を精算すること。
 - 二十 郵便線路を開廢変更し、及び運送方法を変更すること。
 - 二十一 郵便物区分に関する規程を改正すること。
 - 二十二 郵便物の運送に関し、定例により運送契約を締結し、解除し及び変更すること。
 - 二十三 郵便物運送契約者に対し違約金及び弁償金を決定すること。
 - 二十四 郵便特別主管局を指定し、その受持区域を変更し又は各主管局相互間の郵便の送受方法を指定すること。
 - 二十五 普通郵便局の局名を改称すること。
 - 二十六 郵便物の集配事務を開廢すること。
 - 二十七 郵便局舎の増築、改築その他改善に関する順位を定めること。
 - 二十八 主管の事務に関し、周知宣傳をすること。
- 第十四條** 貯金局長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。
- 一 為替貯金に関し、予算決算及び會計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第六十六條の検査員、同第七十七條の立会官吏、同第二十六條の計算書作成官吏を命ずること。
 - 二 為替貯金に関し、出納官吏に対する検査書を処理すること。
 - 三 為替貯金に属する職員の設定及び服務方法を定めること。
 - 四 郵便貯金奨励につき、部内外者を報償すること。
 - 五 郵便局における為替貯金に属する渡切経費の額を定めること。

- 六 臨時事務増加に伴い、地方貯金局及び郵便局における為替貯金業務に従事する臨時者の雇用を承認すること。
- 七 地方貯金局職員の厚生、安全、保健及び体育上必要な施設に関し、計画をたて、及び実施すること。
- 八 為替貯金事業に属する職員の特種勤務手当の受給資格者を定めること。
- 九 為替貯金事業用自轉車の定数を定めること。
- 十 為替貯金事業の業務施設及び業務用品を利用して行う廣告業務について契約をすること。
- 十一 地方貯金局の分室を開廢すること。
- 十二 為替貯金事業用物品の規格を定めること。
- 十三 郵便振替貯金の加入者を除名すること。
- 十四 郵便局及び簡易郵便局の為替貯金の記号及び局番号を定めること。
- 十五 外國為替及び外國振替に関し、万国郵便連合國際事務局及び外國郵政廳の通報に基く輕易な事項を告示又は公達すること。
- 十六 外國為替及び外國振替に関する條約約定の規定に基く事項を通報すること。
- 十七 事故に係る為替貯金の成立又は取消を決定すること。

- 十八 郵送途中亡失の保管証券に対し、代り証券の交付、又はこれに代るべき現金賠償を決定すること。
 - 十九 公金に関する郵便振替貯金の取扱を認可すること。
 - 二十 債券に関する郵便振替貯金の取扱を認可すること。
 - 二十一 郵便局を手形交換に参加させること。
 - 二十二 小切手を以てする郵便振替貯金の拂込を取扱う郵便局を指定すること。
 - 二十三 各願歳入金及び歳出金の取りまとめ局を指定すること。
 - 二十四 主管の事務に関し、周知宣傳をすること。
 - 二十五 主管の事務に関し、部外者に対し、二万円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。
- 第十五條** 簡易保険局長は、総則及び通則に定めあるもの外、左に掲げる権限を行使する。
- 一 保険年金に関し、予算決算及び会計令第十六條の検査員、同第十七條の立会官吏、及び同第二十六條の計算書作成官吏を命ずること。
 - 二 保険年金に関し、出納官吏に対する検査書を処理すること。
 - 三 保険年金に属する定員の配置及び勤務方法を定めること。

- 十六 保険年金の積立金の貸付の処理をすること。
 - 十七 保険年金の積立金貸付に対する担保物件又は保証人の変更若しくは解除をすること。
 - 十八 保険年金の積立金を貸付けた事業の事業計画の変更を承認すること。
 - 十九 保険年金積立金の貸付金に対する融通条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更を承認すること。
 - 二十 保険年金の積立金の貸付金に関し、質権又は抵当権を実行し、又は強制執行の申立をすること。
 - 二十一 保険年金の積立金の貸付金の期限前償還請求をすること。
 - 二十二 簡易保険の被保険者に対し、必要な保健施設を設置し、及び管理をすること。
 - 二十三 簡易保険及び郵便年金に関する郵便切手収入の代り金の拂込を決定すること。
 - 二十四 特定郵便局の契約雜費を定め、及び増減をすること。
 - 二十五 主管の事務に関し、周知宣傳をすること。
 - 二十六 主管の事務に関し、部外者に対し、二万円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。
- 第十六條** 経理局長は、総則及び通則に定めるものの外、左

- 四 保険年金奨励につき、部内外者を報償すること。
- 五 郵便局における保険金に属する渡切経費の額を定めること。
- 六 臨時事務増加に伴い、地方簡易保険及び郵便局における保険年金業務に従事する臨時者の雇用を承認すること。
- 七 地方簡易保険職員の厚生、安全、保健及び体育上必要な施設に関し、計画をたて、及び実施すること。
- 八 保険年金事業に属する職員の特殊勤務手当の受給資格者を定めること。
- 九 保険年金事業用自轉車の定数を定めること。
- 十 保険年金事業の事務施設及び業務用品を利用して行う廣告業務について契約をすること。
- 十一 地方簡易保険局の分室を開廃すること。
- 十二 保険年金専用用品の規格を定めること。
- 十三 保険年金の種立金運用計算書を会計検査院に提出すること。
- 十四 保険年金の種立金で、有價証券の購入又は引受の処理をすること。
- 十五 保険年金の種立金で、保有する有價証券の賣却の処理をすること。

- に掲げる権限を行使する。
- 一 会計及び財政的性質を有する損害賠償に関する賠償額を決定し、並びに賠償をし、及び賠償を受けること。
 - 二 納人が無資力のため一時に收納し難い歳入金を貸付金に編入の処理をすること。
 - 三 現金欠損の補てんを決定又は要求すること。
 - 四 内國旅費を特定すること。
 - 五 郵政省の外國旅費規程第五條の支度料、移轉料の支給額を決定すること。
 - 六 予算決算及び会計令第十六條の検査員、同第十七條の立会官吏及び同第二十六條の計算書調製官吏を命ずること(為替貯金及び保険年金に関するものを除く)。
 - 七 歳入歳出科目及び事業計画書の事項別区分を設定、変更又は廃止すること。
 - 八 支出負担行為計画を令達すること。
 - 九 支出負担行為計画表、支拂計画表、支出負担行為済額報告書、支出負担行為総報告書、支拂予定総表及び支出負担行為計画変更承認要求書を作成し、大蔵大臣に送付すること。
 - 十 支拂計画を令達すること。
 - 十一 出納官吏に対する檢定書を処理すること。

- 十二 小切手の償還請求を処理すること。
- 十三 出納官吏に対し予託金の振替命令及び同通知を發すること。
- 十四 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十六條に基く予備費使用決定通知書を大藏大臣及び会計検査院に送付すること。
- 十五 余裕金を大藏省預金部預金に拂込み又は拂もどすこと。
- 十六 國庫金出納報告を大藏大臣に送付すること。
- 十七 会計検査院より出納官吏に交付する認可状を処理すること。
- 十八 総合計表、高試算表を作成し、大藏大臣に送付すること。
- 十九 過年度に属する経費の支出を承認すること。
- 二十 共通事業に属する定員の配置及び服務方法を定めること。
- 二十一 臨時事務の増加に伴い、郵便局における共通事務に従事する臨時者の雇用を承認すること。
- 二十二 共通事業に属する職員の特種勤務手当（但し、珠算による計算事務に限る。）の受給資格者を定めること。
- 二十三 共通事業用自動車の定数を定めること。

- 二十四 会計及び財務に関する總計を作成し、頒布し、又は刊行すること。
 - 二十五 主管の事務に關し、部外者に対し、二万円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。
- 第三章 地方機関の権限**
- 第一節 通 則**
- 第十七條** 地方郵政監察局長、地方郵政局長、地方貯金局長、地方簡易保険局長及び郵便局長は、左に掲げる権限を行使する。
- 一 当該局の公印を制定し、及び管理すること。
 - 二 所掌事務に關し、上局の定める業務取扱方法の範囲内で、業務取扱方法を定めること。
 - 三 所掌事務に關する申告で、成例あるものを処理すること。
 - 四 所掌事務に關する軽微な事故で、成例あるものを処理すること。
 - 五 所掌事務に關する周知宣傳を行うこと。
 - 六 公達以上の規定に触れない範囲で、所掌事務に關する式紙、帳簿、計表類及び印章の様式及び保存期間を定め、及び変更し、又は特別の様式及び帳簿の使用を承認すること。

第十八條 地方郵政監察局長は、總則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

- 一 局報を編集し、發行し、及び配布すること。
 - 二 所掌事務に關し、部外者に対し、二万円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。
 - 三 犯罪、非違及び事故（軽微なものを除く。）であつて著しく重大又は異例に属するもの以外についての調査及び処理を命ずること。
 - 四 あらかじめ定められた計画に基き、実施せしめること。
 - 五 犯罪、非違及び事故（軽微なものを除く。）により発生した損害について賠償責任の有無を決定し、並びに賠償をし、及び賠償を受けること。
 - 六 犯罪、非違及び事故（軽微なものを除く。）により発生した損害について出納員の弁償責任の有無を認定し、及び弁償せしめること。
 - 七 あらかじめ定められた計画に基き世論を、収集し、及び調査し、並びに公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。
- 第十九條** 地方郵政局長は、總則及び通則に掲げるものの外、左に掲げる権限を行使する。

- 一 局報を編集し、發行し、及び配布すること。
- 二 所掌事務に關し、部外者に対し、二万円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。
- 三 管内所在の郵便局、病院、診療所及び療養所の職員の定員配置に關すること（東京通信病院を除く。）。
- 四 管内所在の病院、診療所及び療養所の診療時間を定め、又は変更すること（東京通信病院を除く。）。
- 五 管内所在の病院、診療所及び療養所を維持運営すること（東京通信病院を除く。）。
- 六 管内所在の地方機関及び附屬機関の職員に貸與する宿舍の使用を許可すること（官房人事部長の許可するものを除く。）。
- 七 管内所在の地方機関及び附屬機関の職員の公務災害に對する補償を審査し、及び決定すること（地方貯金局、地方簡易保険局及び東京通信病院を除く。）。
- 八 部下職員を管轄区域内に駐在させること。
- 九 貸借料月額十万円を超えない物品を借り入れること。
- 十 十万円を超えない物品の賣拂いその他の処分をすること。
- 十一 契約を解除し、違約金、遅滞金及び弁償金の徴收を決定し、及び免除すること。

- 十二 違約金、滞滞金、及び弁償金の徴収又は免除決定前相当の担保を徴し、既納物品代金の支拂をすること。
- 十三 物品及び労力の寄附を受理すること。
- 十四 郵便局における物品の標準在庫量を設定し、及び変更すること。
- 十五 物品の配給標準を設定し、及び変更すること。
- 十六 郵便局における物品の調達範囲を指定すること。
- 十七 統制物資の需要及び割当配給量を決定すること。
- 十八 物品を展覧会その他事業周知宣傳のため出品すること。
- 十九 郵便切手類及び収入印紙配給局並びに同配給区域を指定し、及び変更すること。但し、区内を通じ定員に増加を要する場合を除く。
- 二十 天災地変等により緊急の処置を要する場合郵便送達上機宜の緊急措置を講ずること。
- 二十一 郵便物運送契約又は運送要求（本省所管のものを除く。）違背処分に関すること。
- 二十二 通常道路郵便線路を開廃し、及び変更すること。但し、専用自動車による通常道路郵便線路の開廃変更（発着時刻の変更を除く。）を除く。
- 二十三 通常道路郵便線路における送荷量を特定すること。

- 二十四 三等水路郵便線路を開廃し、及び変更すること。
- 二十五 一、二等水路郵便線路の発着時刻（郵便物積載船便のみに限る。）を変更すること。
- 二十六 索道郵便線路を開廃し、及び変更すること。
- 二十七 鉄道郵便線路（郵便物区分規程別表）を開廃し、及び変更すること。
- 二十八 以上の地方郵政局区内にまたがるものを除く。
- 二十九 鉄道郵便線路における託送便（区内にまたがるものを除く。）を開廃し、及び変更すること。
- 三十 鉄道郵便線路の発着時刻（別に指定する線路において郵便車連結列車を変更しないもの。）を変更すること。
- 三十一 通常道路及び水路郵便線路における臨時運送便を開設すること。但し、開設期間は引続き十日以上にわたることは出来ない。
- 三十二 受渡局（地方郵政局長専決以外の郵便線路に）受渡便

- 又は受渡方法を開廃し、及び変更すること。
- 三十三 鉄道郵便係員事務室及び駅構内の郵便保管室を開廃し、及び移轉すること。
- 三十四 各鹽蔵入金又は歳出金受拂時期において資金又は過超金運送のために郵便線路の開設、増便をなし又は事務員を増加すべき運送便を指定すること。
- 三十五 郵便集配所、郵便集配休息所及び郵便運送休息所を開廃し、及び郵便交換所を開廃移轉すること。
- 三十六 郵便区画及び市内外区画を変更すること。
- 三十七 集配区画を変更すること。但し、配置定員に異動をきたす者に限る。
- 三十八 受負集配を施行し又は廃止すること。
- 三十九 郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第八十五條の適用地を指定又は削除すること。
- 四十 本省の定める基準に従い、郵便集配度数を決定し、及び変更すること。
- 四十一 特定郵便局の移轉を許可すること。
- 四十二 郵便局の分室を開廃すること。但し、その所要物品が損益勘定に属する物品を以て処分できるものに限る。
- 四十三 毎年一定の期間を限り開設する特定郵便局の開設

- 期間を変更すること。
- 四十四 特定郵便局の名称を改めること。
- 四十五 決定済みの局所又は事務の開廃及び局所移轉の施行期日を定めること。
- 四十六 簡易郵便局を設置する場所を定めること。
- 四十七 簡易郵便局の名称を定めること。
- 四十八 特定郵便局を一時閉鎖すること。
- 四十九 非常災害その他やむを得ない場合において、期間及び郵便局を指定して窓口取扱時間を変更すること。
- 五十 郵袋普通主管局を開廃変更すること。
- 五十一 非常災害その他やむを得ない場合において期間及び郵便局を指定して為替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止すること。
- 五十二 資金又は過超金の受授に関し、銀行と契約をすること。
- 五十三 再度通帳請求を対する料金免除方を決定すること。
- 五十四 為替貯金の非常拂の取扱を開廃すること。
- 五十五 公共団体に対し簡易生命保険積立金及び郵便年金積立金の貸付の処理をすること。
- 五十六 積立金貸付に係る債権の確保をすること。

五十七 亡失損の物品及び切手類の弁償を命ずること。
五十八 予算決算及び会計令第百十六條の検査員、同第百十七條の立会官吏及び同第百二十六條の計算書調製官吏を命ずること。

五十九 出納官吏及び出納員に対する檢定書を処理すること。

六十 非常災害その他事務の繁忙時において臨時炊出料を支出すること。

六十一 既達予算の範囲内において、主管の事務の臨時増加による定員外臨時者の使役を承認すること。

六十二 特定郵便局長に対し渡切経費を減額すること。

六十三 業務施設及び業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要なものを利用して行う廣告業務について契約すること。

第二十條 地方貯金局長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

一 所掌事務に關し、部外者に対し五千円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。

二 一廉一万五千円以内の修繕工事をすること。

三 郵便振替貯金の通常現金拂の制限額の引上げを承認すること。

四 特殊振替貯金の口座所管變更の申請を承認すること。

五 原簿所管の過誤に基く貯金没入金を復活すること。

第二十一條 地方簡易保険局長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

一 所掌事務に關し、部外者に対し、五千円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。

二 一廉三万円以下の工事をすること。

三 巡回健康相談を実施すること。

第二十二條 郵便局長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

一 所掌事務に關し、部外者に対し、三千円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。

二 郵便差出箱を設置し、廃止し、及び設置場所を變更すること。

三 郵便私書函を設置すること。

四 郵便集配所、郵便集配休息所及び郵便運送休息所を移轉すること。

五 郵便局の臨時出張所を開張すること。

六 郵便集配区画を變更すること。但し、配置定員に異動をきたさないものに限る。

七 郵便集配時刻及び集配定日を決定すること。
八 外國通常郵便料金の還付を決定すること（特定郵便局長を除く。）

第四章 附屬機關の権限

第一節 通 則

第二十三條 博物館長、病院長、診療所長、療養所長及び職員訓練所長は、左に掲げる権限を行使する。

一 当該局所の公印を制定し、及び管理すること。

二 公達以上の規定に触れない範囲で、主管の事務に關する式紙、帳簿、計表類及び印章の横式及び保存期間を定め、及び變更し、又は特別の式紙及び帳簿の使用を承認すること。

三 主管の事務に關する軽易な申告を処理すること。

四 公達以上の規定に触れない範囲で、主管の事務に關する業務取扱方法を定めること。

五 主管の事務に關し、周知すること。

第二節 各 則

第二十四條 博物館長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

一 観覽時間を定め、又は變更し、及び臨時に閉館又は閉館すること。

二 通信事業に關する参考品を受諾し、寄附を受理し、又は貸出を許可すること。
三 事業参考資料及び原材料を整備すること。
四 通信事業に關する啓発普及のため、博覽会、展覽会、講演会、講習会等を開催し、及び博覽会、展覽会等に出品すること。
五 通信事業に關する啓発普及のため、印刷物を刊行し、及び配布すること。

第二十五條 病院長は、総則及び通則に掲げるものの外、左に掲げる権限を行使する。

一 医療職員に対する他官廳その他部外よりの講義、指導等の依頼の受諾を許可すること。

二 部外者に対し、三千円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。

三 患者の入退院の許可をすること。

四 賃借料月額一万円を超えない物件の借入をすること（東京通信病院に限る。）

五 勞力供給、運送及び保管の契約を処理すること（東京通信病院に限る。）

六 一万円以下の修繕工事の契約をすること（東京通信病院に限る。）

第二十六條 職員訓練所長は、総則及び通則に定めるものの外、左に掲げる権限を行使する。

- 一 訓練時間を定め、又は変更すること。
- 二 研修生に対し、郵政省職員出張規程の定めるところにより、内地出張を命ずること。
- 三 訓練期間中、研修生の服務について指揮監督すること。
- 四 研修生に対し、成績又は健康が悪く成業の見込のない場合退所を命ずること。
- 五 部外者に対し、三千円以下の謝礼金又は慰籍金を贈與すること。

附 則

この公達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

別表第一 任命権委任区分

委任する職員	委任する権限
一 六級職以下の三級官、雇員、二級官同格以下の非常勤職員の任命	地方郵政監察局の三級官に対し、郵政監察官を命じ、及び免ずること（監察局長に限る。）
二 二級官及び七級職以上の三級官の配置（課長を除く。）	
三 管内所在の診療所及び療養所における九級職以下六級職以上の三級官（配置は薬局長以上に限る。）及び二級並びに三級官同格の非常勤職員の任命	

大臣官房部課長 本省局長	地方郵政監察局 長
<ol style="list-style-type: none"> 四 地方貯金局の九級及び八級職たる三級官（課長を除く。）の任命（貯金局長に限る。） 五 地方貯金局の課長を除く二級官の配置（同前） 六 地方簡易保険局の九級及び八級職たる三級官（課長を除く。）の任命（簡易保険局長に限る。） 七 地方簡易保険局の課長を除く二級官の配置（同前） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 九級職以下の三級官、雇員及び二級官同格以下の非常勤職員の任命（課長以上を除く。） 二 二級官の配置（課長以上を除く。） 三 二級官の昇給 四 郵政監察官の勤務地指定

地方郵政局長

- 五 管内所在の病院における医療系統の九級職以下の三級官、その他の七級職以下の三級官及び雇員の本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職（東京逓信病院を除く。）
- 六 管内所在の診療所及び療養所における九級職以下六級職以上の三級官（配置は薬局長以上に限る。）及び二級並びに三級官同格の非常勤職員の任命
- 七 管内所在の診療所及び療養所における五級職以下の三級官及び雇員の本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職
- 八 管内所在の診療所及び療養所における二級官の配置（所長を除く。）
- 九 管内所在の郵便局における九級職以下六級職以上の三級官（配置は主事以上に限る。）及び二級並びに三級官同格の非常勤職員の任命
- 十 管内所在の郵便局における五級職以下の三級官及び雇員の本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職
- 十一 管内所在の郵便局における二級官の配置（別表第三に掲げる郵便局の課長以上を除く。）

地方貯金局長 地方簡易保険局長	郵便局長 （特定郵便局長を除く。）	博物館長
<ol style="list-style-type: none"> 一 七級職以下の三級官及び雇員の任命（本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職を除く。） 二 二級官同格以下の非常勤職員の任命 三 八級職以上の三級官の配置（課長以上を除く。） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 五級職以下の三級官及び雇員の任命（本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職を除く。） 二 雇員同格の非常勤職員の任命 三 六級職以上の三級官の配置（主事以上を除く。） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 七級職以下の三級官、雇員及び二級官同格以下の非常勤職員の任命

病院長	一 二級官及び八級職以下の三級官の配置 二 二級官、医療系統に属する十級職以上の三級官及びその他の八級職以上の三級官の配置（薬局長以上を除く。） 三 二級官、医療系統に属する十級職以上の三級官及びその他の八級職以上の三級官の配置（薬局長以上を除く。）
診療所長 療養所長	一 五級職以下の三級官及び雇員の任命（本人の意に反する轉勤、配置、休職及び免職を除く。） 二 雇員扱いの非常勤職員への任命 三 六級職以上の三級官の配置（薬局長以上を除く。）
職員訓練所長	一 九級職以下の三級官、雇員及び二級官同格以下の非常勤職員への任命 二 二級官及び十級職以上の三級官の配置（課長を除く。）

別表第二 懲戒権委任区分

委任する職員	委任する権限
大臣官房部長	一 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分

本省局長	一 二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 三 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分
地方郵政監督局長	一 二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 三 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分
地方郵政局長	一 二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 三 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分 四 管内所在の診療所及び療養所における二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 五 管内所在の診療所及び療養所における三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 六 管内所在の診療所及び療養所における雇員に対する停職、減給及び戒告の処分 七 管内所在の郵便局における二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 八 管内所在の普通郵便局における三級官たる郵便局長に対する戒告の処分 九 管内所在の特定郵便局の職員に対する減給及び戒告の処分（雇員については停職の処分）

別表第三

地方貯金局長 地方簡易保険局長	一 二級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 三級官及び同待遇者に対する減給及び戒告の処分 三 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分
郵便局長 (特定郵便局を除く)	一 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分
博物館長 職員訓練所長	一 三級官及び同待遇者に対する戒告の処分 二 雇員に対する停職、減給及び戒告の処分

第四編 第一類 郵政省職務規程 別表

五三三

一、郵便局長	(1) 東京郵政局管内 東京中央、東京鉄道、神田、麹町、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、赤坂、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、品川、大崎、目黒、大森、田園調布、蒲田、世田谷、千歳、澁谷、代々木、中野、杉並、荻窪、豊島、落合、長崎、荒川、王子、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川、小岩、八王子、立川、武蔵野、横浜、鶴見、神奈川、横浜中、横須賀、川崎、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、厚木、浦和、川越、熊谷、川口、大宮、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、千葉、銚子、市川、船橋、館山、水戸、土浦、宇都宮、足利、栃木、佐野、日光、甲府
(2) 長野郵政局管内	長野、長野鉄道、松本、上田、岡谷、飯田、新潟、新潟鉄道、長岡、高田、三条、柏崎、直江津
(3) 名古屋郵政局管内	名古屋中央、名古屋鉄道、千種、名古屋東、中村、名古屋中、昭和、熱田、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田、津、四日市、山田、松阪、桑名、富田、上野、静岡、浜松、沼津、清水、熱海、三島、岐阜、大垣、高山、多治見
(4) 金沢郵政局管内	金沢、金沢鉄道、七尾、小松、福井、敦賀、武生、富山、高岡
(5) 大阪郵政局管内	大阪中央、大阪鉄道、都島、大阪東、大阪西、阿部野、大正、大阪港、天王寺、東淀川、西淀川、大阪福島、東成、西成、生野、大阪城東、住吉、東住吉、岸和田、堺、豊中、布施、吹田、浜寺、泉大津、八尾、守口、京都中央、西陣、上京、中京、左京、伏見、福知山、東舞鶴、神戸中央、灘、長田、須磨、垂水、姫路、尼崎、明石、西宮、洲本、飾磨、芦屋、伊丹、加古川、豊岡、柏原、御影、奈良、大津、彦根、長浜、和歌山、新宮、海南、田辺
(6) 廣島郵政局管内	

第三編 第一類 郵政省職務規程 別表

<p>廣島、廣島鉄道、廣島駅前、宇品、吳、尾道、福山、廣、鳥取、米子、米子鉄道、松江、浜田、出雲、岡山、倉敷、津山、山口、下関、宇部、萩、徳山、防府</p> <p>(7) 松山郵政局管内 松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、徳島、高松、高松鉄道、丸亀、坂出、高知</p> <p>(8) 熊本郵政局管内 熊本、熊本鉄道、熊本坪井、八代、長崎、長崎本博多、佐世保、諫早、福岡、博多、久留米、門司、門司駅前、大牟田、小倉、若松、八幡、戸畑、直方、飯塚、大分、別府、中津、佐伯、佐賀、唐津、宮崎、都城、延岡、鹿児島、鹿屋</p> <p>(9) 仙台郵政局管内 仙台、仙台鉄道、石巻、塩釜、福島、会津若松、郡山、平、盛岡、釜石、一関、青森、青森鉄道、弘前、八戸、山形、米沢、鶴岡、酒田、秋田、横手</p> <p>(10) 札幌郵政局管内 札幌、札幌鉄道、函館、小樽、旭川、旭川鉄道、室蘭、釧路、帯広、岩見沢、滝川、稚内、北見、根室</p>	<p>二、郵便局長</p> <p>(1) 東京郵政局管内 東京中央</p> <p>(2) 大阪郵政局管内 大阪中央</p>
--	---

第二類 出張

●郵政省職員出張規程

(昭和二十四年七月十九日
公達 第二十二号)

郵政部内一般

- 郵政省職員出張規程
- 第一條** 郵政省職員の出張は、別に定めるものの外、この規定の定めるところによる。
- 第二條** 郵政省職員の出張は、左に掲げる区分による。
- 一 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号、以下法という。）第七條第一号による事務のため及び第七條第三号による考査のための出張（以下監察出張と称する。）
- 二 法第七條第三号による調査（本條第五号及び第六号に属するものを除く。）のための出張（以下調査出張と称する。）
- 三 法第十一條第十三号による会計監査のための出張（以下監査出張と称する。）
- 四 前三号に属しない各部局所管業務のため、現地における。

第四編 第二類 郵政省職員出張規程

三、郵便局の課長

<p>(1) 東京郵政局管内 東京中央庶務、同会計、同普通郵便、同特殊郵便、同小包郵便、同外国郵便、同集配、同貯金、同保険、東京鉄道監査、下谷郵便、横浜外国郵便、同管理、千葉管理、水戸管理</p> <p>(2) 長野郵政局管内 新潟管理</p> <p>(3) 名古屋郵政局管内 名古屋中央郵便、同貯金、同保険、津管理、静岡管理、岐阜管理</p> <p>(4) 大阪郵政局管内 大阪中央庶務、同会計、同普通郵便、同特殊郵便、同小包郵便、同外国郵便、同貯金、同保険、大阪鉄道監査、京都中央管理、同通常郵便、同貯金、同保険、神戸中央庶務、同通常郵便、同貯金、同保険、同外国郵便、同管理</p> <p>(5) 廣島郵政局管内 松江管理、岡山管理、山口管理、下関外国郵便</p> <p>(6) 松山郵政局管内 高知管理</p> <p>(7) 熊本郵政局管内 長崎外国郵便、同管理、博多郵便、同外国郵便、鹿児島管理</p> <p>(8) 仙台郵政局管内 福島管理、青森管理</p>
--

- る措置又は連絡、若しくは指導の必要がある場合及び会議又は行事に出席するための出張（以下業務出張と称する。）
- 五 法第七條第三号による調査のうち、特殊の技術ないし特殊の専門知識を必要とする調査のための出張（以下技術出張と称する。）
- 六 法第七條第三号による調査のうち、当分の間、郵政監察官と関係部局とが共同して行う調査のための出張（以下共同出張と称する。）
- 第三條** 監察出張は、郵政監察官がこれを行う。
- 第四條** 調査出張は、郵政監察官が行うものとし、その範囲は別表第一による。
- 第五條** 監査出張は、経理部局において会計監査事務に従う職員がこれを行う。
- 第六條** 業務出張は、当該部局職員がこれを行う。
- 第七條** 技術出張は、当該部局の特殊の技術ないし特殊の専門知識を有する職員が行うものとし、その範囲は別表第二による。
- 第八條** 共同出張は、郵政監察官及び関係部局の職員が共同して行うものとし、その範囲は別表第三による。出張計画その他については、その都度関係部局長において協議して

定めるものとする。

第九條 第七條の別表第二第一項第十二号及び第二項第四号の適用につき疑義ある場合においては、大臣の裁決によるものとする。第八條の協議がとれない場合においても、また同様とする。

第十條 法第二十六條による大臣の事前承認に関する取扱手続は別に定める。

附 則

- 1 この公達は、昭和二十四年六月一日から適用する。
 - 2 第十條にもとづく取扱手続が定められるまでは、従前の手続による所屬の長の承認をもつて、大臣の承認があつたものとみなす。
- 別表第一
- 一 郵政業務上の制度の設定、改正、及び廃止に關し、調査すること。
 - 二 郵政業務の法律、規則及び取扱手続の制定及び改正に關し調査すること。
 - 三 執務時間及び事務の範囲に關し、調査すること。
 - 四 郵便切手及び収入印紙の配給及び販賣に關し、調査すること。
 - 五 郵便局、地方貯金局、地方簡易保険局その他地方郵政機關

- 六 郵便物の配達業務の設置、改正及び廃止並びに郵便物の集配度数に關し、調査すること。
- 七 郵便運送線路の新設、廃止及び変更に關し、調査すること。
- 八 郵便物運送契約に關し、調査すること。
- 九 職員の定員の割当及び効率並びに職務規程に關し、調査すること。
- 十 郵政職員の任免に關し、調査すること。
- 十一 特定郵便局長の候補者に關し、調査すること。
- 十二 職員の免職、減俸及びその他の懲戒処分に関し、調査すること。
- 十三 特定局制度及び特定郵便局長協会に關し、調査すること。
- 十四 郵政職員の厚生及び保健に關し、調査すること。
- 十五 郵便局の位置並びに宿舍及び設備の当否に關し、調査すること。
- 十六 政府資金の保護及び輸送に關し、調査すること。
- 十七 窓口業務の当否に關し、調査すること。
- 十八 職員組合、労働関係及び職員組合運動に關する問題を調査すること。

十九 博物館に対する参考資料の入手に關し、調査すること。

二十 職務分析に關し、調査すること。

二十一 (A) 作業能率測定の基準(回給與の基準及び(回)予算に用いる單價の設定の研究に關し、調査すること。

二十二 式紙、會計帳簿、備品、設備等の品質、規模及び用途に關し、調査すること。

二十三 全職員に付與される給與に關し、調査すること。

二十四 保険年金契約の解除に対する防止策に關し、調査すること。

二十五 掠奪の事故を防止するため、郵便局における保険料の徴收に關して調査すること。

二十六 その他前各号に準ずるもの。

別表第二

一 特殊の技術ないし特殊の専門知識を必要とする左記の調査であつて、郵政監察官の中にこれらの技術ないし専門的知識を有する者を求め難い場合

- (1) 通信地図の調製に必要な実測調査
- (2) 各種器機具類及び郵便用船車等の調整又は修繕等についての技術的調査
- (3) 医務機關及び保健施設についての医学的調査

(4) 通信作業の疲労測定等についての医務的調査

(5) 建築部局においてなされる

(A) 地水質、湿度、地況、電燈、瓦斯照明、上下水道、敷地等の測定及び測量調査

(B) 土地、建物等の價格評價の技術的調査

(C) 工事費の積算及び工期決定のための資材状況、輸送、

(6) 郵便切手の図案作成のための調査

(7) 自轉車保守業者の契約履行に關する専門技術的調査

(8) 重要資材の調達において競走入札のための業者の実態調査

(9) 建築請負業者の資力、工事能力、信用の状況等の調査

(10) 建築資材購入に伴う技術調査

(11) 保険事業のための地域的、臨時的、数理統計に關する技術的調査

(12) その他前各号に準ずるもの

二 特殊な専門的知識を必要とする部外関係につき、左記の調査を行う場合

- (1) 民間類似業務の実態調査
- (2) 簡易保険及び郵便年金の運用に關連する地方財政及び

地方金融経済に関する調査

(3) 簡易保険及び郵便年金積立金の投資先の財政又は経理状況調査

(4) その他前各号に準ずるもの別表第三

全體的又は相当大規模に左記の調査を行う場合

- 一 職務の分析調査
- 二 作業能率の基準設定のための調査
- 三 集配区画、集配度数、通送線路及び郵便物区分取扱の基準設定のための調査
- 四 給與基準設定のための調査
- 五 渡切費の使用基準設定のための調査
- 六 予算単金設定のための調査
- 七 支出負担行為計画額の適否に関する調査
- 八 職員組合に関する調査

●郵政省職員出張規程第二條第二号及び第六号の規定に基づく実地調査について (昭和二十四年八月十日) (郵文一四八号)

部内一般長

郵政省職員出張規程第二條第二号及び第六号の規定に基づく実地調査について

郵政省職員出張規程第二條第二号(調査出張)及び第六号(共同出張)の規定に基づいて実施する実地調査については、別紙申合せにより処理することとなつたから了知せられたる。

実地調査処理に関する申合せ

- 一、監察部門のみにおいて行う調査
 1. 本省各部署において調査を必要とする場合は、調査事項を各関係部署局長より監察局長へ通知し、監察局長は、直ちに地方郵政監察局長に通知し、地方郵政監察局長は、調査の結果を監察局長に送付し、監察局長はこれを当該部署局長へ回答する。
 2. 緊急已むを得ない場合には、各関係部署局長は、監察局長に合議し、連名をもつて直接地方郵政監察局長に要求することが出来る。この場合調査の結果は、当該地方郵政監察局長から当該部署局長に回答するとともにその写を監察局長に送付する。
 3. 内容が軽微で且つ地域も限定せられた事項については、関係部署局長は監察局長に合議して、直接地方に駐在する郵政監察官事務所に調査の要求をなすことができ

る。この場合調査の結果は、当該郵政監察官事務所から直接当該部署局長に回答するとともに、その写を所属地方郵政監察局長に送付する。

前項の場合同一調査事項について單純な再調査、又は補足的な調査を求める場合は、監察局長に対する合議を省略することができる。

- 4. 地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保険局及び附属機関において必要とする調査事項は、それぞれ各地方機関及び附属機関の長から関係地方郵政監察局長へ直接通知し、地方郵政監察局長は、直ちに所属郵政監察官を調査せしめ、その結果を当該局所長へ回答する。
- 5. 本省各部署の通達により地方郵政局において調査とりまとめを必要とするものの中、実地調査を要するものについても前号による。
- 6. 第三号は、各地方機関(郵便局を除く。)及び附属機関の場合にもこれを準用する。
- 7. 郵便局において必要とする受持区域外における調査であつて軽易なもの、当該郵便局長から直接当該郵政監察官事務所に調査を求めることができる。但し、当該郵政監察官事務所の管轄区域内のものに限る。この場合調査の結果は、直接当該郵便局長に回答するとともにその

写を所属地方郵政監察局長にも送付する。

8. 調査事項の能率的処理と統一をはかる為、調査を求めらるる部署所は、調査の目的、様式、調査要綱、期限等につき詳細に示し、且つ必要な用紙類(單純な調査の場合を除く。)を添付の上送付する。

二、監察部門と各部署と共同して行う調査

- 1. 出張規程別表第三号に掲げる事項について共同調査をなす場合は、関係部署の間においてそれぞれ派遣する員数、調査期間、調査対象及び調査様式等の共同調査実施上必要な事項を協議するものとする。
- 2. 調査員の出張発令及び旅費の支出は、それぞれの所属部署において行うものとする。
- 3. 調査員(各部署より派遣の者を含む。)の調査の結果は、地方郵政監察局長において取りまとめ、本省部署局長の通知によるものは監察局長に送付し、監察局長は、これを当該部署局長に回答するとともに、地方郵政局長の通知によるものは、それぞれその局長に送付するものとする。但し、郵政監察官以外の調査員の報告書は、処置上特に必要がある場合には、それぞれ協議の上で調査を必要とした部署においてとりまとめることが出来る。

第三類 監視、監査

●郵便遞送監視規程

(明治三十五年四月二十二日
公達 第三百四号)

一、二、三等局 電信局
ヲ除ク

郵便遞送監視規程

- 第一條 通常道路郵便線路ノ遞送事務監視ノ為地方郵政局ニ
遞送監視員ヲ置キ本規程ニ依リ監視セシム
- 第二條 遞送監視員ハ郵政省事務官ヲ以テ之ニ充テ地方郵政
局長之ヲ命免ス
- 第三條 遞送監視員ノ巡回区域及回数ハ左ノ如シ
 - 一 巡回区域ハ其ノ監督区内トス但シ同一線路ニシテ他ノ
監督区内ニ跨ルモノハ次ノ局所迄トス
 - 二 巡回回数ハ左ノ如シ
 - 一箇年三回以上
 - 一箇年二回以上
 - 一箇年一回以上

順送便以外ノ三等郵便線路
四等郵便線路
鐵道又ハ船舶郵便受渡線路

前項巡回回数ハ線路ノ狀況ニ依リ特ニ減回スルコトヲ得

第四條 地方郵政局長ハ必要ト認ムル地ニ遞送監視員ヲ駐在
セシムルコトヲ得

第五條 遞送監視員ハ左ノ事項ヲ觀察スルモノトス

- 一 郵便遞送事務ノ成績
- 二 郵便遞送方法成規ニ違背ノ有無
- 三 遞送受負人遞送受負規則ニ違背ノ有無
- 四 遞送手服務規則ニ違背ノ有無
- 五 遞送線路、遞送方法並遞送手定員定率及遞送受負料ノ
適否
- 六 遞送手使役方ノ適否
- 七 遞送用器具器械其他物品ノ使用及整理方ノ適否
- 第六條 遞送監視員ハ前條ノ外監督局長ヨリ臨時ニ命令スル
事項ヲ調査又ハ処理スヘシ
- 第七條 遞送監視員巡回中突災其他事故ノ為メ遞送上緊急処
分ヲ要スルモノニシテ監督局長ノ指揮ヲ受クルノ違ナキト
キハ臨時應急ノ処理ヲ為スヘシ
- 第八條 削除
- 第九條 遞送監視員ノ服務ニ関スル細則ハ地方郵政局長之ヲ
定ムヘシ
- 第十條 削除

●郵便物遞送監査員ニ時計ヲ携帯セ シムルヲ得ル件

(明治二十五年二月二十三日
公達 第五百二十二号)

一等郵便電信局、一等郵便局
郵便物遞送遲達ノ觀察ヲ主トシテ巡回スル吏員ハ当該局長ノ
見込ニ依リ時計ヲ携帯セシムルヲ得
但携帯時計ハ箇數ヲ定メ本省郵務局ヘ請求スヘシ

●通信部内監視員規程

(昭和十四年三月十四日
公達 第三百八号)

通信部内一般

通信部内監視員規程

- 第一條 通信部内官署ニ監視員ヲ置ク
- 第二條 各局所ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム但シ事務者ヲ置カザル
局所ニ在リテハ当該局長ニ於テ其ノ局所員中ノ一名ニ兼
務ヲ命ズベシ
- 第三條 監視員ノ命免ハ当該局長之ヲ行フ
- 第四條 監視員ハ三級官、通信手又ハ雇員ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 監視員ノ職務ニ関シテハ本規程並ニ別ニ定ムルモノ

第四編 第三類 郵便物遞送監視員ニ時計ヲ携帯セシムルヲ得ル件

通信部内監視員規程

五四一

ヲ除クノ外当該局長(内地ノ通信官署ニ在リテハ通信局長)之ヲ定ム

第六條 監視員ハ左ノ事務ニ従事ス

- 一 風紀衛生ニ関スル事項
- 二 廳舎及建物内外ノ警戒及警防ニ関スル事項
- 三 公衆室ノ整理、案内及監視ニ関スル事項
- 四 特務雇員及傭人ノ素行、服装並ニ服務方法視ニ関スル
事項
- 五 遺失物ノ処理ニ関スル事項
- 第六條 監視員ハ前項ニ依ルノ外尙臨時特命事項ヲ処理ス
- 第七條 通信官署ニ勤務スル監視員ハ前條ニ依ルノ外尙通信
局長又ハ在外電信局長ノ定ムル所ニ依リ通信区画内ヲ巡回
シ左ノ事務ニ従事ス
- 一 通信区画内ニ於ケル各種事業施設ノ適否及要否ノ注視
ニ関スル事項
- 二 公衆トノ連絡疏通ニ関スル事項
- 三 局外ニ於ケル各種事務ノ運行狀況調査ニ関スル事項
- 四 郵便切手及收入印紙賣捌所ニ於ケル賣捌準備及賣捌方
ノ適否調査ニ関スル事項
- 五 郵便函及公衆電話所ノ保護点檢ニ関スル事項
- 六 電話交換取扱方及電話加入者ノ電話機使用方ノ適否調
査ニ関スル事項

第八條 監視員ハ所屬局所管ノ事務ニ関シ事実ヲ調査スル為実地調査及書面調査ヲ行フ

實地調査トハ直接關係者ニ就キ調査スルモノヲ謂ヒ書面調査トハ書面調査用紙(附録)又ハ適宜ノ書面ヲ郵便ニ依リ關係者ニ送付シ(電報ニ在リテハ必要ニ應ジ其ノ電報送達ノ際之ニ書面調査用紙ヲ封入シテ送付スルコトヲ妨ゲズ)其ノ回答ヲ求ムルモノヲ謂フ

實地調査及書面調査ノ実行方法及回数ハ当該局長(内地通信官署ニ在リ)之ヲ定ム

第九條 電信区ニ於ケル直配達区域外ノ調査ニシテ其ノ地域ガ他ノ郵便区内ニ屬スルトキハ当該局ニ協議シテ其ノ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ囑託ヲ受ケタル郵便局ニ在リテハ監視員ノ出発日時及巡回方面ヲ予報シ調査材料ノ送付ヲ受クベシ

第十條 削除

附 則

第十一條 本規程ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 通信局、通信官署監視員規程及貯金局監視員規程其ノ他本規程ニ抵触スル從前ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第十三條 本規程施行ノ際現ニ巡視又ハ監視員タル者ハ別ニ辭令ヲ須キズ本規程ニ依ル監視員ヲ命ゼラレタルモノトス

附録第一号

郵便、電報、書面調査用紙(原符)

第 号	別種	差出 人又 は発 信地
	配達 の 日 時 分	配達 の 日 時 分
通信事務	市 区 村町 番地	殿

備考 原符ハ薄紙、調査用紙ハ厚紙ニシテ往復葉書型トシ炭酸紙使用ニテ複写スルモノトス

第四編 第三類 通信部内監視員規程

第十四條 樺太通信行政移管ノ際現ニ監視員タル者別ニ辭令ヲ須キザルトキハ本規程ニ依ル監視員ヲ命ゼラレタルモノトス

附録様式

郵便、電報、書面調査用紙(面裏)

拜啓 別記の郵便物又は電報は大体予定の時刻に配達済と存じますが一應御申上げます尙配達上其の他につき御氣付の点が御座いましたなら御遠慮なく御申越を願ひ一層事業の改善工夫に資したいと存じます

昭和 年 月 日

郵便(電信)局 敬具

通信事務

郵便局 御中

附録第二号(削除)

附録第三号

符原甲紙用査調面書險保命生易簡

備考 原符ハ薄紙、調査用紙ハ厚紙ニシテ往復葉書型トシ炭酸紙使用ニテ複写スルモノトス

結了 月日 印者	到著 月日 務者	発送 月日 当務	保險証 番記号
			終第 小養第
			号 作成日
			番整 号理
市 区 村町 番地			調査 調査 調査
宛			調査 調査 調査

(面裏)甲紙用査調面書險保命生易簡

通信事務	昭和 年 月 日	郵 便 局	郵 便 局	敬 具	拜啓 御契約の簡易生命保険に對し取 の正 確 期 した い と 存 じ ま す か ら 御 面 倒 な が ら 貴 股 份 の 保 料 領 収 據 に 依 つ て 保 險 料 を 御 拂 込 な り ま し た 月 日 を 御 調 べ の 上 お 知 ら せ 下 さ い 尚 事 業 の 改 善 に 資 し た い と 存 じ ま す か 集 金 又 は 其 の 他 に つ き 御 氣 付 の 点 が 御 座 い ま し た な ら 御 遠 慮 な く 御 申 越 下 さ い
					調査 調査 調査
					号 作成日
					番整 号理
市 区 村町 番地			調査 調査 調査		
宛			調査 調査 調査		

(面表)甲紙用査調面書險保命生易簡

通信事務	年 月 日	年 月 日	年 月 日	保險証 番記号
				終第 小養第
				号 作成日
				番整 号理
市 区 村町 番地			調査 調査 調査	
殿			調査 調査 調査	

●保險料領收帳の月日を御記入下さい
●集金又は其の他につき御氣付の点は御遠慮なく御記入下さい

附録第四号

符原乙紙用査調面書險保命生易簡

備考 原符ハ薄紙、調査用紙ハ厚紙ニシテ往復葉書型トシ炭酸紙使用ニテ複写スルモノトス

通信事務	結了 月日 印者	到著 月日 務者	発送 月日 当務	保險証 番記号
				終第 小養第
				号 作成日
				番整 号理
市 区 村町 番地			調査 調査 調査	
宛			調査 調査 調査	

調査
調査
調査

(面裏) 甲紙用査調面書金年便郵

通信事務	市 区 村町 番地	●集金又は其の御記入下さき御氣付の点は ●御遠慮なく御記入下さき御氣付の点は	年	第	号	期	送	日	月	番	整
			証	記	号	拂	迄	月	理	号	
郵	便	御	局	中	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛

拜啓 御契約の郵便年金に對し取扱の正
確を期したいと存じますから御面倒な
らぬに掛りましては御調へお知ら
せ下されば誠に御座ります
ませぬが御座ります御座ります
点が御座ります御座ります御座
下さい御座ります御座ります御
昭和一

(面表) 乙紙用査調面書金年便郵

通信事務	市 区 村町 番地	●集金又は其の御記入下さき御氣付の点は ●御遠慮なく御記入下さき御氣付の点は	年	第	号	期	送	日	月	番	整
			証	記	号	拂	迄	月	理	号	
郵	便	御	局	中	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛

拜啓 御契約の郵便年金に對し取扱の正
確を期したいと存じますから御面倒な
らぬに掛りましては御調へお知ら
せ下されば誠に御座ります
ませぬが御座ります御座ります
点が御座ります御座ります御座
下さい御座ります御座ります御
昭和一

(符原) 乙紙用査調面書金年便郵

通信事務	市 区 村町 番地	●集金又は其の御記入下さき御氣付の点は ●御遠慮なく御記入下さき御氣付の点は	年	第	号	期	送	日	月	番	整
			証	記	号	拂	迄	月	理	号	
郵	便	御	局	中	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛

拜啓 御契約の郵便年金に對し取扱の正
確を期したいと存じますから御面倒な
らぬに掛りましては御調へお知ら
せ下されば誠に御座ります
ませぬが御座ります御座ります
点が御座ります御座ります御座
下さい御座ります御座ります御
昭和一

備考 原符ハ薄紙、調査用紙ハ厚紙ニシテ往復葉書型トシ炭
酸紙使用ニテ複写スルモノトス

(面裏) 乙紙用査調面書金年便郵

通信事務	市 区 村町 番地	●集金又は其の御記入下さき御氣付の点は ●御遠慮なく御記入下さき御氣付の点は	年	第	号	期	送	日	月	番	整
			証	記	号	拂	迄	月	理	号	
郵	便	御	局	中	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛

拜啓 御契約の郵便年金に對し取扱の正
確を期したいと存じますから御面倒な
らぬに掛りましては御調へお知ら
せ下されば誠に御座ります
ませぬが御座ります御座ります
点が御座ります御座ります御座
下さい御座ります御座ります御
昭和一

●郵便局監査規程 (大正十一年四月一日 公達第三百八十号)

地方通信官署

郵便局監査規程

- 第一條 郵便局ニ其ノ事務ノ実況ニ應シ專任監査員ヲ置ク
- 第二條 監査員ノ配置アル郵便局ニ於テハ本規定ノ定ムル所ニ依リ局内事務ノ監査ヲ為スヘシ
- 第三條 監査員ハ局長ヲ補佐シ專ラ監査ノ事務ニ従事スヘシ
- 第四條 監査ハ所定ノ監査事項ニ付之ヲ行フ但シ局長ニ於テ特ニ監査ヲ命スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 地方郵政局長ハ局務ノ繁閑、事務ノ類別ニ應シ部門ヲ設ケ事務ノ全般ニ涉リ順次監査セシムヘキ監査事項ヲ定ムヘシ
- 第六條 監査ハ各部門毎ニ月二回以上之ヲ行フヘシ但シ地方郵政局長ハ事務ノ種類ニ依リ月一回迄ニ減回セシメ又ハ臨時省略セシムルコトヲ得
- 第七條 監査員各種帳簿ヲ監査シタルトキハ其ノ余白ニ監査月日ヲ記載シ之ニ檢印スヘシ
- 第八條 監査員ハ附録様式ノ監査表ニ監査ノ結果ヲ記入シ之ヲ局長ニ報告スヘシ

前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ局長之ヲ査閲シ事故又ハ改良事項ニ関シテハ直ニ適切ナル措置ヲ講シ其ノ措置要領ヲ當該監査表ニ記載スヘシ

第九條 監査表ハ各部門毎ニ順次編綴保存スヘシ

附 則

本公達ハ大正十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附録様式

局長	局務監査表(、、、部)	年月日	月分	第 回
局長		年 月 日	監 査	員 〇
監 査 事 項	成 績	措 置 要 領		

備 考

- 一 本表ニハ所定ノ監査事項ヲ予メ記載シ置クコト
- 二 本表記入方ハ可成具體的ノ事實ヲ記シ「前回ニ同シ」等形式的記入ヲ爲ササルコト

●鉄道郵便監査規程 (明治三十六年五月一日 公達第四百四十六号)

通信官署

鉄道郵便監査規程

- 第一條 鉄道郵便事務監査ノ爲メ地方郵政局ニ鉄道郵便監査員ヲ置キ本規程ニ依リ監査セシム
- 第二條 鉄道郵便監査員ハ郵政事務官ヲ以テ之ニ充テ地方郵政局長之ヲ命免ス
- 第三條 鉄道郵便監査員ノ巡回区域及巡回回数ハ左ノ如シ
 - 一 巡回区域
 - 地方郵政局鉄道郵便監査員ハ分掌局区内ヲ除キタル地域内郵便局所掌区域
 - 二 巡回回数
 - 一、二等線路 一箇年四回以上
 - 三等以下ノ線路 一箇年一回以上
 - 前項巡回回数ハ線路ノ狀況ニ依リ特ニ減回スルコトヲ得
- 第四條 地方郵政局長ハ必要ト認ムル地ニ鉄道郵便監査員ヲ駐在セシムルコトヲ得
- 第五條 鉄道郵便監査員ハ左ノ事項ヲ監査スヘシ
 - 一 鉄道郵便線路及ヒ鉄道郵便係員、鉄道郵便集配員定員

第四編 第三類 一 鉄道郵便監査規程

配置ノ適否

二 鉄道郵便係員及ヒ鉄道郵便集配員服務及ヒ勤務方ノ正否

三 鉄道郵便車及ヒ鉄道郵便室ノ適否

四 鉄道郵便係員宿泊所及ヒ湯供給所ノ適否

第六條 鉄道郵便監査員ハ前條ノ外所屬局長ヨリ臨時ニ命令スル事項ヲ調査又ハ処理スヘシ

第七條 鉄道郵便監査員乗車スルトキハ予メ其監査員章ヲ係員ニ示スヘシ

第八條 鉄道郵便監査員ハ其監査員章ヲ示シテ各關係局所及係員ニ對シ監査ヲ遂クルニ必要ナル材料ノ提供又ハ帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第九條 鉄道郵便監査員巡回中被災其ノ他事故ノ爲メ緊急処理ヲ要スル事項アリテ所屬局長ノ指揮ヲ受タル邊ナキトキハ臨機應急ノ処理ヲ為スヘシ

第十條 削除

第十一條 鉄道郵便監査員ノ服務ニ関スル細則ハ地方郵政局長之ヲ定ムヘシ

第十二條 削除

第十三條 本規程ハ明治三十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本規程ハ明治三十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第五編
厚
生

第五編 厚生

第一類 共 濟

● 國家公務員共済組合法

(昭和二十三年六月三十日
法律第六十九号)

國家公務員共済組合法目次

- 第一章 総則
- 第二章 組合員
- 第三章 給付
- 第四章 福祉施設及び共済組合連合会
- 第五章 掛金及び國庫負担金
- 第六章 共済組合審査会
- 第七章 雜則

國家公務員共済組合法

第一章 総 則

(目的及び組織)

第一條 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以

下職員という。)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という。)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 臨時に使用される者(雇ようの日から二月を超える者を除く。)
- 三 公團の職員のうち政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者
- 四 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために勞務に服する者

(組合の設置区分)

第二條 組合は、衆議院、參議院、内閣(総理府を含む。)法務府、各省、裁判所及び会計検査院(以下各省各廳といふ。)ごとにそれぞれこれを設ける。

2 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に組合を設ける。

- 一 國家地方警察及び國家消防廳に属する職員 総理府
- 二 特別調達廳に属する職員 総理府
- 三 拘留所、刑務所及び少年刑務所に属する職員 法務府
- 四 印刷廳に属する職員 大藏省

- 五 造幣廳に属する職員 大蔵省
- 六 営林局(営林署を含む。)に属する職員 農林省
- 七 建設省の地方建設局(土木研究所を含む。)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に属し、港湾の建設又は保存に関する事務に従事する職員 建設省
- 八 都道府縣に属する職員 総理府
- 三 第一項及び前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範囲は、当該組合の共済組合運営規則(以下運営規則という。)によりこれを定める。

(組合の管理)

第三條 組合は法人とする。

- 二 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下各省各廳の長という。)は、この法律に基いて、それぞれその各省各廳に設けられた組合を代表し、その事業を執行する。
- 三 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。
- 四 各省各廳の長が、運営規則を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- 五 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。
- 一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合にお

- しては、その委任に関する事項
- 二 組合員に関する事項
- 三 掛金に関する事項
- 四 資産の管理その他財務に関する事項
- 五 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項
- 六 その他組合の事業執行に關して必要な事項

(組合の住所)

第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く。

二 組合は、大蔵大臣の承認を受けて、その事業を執行するために従たる事務所を設けることができる。

(組合運営審議会)

第五條 組合の適正な運営を図るため、各組合に共済組合運営審議会(以下運営審議会という。)を置く。

二 運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員のうちから、各省各廳の長が、これを命ずる。但し、当該組合の組合員以外の者でその組合の事務に従事する者がある場合においては、各省各廳の長は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。

三 各省各廳の長が、前項の規定により委員を命ずる場合においては、一部の者の利益に偏することのないように相当

の注意を拂わなければならない。

第六條 左に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

- 一 運営規則のうち第三條第五項第二号から第六号までに掲げる事項に關する部分の制定及び改廃
- 二 組合の毎事業年度の予算及び決算
- 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 四 訴訟、訴願の提起及び和解
- 五 その他各省各廳の長又は運営審議会において特に重要であると認めたる事項

二 前項に定める事項の外、運営審議会は、各省各廳の長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につき各省各廳の長に建議することができる。

(事務職員及び國の施設の利用)

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、その各省各廳に所屬する職員をして組合の事務に従事させ、又はその管理に係る施設を組合の利用に供することができる。

(会計)

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

二 組合の会計組織は、大蔵大臣がこれを定めるものとし、

組合は、その財産目録、貸借対照表及び收支計算書に關する報告書を少くとも毎事業年度末及び大蔵大臣の指定するときに、大蔵大臣に提出しなければならない。

三 前項に規定する書類は、大蔵大臣の承認を受けることを要し、その承認を受けたときは、組合はその書類の写すすべての組合員の閲覧は供ししなければならない。

(大蔵大臣の権限)

第九條 組合の事業の執行は、大蔵大臣が、これを監督する。

二 組合は、大蔵大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての詳細な報告を、大蔵大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。

三 大蔵大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び会計について監査するものとする。

(非課税)

第十條 組合には所得税及び法人税を課さない。

二 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

三 第十七條に掲げる給付、第六十三條第二号の貸付並びに

同條第三号及び第四号の事業に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

4 地方公共団体は、組合の事業に対しては、地方税を課することができない。

(無料証明)

第十一條 組合又はこの法律に基いて給付を受くべき者は、その行方給付又はその受ける給付に關し必要な範囲内において、國、市町村長（東京都の特別区のある地域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項の市にあつては区長。）又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 組合員

(組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日（第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときにはそのなつた日）から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日（第四号に該当する場合はその該当するに至つた日）から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

つた日）から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

- 一 死亡したとき
- 二 退職したとき
- 三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき
- 四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき

(期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間（他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない。）は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

(責任準備金の移換)

第十六條 組合員（第四十條の規定の適用を受ける者を含む。）が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合は、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならない。

2 組合員で船員保険の被保険者であるもの（以下船員たる組合員という。）が組合員としての資格を喪失したときにお

いて、なお船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、痾疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 痾疾給付
- 四 遺族給付
- 五 罹災給付
- 六 休業給付

(被扶養者の範囲)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊

属、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生当時（給付事由が退職後に発生したものにあつては退職当時）の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一（休業給付にあつてはその二十五分の一）をもつて俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金の支給の始期及び終期)

第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(年金を受くべき遺族の範囲)